

厚生労働科学研究費補助金

労働安全衛生総合研究事業

THP指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント
歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究

令和7年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 上條 英之

令和8（2026）年 3月

目 次

I. 総括研究報告

- THP指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント
歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究 ----- 1
上條英之

II. 分担研究報告

1. 事業場での歯科口腔保健サービスの推進事例収集のための調査 ----- 12
福田英輝
2. 職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】の作成 ----- 17
大山篤、江口貴子、後藤 理絵、小林 宏明、澁谷智明、石塚 洋一
西埜植規秀、安田 恵理子、久篠 奈苗、猪股 久美
(資料) 職域における口腔保健指導のためのリンク集 ----- 31
3. 職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究
～事業場および事業場外資源での推進事例を把握するための現地調査～
YKK株式会社 黒部事業所の事例 ----- 58
小林宏明、上條英之、大山篤、後藤理絵
4. 職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究
～事例集作成にあたってのヒアリング～ ----- 67
澁谷智明、大山篤、小椋正之、小林宏明、上條英之
5. 事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックの作成
佐藤涼一 ----- 73
(資料) 事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブック
(2026年版) ----- 78
6. 職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究
～事例集作成にあたってのヒアリング～ ----- 97
後藤理絵、上條英之、大山篤、小椋正之、佐藤涼一

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 102

令和7年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

総括研究報告書

研究代表者 上條 英之 東京歯科大学歯科社会保障学 客員教授 上條英之

研究要旨

令和7年1月に厚生労働省の労働政策審議会がとりまとめた「今後の労働安全衛生対策」で歯科口腔保健について、普及啓発を進めていくことが提言されたことを受け、令和6年3月に策定した事業場の歯科口腔保健に関する事例集等の改定・充実を目的として、先進的に歯科口腔保健事業を実施している事業場を対象に調査を実施したところ、事業場で歯科口腔保健事業を実施する際の障壁として、費用や人的資源の不足、実施方法の不明確さがあげられ、標準化されたプログラムや実務的支援の必要性が明らかとなった。

なお、先進的取り組みをされている事業場を選定しての調査の結果から、多くの事業場で何らかしらの事業展開が歯科口腔保健についてなされており、一部の事業場では事例策定のためのヒアリング調査の協力が得られる目途が立ち今年度は株式会社ナカニシ、富士通株式会社、YKK 株式会社黒部事業所の3社の歯科口腔保健事業のヒアリング調査を行った。

株式会社ナカニシの場合、健康経営の枠組みの中に歯科口腔保健を位置づけている点が特徴で、健保の巡回歯科健診が実施可能な事業所では全従業員を対象に歯科健診や口腔保健指導、受診勧奨などを通じて、従業員の口腔健康管理を体系的に行っていた。また、富士通株式会社の場合、社長直轄の健康推進本部が中心となり、予防に特化した歯科口腔保健事業を個別アプローチとポピュレーションアプローチの両面から積極的に行われており、長年の各施策の効果でセミナー等の受講率等から従業員の歯科口腔への関心の高さや組織風土が伺えた。なお、YKK 株式会社の場合、1984年から40年以上歯科健診を継続し、事業所内の健康管理センターに常勤・非常勤の歯科医師および歯科衛生士を配置し全従業員に「2年に1回の定期歯科健診」を実施し、長期にわたって歯科健診を含むデータ蓄積を次の事業対応へ反映させる努力がなされていた。

2022年度厚生労働科学研究補助金で作成した「産業歯科保健に関するリンク集原案」をもとに「職域における口腔保健指導のためのリンク集(2025年度版)」を作成した。なお、本リンク集は職域での活用が期待されるリーフレット、マニュアル、動画、PPTなどの媒体が公開されているサイトを中心に収集を行い今後、関係機関のHPでのリンクをさせることとしている。

令和4年（2022年）の労働安全衛生法関係法令の改正を踏まえ、従来の特殊健康診断に加え、リスクアセスメント結果に基づき必要と認められる場合に実施する「リスクアセスメント対象物健康診断」が2024年に創設されたことを踏まえ、化学物質管理の新たな枠組みに対応する歯科医師の実務支援を目的として、リスクアセスメント対象物歯科健康診断のガイドブックの改定を行った。

A. 研究目的

1) ヒアリング対象となる事業場選定のための調査実施

令和6年3月にとりまとめた「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」の改定・増補を行うため、ヒアリング対象となる事業場を選定し、新たな推進事例に関する情報を得ることを目的として調査を実施した。

2) 事例集の見直しのためのヒアリング調査の実施

令和6年3月に策定を行った「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」について、改訂・増補を行うため、3か所の事業場について、ヒアリング調査を行った。

3) 「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の作成

2022年度の「産業歯科保健に関するリンク集原案」の改訂を行い、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」として内容を充実させるとともに、広く普及させることが本研究の目的である。そのため、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」では、掲載するリンク先から必要に応じて掲載許可を得ることとし、冊子版も作成して関係機関に配付する等、広く活用されるための普及活動も行うこととした。

なお、本リンク集は2022年度の「産業歯科保健に関するリンク集原案」と同様に、網羅的なリンク集を目指すのではなく、職域で活用できそうなリーフレット、マニュアル、動画、PPTなどの媒体が公開されているサ

イトを中心に収集している点を特長としている。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

令和6年(2024年)4月1日から開始されたリスクアセスメント歯科健康診断の周知のため策定されたリスクアセスメント対象物歯科健康診断に関するガイドラインについて、新たに臭化水素で短時間濃度基準値が設定されたこと等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行うことが本研究の目的である。

B. 研究方法

1) ヒアリング対象となる事業場選定のための調査実施

質問紙を作成し、対象事業場について

(1) 健康経営度調査(経済産業省)で歯科口腔保健の取り組みがなされている事業場

(2) 日本産業衛生学会産業保健看護部会会員の調査から対象となりえる事業場

(3) 保険者における歯科口腔保健の取組事例(厚生労働省保険局とりまとめ)

(4) 歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰の職域部門で表彰された事業場

等から31事業場を選出し、これらの事業場に対して、令和7(2025)年秋に調査票を郵送した。

2) 事例集の見直しのためのヒアリング調査の実施

調査を実施した事業場のうち、ヒアリング調査への協力が得られた事業場を選定し、令和7年度は、株式会社ナカニシ、富士通株式会社、YKK株式会社黒部事業所の3つ

の事業場に対して調査を実施した。

こちらであらかじめ作成したフォーマットにより事前に情報を収集した後、2026 年 1 月から 2 月にかけてヒアリング調査を実施した。

ヒアリングの主な内容（ヒアリング前の情報収集を含む）は、

- 1)企業の基本情報（業種、従業員数、平均年齢、事業所内の産業保健スタッフ、活用している事業場外資源）
- 2)歯科口腔保健指導や健康相談、歯科健診に関する事業の内容等がわかる資料

（ヒアリングの主な内容）

- 1)歯科口腔保健に関する事業の詳細と取り組むことになった背景や課題
 - 2)実施している歯科口腔保健に関する事業や取り組みの概要
 - 3)社内、社外での体制の構築
 - 4)取り組みの計画作成、実施内容、結果の評価
 - 5)実施している事業の費用等
 - 6)その他（取組で苦労した点、取組を成功させるためのポイント等）、
- とした。

3)「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】の作成

リンク集について、以下の方法で作成を行った。

（1）リンク集におけるテーマの確定

本研究では「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」に掲載するテーマを確定するため、2022 年度のリンク集原案で使用したテーマをオンライン会議において再検討し、「ナッジ」を追加するなど、テーマの一部改訂を行った。

（2）リンクの改訂作業

分担研究者および研究協力者（以下、リンク集分担者）にリンク集のテーマを分担してもらい、職域における口腔保健指導に活用できそうなリンクの改訂作業を行った。2022 年度のリンク集原案から継続して掲載を予定するリンクについてはリンク先の変更の有無を確認し、新たに活用できそうなリンクが見つかった場合には追加掲載することとした。なお、今回作成した「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」では、公的機関から発信されている情報を中心に掲載した。

（3）リンク先からの掲載許可の必要性の確認

リンクの改訂作業がある程度進んだ段階で、各リンク集分担者に対して、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」に掲載予定のリンク先から必要に応じて掲載許可を得てもらうように依頼した。

リンク先に掲載許可を依頼する場合の具体的な対応は、別紙 1 表 1 の通りである。原則として、リンク先にリンクポリシーがある場合にはそれに従い、リンクポリシーがない場合にはサイトに記載されている問い合わせ先を通じて掲載許可を依頼した。

なお、掲載許可の依頼方法には Web 上の問い合わせフォーム、依頼状の送付、メールによる問い合わせなどが考えられたため、各リンク集分担者が対応しやすいように、それぞれの依頼方法に合わせたフォーマットを準備した。

(4) リンクの集約、リンク集の作成

各リンク集分担者から、リンク先の掲載可否や問い合わせ先からの返信待ちなどの状況を報告してもらい、2026年2月初旬の時点でリンク集に掲載可能と判断したリンクを集約し、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版とPDF版の作成を行った。

「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版はリンク集の印刷物として作成したものであり、厚生労働省や日本歯科医師会、日本産業衛生学会等の関係先に送付し、広報媒体としての役割を期待するものである。また、PDF版は掲載されたURLをクリックすれば、目的のサイトに移動する実用的なリンク集である。厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから入手できるように準備しており、産業保健の現場で広く活用されるために普及活動を行っているところである。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

本研究班で、小委員会を設置し、労働衛生を専門とする有識者および労働衛生コンサルタントを含む研究分担者6名と研究協力者5名により年3回（第1回：2025年6月10日、第2回：11月6日、第3回：2026年1月8日）の小委員会会議の議論を経てガイドブックを分担執筆を行うこととした。

C. 研究結果および考察

1) 事例集の見直しのためのヒアリング調査の実施

(1) 過去4年間に実施した保健事業の実

績

THP指針に基づき、過去4年間、事業所従業員に対して実施した保健事業については、「メンタルヘルスケア」および「保健指導」が8件と最も多かった。ついで、口腔保健指導は、7件であった。口腔保健指導の具体例として、歯科検診時における歯科衛生士による指導等が回答されていた。

本調査の対象事業場は、先進的に歯科保健事業を推進している事業場を選定したため、口腔保健指導および歯科健康診査は、高い割合で実施されていた。しかしながら、実施内容や実施体制は、多様であり詳細なヒアリング等のさらなる調査が必要であることが示された。

(2) 歯科口腔保健事業に関する今後の協力意向

回答があった9事業場のうち、6事業所については、ヒアリング等の今後の協力意向が示された。

(3) 歯科口腔保健事業を実施する場合の障壁

事業所で歯科口腔保健事業を実施する場合の障壁については、「費用がかかる」が最も多く4件であった。ついで「業務が忙しく、手が回らない」3件、「やり方がわからない」2件であった。

歯科口腔保健事業の実施における障壁として、「費用」「人的・時間的余裕の不足」「実施方法の不明確さ」が主な要因としてあげられた。これは、事業場における歯科口腔保健事業が必須業務として認識されていないことに起因する構造的課題である可能性がある。「やり方がわからない」という回答もみられており、プログラムの標準化と普及の必要性が示唆された。

3) 事例集の見直しのためのヒアリング調査

(1) 株式会社ナカニシの場合

1. 事業所の基本情報

株式会社ナカニシ本社は栃木県鹿沼市に所在する精密機器製造業である。従業員数は派遣含め約1,581名（平均年齢40.8歳）である。事業場内の産業保健スタッフとして、産業医（嘱託）1名、産業看護職（常勤）3名のほか、歯科技工士1名が配置されていた。

企業トップである社長自らが予防歯科の大切さを知り、従業員自身が口腔健康の重要性を理解し実践することが全身健康にも良い影響があると認識し2015年から歯科口腔保健活動を推進している。

2. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）や社内の通知方法

健康経営宣言として社内外に「歯の健康」についての取り組み推進を発信。社長自ら朝礼等で「歯科健診受診率100%」「むし歯ゼロ」などの口腔保健に関するメッセージを発信している。

3. 体制構築の方法

a. 事業場内の体制

人事部の健康増進課として産業保健スタッフを配置し、健康施策を実施、推進している。

b. 事業場外資源の活用

東京薬業健康保険組合が委託している巡回歯科健診業者が歯科健診や個別保健指導を実施している。

・活動の認識醸成

歯科医院受診状況の確認を毎年繰り返し続けることで、「歯科医院へ受診したら報告す

る」という認識の醸成ができてきている

4. 取り組みに係った費用と内訳

巡回歯科健診費用事業所負担 200 円/人×1,244 名分 248,800 円

歯科クイズ参加賞物品購入費 300 円/人×540 名分 162,000 円

5. 取り組みの実施に関して参考になった資料や URL

健康いきいき職場づくりフォーラム -

<https://www.ikiiki-wp.jp/>

その他、各社の健康経営に関するホームページ

6. その他の特徴

株式会社ナカニシの取り組みは、口腔衛生に携わる企業の特性を背景として、歯科口腔保健を健康経営の枠組みの中に位置づけて推進している点に特徴がある。社長自らが「歯科健診受診率100%」や「むし歯ゼロ」といった具体的な目標を掲げてメッセージを発信していることは、従業員の健康意識の向上や活動の定着に大きく寄与していると考えられる。

また、健康づくりスローガンである「7つの健康習慣」の中に口腔健康習慣を位置づけることにより、歯科口腔保健を他の健康施策と統合した形で推進している点も特徴的である。

なお、歯科健診受診率は98.9%と非常に高い水準であり、う歯保有者の歯科医院受診を社内メールや対面での確認を継続的に行うことで「歯科医院へ受診したら報告する」という認識が従業員の間で醸成されつつある。これは職域における歯科口腔保健活動の取り組み開始から産業保健スタッフが工夫を重ね着実に取り組みを続けてきた結果であり、産業保健スタッフが従業員にとって「すぐ相談に行ける」などの身近な存

在であると同える。

(2) 富士通株式会社の場合

1. 事業所の基本情報

事業としては電気機器製造業、従業員は約 37,893 名 (平均年齢 44.1 歳) であった。会社全体としての産業保健スタッフは産業医 102 名、産業看護職 (常勤) 109 名、(非常勤) 58 名、人事労務管理部門スタッフ 50 名であった。また、歯科においては歯科医師 1 名 (常勤) と歯科衛生士 4 名 (常勤) が診療担当で、歯科医師 4 名 (非常勤) と歯科衛生士 2 名 (非常勤 1 名と業務委託 1 名) が健診担当となっていた。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

以前より歯科特殊健診が多くのある事業所で行われていたため、同時に歯科の取り組みも行われていた。1990 年代に健康保険組合で歯科健診の費用補助を始め、各事業所において定期健康診断に合わせて一般歯科健診が実施されるようになった。2015 年に富士通ヘルスケア部門では幹部向けに日吉歯科の熊谷先生を招聘し、予防歯科ソリューションの概念実証 (POC) を開始した。2019 年からは地域限定で予防歯科セミナーを展開し、2021 年からは全社展開となり 3,000 人以上がリアルタイムで聴講し社員の口腔領域への関心の高さが明らかとなり、その後より予防を重視した取り組みがなされるようになった。また歯科と全身疾患の関係から口腔の健康を維持することが、健康的な人生を送る上で極めて重要であると認識から、2022 年 1 月より富士通グループ健康経営事務局 (健康推進本部、ER 統括部、健康保険組合) と富士通 Japan 株式会社ヘルスケア事業本部 (予防歯科チーム) が「One

Team」そして連携して社員の口腔・歯の健康対策活動を強力に推進している。目下の課題としては健康管理・行動へ繋がるための施策の効果検証と考える。

3. 取り組みについての方針の表明 (社長メッセージ等) や社内の通知方法

富士通グループ健康宣言を 2017 年に制定、2022 年に改訂して、重点施策の 1 つに「口腔・歯の健康対策」を取り入れた。

4. 体制構築の方法

事業場内: 富士通クリニック歯科部、富士通グループ健康経営事務局 (健康推進本部・ER 統括部・健康保険組合) 富士通 Japan 株式会社ヘルスケア事業本部。

事業場外資源: ライオン歯科衛生研究所、日本予防医学協会、クレセル株式会社 (歯科医院経営コンサルタント)

5. 取り組みの具体的な内容

社員一人ひとりが、自律的に自らの健康状態を維持し、生き生きと働く企業を目指すため、また社員と家族の健康保持増進の観点から、口腔の健康を実現し、全身の健康にも影響を与える歯科疾患を予防するために、富士通クリニックでの予防歯科型医療サービスで情報提供などを行っている。またヘルスリテラシーの向上と行動変容の促進、予防歯科の研修、啓発の充実・拡大 (e-Learning の周知促進、全社オンラインセミナーの継続開催)、歯科健診への健保補助対象年齢を (25、30、35、40、45。50 歳) から 55 歳、60 歳まで拡大した。さらに社員啓発 ICT ツールの検討、構築を行っている。

6. 取り組みを成功させるためのポイント
専門職だけでなく、事業部門、健保組合などと各部門でチームを組んで行うことや外部有識者の支援を得て行うことが大切である。

また社内 SNS やウェブサイトなどを積極的に活用することもヘルスリテラシー向上には重要で、さらに社外メディアも活用することで、社外から社内の取り組みを周知できる。

7. 取り組みに係った費用と内訳

口腔・歯の健康教育 e-Learning の制作と運営費用：700 万円。歯科健診：一人あたり 3,500 円であった。

8. その他の特徴

富士通株式会社では、以前より工場や研究所で歯科特殊健診が多く行われていたため、同時に歯科の取り組みも実施されていたことが歯科口腔保健事業を積極的に行っている背景にあると考えられた。

現在は歯科専門職だけでなく、事業部門、健保組合などとチームを組んで行う健康経営事務局（健康経営推進本部、ER 統括部、健康保険組合）と富士通 Japan ヘルスケア事業本部（予防歯科チーム）が「One Team」で連携してコラボヘルスとして社員や家族の口腔・歯の健康保持増進のための活動を強力に推進しており、その中心となっている健康推進本部が社長直轄の組織となっていることから、富士通が企業として従業員の健康に対して口腔保健事業も含めて積極的に取り組んでいることがうかがえた。同時に外部有識者の支援を受けたり、他企業とも情報交換を行っていることも重要な点である。

口腔保健のヘルスリテラシーの向上と行動変容の促進、予防歯科の研修、啓発のために e-Learning の周知促進、全社オンラインセミナーの継続開催、社内 SNS やウェブサイトなどを積極的に活用するといった施策も有用と思われた。またその対策がマンネ

リ化しないようにしつつ、対象者に対して必要な情報が伝わるように工夫されていた。それが健康教育の実施率：93.4%（63,587 名受講）、健康教育の有益性：93.2%。健康教育の内容理解度：97.8%、社内 SNS 口腔・歯の健康コミュニティ登録人数：3,264 名といった結果に繋がり、従業員の口腔と歯への関心の高さが伺えた。さらに熊谷先生の予防歯科セミナーを開催するなど、歯科口腔保健への関心が高い組織風土が作られていた。

（3）YKK 株式会社黒部事業所の場合

1. 事業場の基本情報

YKK 株式会社（黒部事業所）は富山県黒部市に所在する製造業で、従業員数は約 5,018 名（平均年齢 41.8 歳）である。事業場内の産業保健スタッフとして、産業医 7 名、産業看護職（常勤）9 名のほか、歯科医師 5 名、歯科衛生士 2 名が配置されている。活用している事業場外資源として、YKK 健康保険組合、新潟大学歯学部（口腔再建外科・予防歯科）などと連携している。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

以前は歯科疾患が非常に多く、2 次・3 次予防の必要性から 1984 年に歯科健診を開始し、事後措置のための健康管理センター内に歯科を開設した。その後、時代の変化とともに口腔保健を含む 1 次予防・2 次予防へとシフトしてきている。

3. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）

「一人ひとりが安全衛生への強い自覚を持ち、全員参加で安全衛生活動に取り組む」という社長メッセージを全社員に周知している。また、2018 年 3 月に代表取締役社長に

よる「YKK 健康宣言」を制定し、リーフレットを全従業員に配布、周知 HP にて対外的にも公表。従業員と家族の心身の健康保持・増進が企業の発展に繋がる考えのもと、会社・健保・従業員が一体となった健康づくりを推進している。

4. 体制構築の方法

a. 事業場内の体制

YKK グループ健康推進協議会や産業医会、YKK 健康保険組合、健康推進室（事務局）などが連携し、全国 9 つの健康管理センターを中心とした体制を構築している。

b. 事業場外資源の活用

新潟大学歯学部口腔再建外科・予防歯科などと連携し、歯科健診や専門的な対応を行っている。

5. 取り組みの具体的な内容

- ・歯科健康診断結果をデータベース化し、安全衛生委員会への解析結果の報告および各事業所への通達と水平展開。

- ・生活習慣病健診対象者に対する歯科健診および「歯と口の健康測定」（歯垢染め出し口腔内写真、唾液検査、口腔乾燥症検査、位相差顕微鏡による口腔細菌の描出等）の実施。

- ・歯科健診結果を受けて要指導者をクリニックに呼び出し、歯科衛生士による口腔衛生指導（歯石除去、フッ化物塗布等）の実施。

- ・健康保険組合の糖尿病重症化予防の一環として HbA1c 高値者を健康管理センターの医科・歯科でコラボレーションし、栄養指導・運動指導等とあわせた口腔保健指導の実施（コモンリスクアプローチ）。

- ・口腔再建外科専門歯科医による海外渡航前智歯（親知らず）の抜歯。

6. 取り組みの効果（結果・評価など）

- ・歯科健康診断結果をデータベース化し（昭和 58 年からデータベース化）解析

安全衛生委員会への解析結果を報告→事業部ごとの解析結果を元に各事業部への通達（PDCA）

- ・生活習慣病健診対象者：歯科健康診断と歯と口の健康測定の実施

（歯垢染め出し口腔内写真にて指導・唾液検査・口腔乾燥症検査・口臭測定・位相差顕微鏡にて口腔細菌の描出・動揺度試験など）

- ・歯科健診結果を受けて要指導者をクリニックに呼出し指導（歯周ポケット測定・歯科衛生士による染出し指導・歯石除去・フッ化物塗布・半年後の評価）

- ・HbA1c 高値者を健康管理センターとコラボレーションして、栄養指導（速食いの問診を含む）・運動指導とあわせて口腔保健指導（コモンリスクアプローチ）

- ・高齢労働者を見越して咀嚼機能検査・咬合力測定・舌圧測定・オーラルディアドコキネシス・唾液腺マッサージ

- ・コロナ禍から回復できていないが、各工場への集団歯科口腔保健指導（講演とブラッシングや歯間ブラシの実演）

- ・半埋伏知歯の抜歯 口腔再建外科専門歯科医による渡航前抜歯など

昭和 58 年から蓄積されたデータベースに基づく解析を行い、安全衛生委員会への報告を通じた PDCA サイクルを回している。また、高齢労働者を見越した咀嚼機能検査などや、コロナ禍前は各工場への集団歯科口腔保健指導（講演や実演）を行い、従業員の行動変容に繋げている。

7. その他の特徴

YKK 株式会社（黒部事業所）の取り組みは、職域歯科保健のモデルケースとも言える質

と量を有している。昭和 59 年という早期に健康管理センター内に歯科を開設し、現在に至るまで歯科医師と歯科衛生士を事業所内に抱えて活動を継続している。特筆すべきは、1980 年代から蓄積された膨大な従業員の健康情報を活用している点である。産業医と歯科医療職が連携し、HbA1c 高値者への「コモンリスクアプローチ」として医科歯科連携指導を実践していることは、全身疾患と歯科疾患の関連性を現場の指導に直接落とし込んだ極めて先進的な事例であると考えられる

3)「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の作成

「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」については、テーマごとに収集したリンクをまとめ、個別のリンクの概要や特長がわかるように、リンク集担当者が中心となって簡潔なコメントをつけた。また、個別のリンクごとに、利用できる媒体の種類がわかるようにした。

なお、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の冊子版はリンク集を印刷物で作成し、関係機関への広報媒体として作成した。リンク集に掲載された個別のリンクからリンク先に直接アクセスしたい場合には、厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから公表される予定の PDF 版を活用をできるように準備をおこなってまいりたい。

なお、リンク集は時間が経つとリンク先の変更や消失によるリンク切れが起きたり、最新の情報が掲載された有益なサイトが新たに公開されるなど、定期的なメンテナンス作業が必要であると考えられる。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

今回策定したガイドブックの目次項目として、

- (1) はじめに
- (2) 事業所における化学物質の自律的管理とは、
- (3) リスクアセスメント対象物健康診断
- (4) 従来の歯科特殊健康診断とその対象物質
- (5) 歯科医師による健診の実施方法
- (6) おわりに、
- (7) リスクアセスメント健診に関わる用語集

を設定した。

また、歯科関連の 5 物質については、新たに臭化水素について、濃度基準値が設定されたことから、記載内容の変更を行った。

なお、今回策定したガイドブックについては、今後、従事者に対して、周知を図っていく上で、このガイドブックを使用することで、どの程度の従事者の知識への影響があるかを把握するため、研修を行うことでの効果把握を試みることも、普及啓発を進めていく上での方策の 1 つと考えられる。

D. 結論

1) ヒアリング対象となる事業場選定のための調査実施

本調査に回答がなされた事業場のうち、6 事業場で協力が得られるとの回答が示されたことを踏まえ、今年度、3 か所の事業場で歯科口腔保健の取り組みについて、ヒアリングを行うことが可能となった。

なお、当初の調査により、先進的な事業場で歯科口腔保健事業が一定程度実施されて

いることが判明し、その多くは健康保険組合主体であった。事業場の健康経営戦略としての位置づけは必ずしも十分ではないことが示唆された。

2) 事例集の見直しのためのヒアリング調査

(1) 株式会社ナカニシの事例

株式会社ナカニシの事例は、健康経営の一環として歯科口腔保健を推進するモデルとして位置づけることができる。企業トップの関与、産業保健スタッフを中心とした体制整備、従業員の行動変容を促す啓発活動などが相互に機能することで、職域における歯科口腔保健活動が継続的に推進されている点は、他の事業場にとっても参考になると考えられた。

(2) 富士通株式会社の事例

富士通株式会社の事例においては、長期にわたり社長直轄の健康推進本部が中心となり、予防に特化した歯科口腔保健事業を個別アプローチとポピュレーションアプローチの両面から積極的に行っており、各施策はこれから歯科口腔保健事業を開始する企業にとって非常に参考となる活動を実践していると考えられた。

(3) YKK 株式会社黒部事業所の事例

YKK 株式会社（黒部事業所）における歯科口腔保健事業は、長年にわたるトップの理解と豊富な社内資源（歯科医師・歯科衛生士の配置等）を最大限に活用した先進事例で、特に、「2年に1回の定期歯科健診」を全従業員に対して着実に実施し、その結果を他の医療情報と関連づけて長期にわたりデータ蓄積している点は、本事業所の最大の強みである。蓄積されたデータの活用がなされるとともに、継続的な取り組みがな

されていることは、今後の職域での歯科保健活動の先進事例と位置付けられる。

3) 「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の作成

本研究では、職域における歯科保健活動を円滑に行うために、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版とPDF版を作成した。冊子版は関係機関向けの広報媒体としての役割を担い、PDF版は職域において口腔保健指導に係る情報提供を行う実用的な役割を持たせるようにしたことで、産業保健の現場で広く活用されることが期待できると考えている。

今後は関係機関とも連携しつつ、学会の機会等も利用して「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」を広く活用してもらうための普及活動を行う予定である。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

リスクアセスメント対象物健康診断に関する制度の概要、対象物質、診査方法および関連用語の理解を整理し、化学物質管理の新たな枠組みに対応する歯科医師の実務支援を目的として、事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックの原案を作成した。本ガイドブックが労働衛生に従事する歯科医師の一助となることを期待する。

E. 研究発表

特になし。ただし、各分担研究者の発表については、それぞれの記載欄で記載を行った。

F. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
特記事項なし
2. 実用新案登録
特記事項なし
3. その他
特記事項なし

事業場での歯科口腔保健サービスの推進事例収集のための調査

福田英輝 国立保健医療科学院 統括研究官

研究要旨

【研究目的】事業場における歯科口腔保健サービスは、労働安全衛生法の一般健診に歯科項目が含まれていないこと等から普及が進んでいない。近年、好事例の展開による普及啓発の必要性が指摘されていることを踏まえ、本研究では事例集の改定・充実を目的として、先進的に歯科口腔保健事業を実施している事業場を対象に調査を実施した。

【研究方法】健康経営度調査、学会調査、あるいは保険者の取組事例等をもとに対象事業場を選定し、令和7年に調査票を郵送した。対象とした31事業場のうち9事業場から回答を得て、歯科口腔保健事業に関する実施状況、実施に際しての障壁と情報ニーズ等について分析した。

【結果と考察】歯科健康診査および歯科口腔保健指導は多くの事業場で実施されていたが、実施主体は健康保険組合が中心であり、事業場主体の取組としての位置づけは十分ではない可能性が示唆された。歯科口腔保健事業を実施する際の障壁としては、費用や人的資源の不足、実施方法の不明確さがあげられ、標準化されたプログラムや実務的支援の必要性が明らかとなった。また、歯科専門職の関与や既存資料の活用が十分でないことから、今後は好事例の収集とその横展開、および支援体制の強化が求められる。

A. 研究目的

事業場での歯科口腔保健サービスについては、労働安全衛生法での一般健診に歯科健診の項目が含まれていないこと等が影響し、他の保健サービスに比較して普及がなされていないのが実状である。令和7年1月、厚生労働省の労働政策審議会（安全衛生分科会）は、「今後の労働安全衛生対策について」の取りまとめを行った¹⁾。現状では、歯科健診の導入は、業務起因性等の根拠が乏しいことから困難ではあるものの、歯科口腔保健の普及は重要であることから、当面、歯科口腔保健については、事業場での好事例を展開することで普及啓発を強化し、歯科受診につなげる方策を検討することが適当と提言された。

労働安全衛生法に基づき策定されている「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」²⁾により、事業場等で行われている口腔保健指導の円滑な普及を図るため令和6年3月「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」が策定された³⁾。今回、当該事例集の改定・増補を行うため、事例の追加を行い、内容

の充実を図るため、ヒアリング対象となる事業場を選定し、新たな推進事例に関する情報を得ることを目的として調査を実施した。

B. 研究方法

本調査の対象となる事業場の選定は、以下の資料等を踏まえて、事例選定に適切な対象事業場を選定した。

- 1) 健康経営度調査（経済産業省）で歯科口腔保健の取り組みがなされている事業場
- 2) 日本産業衛生学会産業保健看護部会会員の調査から対象となりえる事業場
- 3) 保険者における歯科口腔保健の取組事例（厚生労働省保険局とりまとめ）
- 4) 歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰の職域部門で表彰された事業場
- 5) その他（研究班の構成員から事業実績があると報告された事業場

その結果、全国から31事業場が選出された。

これらの事業場に対して、令和7（2025）年に調査票を郵送し、その結果、9つの事業場から回答を得た。

C. 研究結果

1) 過去4年間に実施した保健事業の実績

THP指針に基づき、過去4年間、事業所従業員に対して実施した保健事業については、「メンタルヘルスケア」および「保健指導」が8件と最も多かった。ついで、口腔保健指導は、7件であった。口腔保健指導の具体例として、歯科検診時における歯科衛生士による指導等が回答されていた。

	回答数
運動指導	7
メンタルヘルスケア	8
栄養指導	5
口腔保健指導	7
保健指導	8
(複数回答)	

【口腔保健指導における具体例】

- ・歯科健診および歯科衛生士による口腔内指導
- ・糖尿病又は予備軍に対して全身と口腔との関連について（コモンリスクアプローチ）・糖尿病または予備軍にたいして口腔乾燥症などのオーラルフレイル予防
- ・健保主催での歯科事業展開。歯科健診は3年に1度対象になったら、歯科医師の診察および歯科衛生士の口腔指導（15分／名）を就業時間内で受ける。
- ・新卒・中途入社時歯科セミナー
- ・歯科健診時の歯科衛生士による指導
- ・歯科健診、歯科セミナー

2) 過去4年間における歯科口腔保健事業の実績

①歯科健康診査

歯科健診については、8件が実施した（実施なし1件）。実施年度の回答パターンから、毎年実施している事業所は7件であり、1件は隔年実施と考えられた。実施方法は、「事業場内での集団による実施」が最も多く6件であった。また、実施主体は、「健康保険組合」が最も多く5件であった。

実施年度	回答数
2025年度	8
2024年度	7
2023年度	8
2022年度	7
実施なし	1
(複数回答)	

実施方法	回答数
事業場内での集団による実施	6
事業場内での個別実施	1
歯科診療所での個別実施	2
その他	0

実施主体	回答数
都道府県歯科医師会	0
郡市区歯科医師会	0
健診機関	0
会社内の健康管理部門	3
健康保険組合	5
その他	2

② 歯科特殊健康診断

歯科特殊健康診断については、3件が実施していた（実施なし6件）。実施方法は「事業場内での集団による実施」、実施主体は「会社内の健康管理部門」が最も多かった。

実施年度	回答数
2025年度	3
2024年度	1
2023年度	1
2022年度	1
実施なし	6
(複数回答)	

実施方法	回答数
事業場内での集団による実施	3
事業場内での個別実施	1
歯科診療所での個別実施	0
その他	0

実施主体	回答数
都道府県歯科医師会	0
郡市区歯科医師会	0
健診機関	1
会社内の健康管理部門	2
健康保険組合	0
その他	0

3) 歯科口腔保健指導

歯科口腔保健指導については、7件が実施していた（実施なし2件）。実施方法は「事業場内での集団による実施」、実施主体は「健康保険組合」が最も多かった。

実施年度	回答数
2025年度	6
2024年度	6
2023年度	6
2022年度	6
実施なし	2
(複数回答)	

実施方法	回答数
事業場内での集団による実施	5
事業場内での個別実施	3
歯科診療所での個別実施	1
その他	0

実施主体	回答数
都道府県歯科医師会	0
郡市区歯科医師会	0
健診機関	0
会社内の健康管理部門	3
健康保険組合	4
その他	1

4) 歯科の内容を含む講演会

歯科の内容を含む講演会については、3件が実施していた（実施なし6件）。実施方法は「事業場内での実施」、実施主体は、社内の健康管理以外の部門等の「その他」が最も多かった。

実施年度	回答数
25年度	0
2024年度	2
2023年度	2
2022年度	3
実施なし	6

（複数回答）

実施方法	回答数
事業場内で実施	3
外部機関で実施	0
その他	0

実施主体	回答数
都道府県歯科医師会	0
郡市区歯科医師会	0
健診機関	0
会社内の健康管理部門	1
健康保険組合	1
その他	2

2) 歯科口腔保健事業に関する今後の協力意向

回答があった9事業場のうち、6事業所については、ヒアリング等の今後の協力意向が示された。

協力意向	回答数
協力できる	6
協力できない	3

3) 歯科口腔保健事業を実施する場合の障壁

事業所で歯科口腔保健事業を実施する場合の障壁については、「費用がかかる」が最も多く4件であった。ついで「業務が忙しく、手が回らない」3件、「やり方がわからない」2件であった。

実施に際しての障壁	回答数
費用がかかる	4
業務が忙しく、手が回らない	3
やり方がわからない	2
相談に乗ってくれる人がいない	1
労働者のニーズがわからない	2
事業所の理解がない	0
上司・同僚とのコミュニケーション	0
その他	5

（複数回答）

【「その他」の具体的な障壁】

- ・歯科健診および衛生士による口腔内指導は実施中
- ・障壁はなし 既に歯科口腔保健実施している
- ・事業の必要性を認識し、実施率を上げること
- ・業務中に実施する場合、生産との調整
- ・全国事業所を対象に事業展開したいが、出社がなくなっており（出社率25%）集客が難しいことがあり、工夫が必要と感じている。現在自社開発製品の簡易スクリーニングをカスタマイズして展開を検討中

歯科口腔保健事業を実施する際に、どのような情報が欲しいかとの質問については、以下のような回答があった。

- ・手軽に実施できる事業の紹介
- ・講師や講演内に関する情報、講師謝礼などの調整に関する手間が大きいため、講演可能なメニューの提示、および簡易に申込できるシステムの提供
- ・見込まれる費用、効果、業務量、メリット、デメリットに関する情報
- ・無関心層を巻き込んだ効果的な持続可能な取り組み事例

4) 保健活動についての相談先

保健活動に関する相談先としては、「社内の産業保健職」が最も多く6件であった。ついで「産業保健総合支援センター」3件、健診機関2件であった。

相談先	回答数
開業医	0
都道府県医師会	0
群市区医師会	0
産業保健総合支援センター（さんぽセンター）	3
地域産業保健支援センター（地さんぽ）	0
産業医事務所	1
健診機関	2
社内の産業保健職	6
その他	4

（複数回答）

5) 歯科口腔保健活動についての相談先

歯科口腔保健活動に関する相談先としては、「社内の産業保健職」が5件、「その他の歯科職」3件であった。

相談先	回答数
開業歯科医	1
都道府県歯科医師会	1
群市区歯科医師会	1
産業保健総合支援センター（さんぽセンター）	0
地域産業保健支援センター（地さんぽ）	0
産業医事務所	1
健診機関	1
社内の産業保健職	5
社内の歯科医療職	3
その他	4

（複数回答）

6) THP指針に関して、厚生労働省から公開されている「職場における心とからだの健康づくりのための手引き～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～」²⁾の認知

「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」を「見たことがあり、実際に活用したことがある」との回答が最も多く5件であった。しかしながら「見たことがあるが、活用したことはない」との回答も3件みられた。

健康づくりの手引き	回答数
見たことがあり、実際に活用したことがある	5
見たことはあるが、活用したことはない	3
存在は知っているが、見たことはない	1
全く知らない	0

7) THP指針に関して、2021 年度に厚生労働科学研究で紹介されている「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」³⁾の認知

「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」を「見たことがあり、実際に活用したことがある」とした回答はわずかに1件であった。一方、「見たことがあるが、活用したことはない」3件、「全く知らない」3件であった。

事業場の事例集	回答数
見たことがあり、実際に活用したことがある	1
見たことはあるが、活用したことはない	3
存在は知っているが、見たことはない	2
全く知らない	3

D. 考察

本調査の対象事業場は、先進的に歯科保健事業を推進している事業場を選定したため、口腔保健指導、および歯科健康診査は、高い割合で実施されていた。しかしながら、実施内容や実施体制は、多様であり詳細なヒアリング等のさらなる調査が必要であることが示された。

過去4年間における歯科健康診査、および歯科口腔保健指導は、9事業場のうち、それぞれ8事業場、および7事業所において実施されていた。これら事業の実施主体は、健康保険組合が多く、事業場による主体的な取組み、すなわち健康経営戦略の一環として必ずしも十分に位置づけられていない可能性があった。労働安全衛生法における歯科健診や歯科口腔保健事業の位置づけの欠如が影響している可能性が示唆された。

歯科口腔保健事業の実施における障壁として、「費用」「人的・時間的余裕の不足」「実施方法の不明確さ」が主な要因としてあげられた。これは、事業場における歯科口腔保健事業が必須業務として認識されていないことに起因する構造的課題である可能性がある。「やり方がわからない」という回答もみられており、プログラムの標準化と普及の必要性が示唆された。好事例の横展開を目的とした詳細なヒアリング等の調査が求められる。

歯科保健事業を実施する際の情報ニーズとしては、「簡便に実施可能なプログラム」「費用対効果の明確化」「講師手配の簡素化」「無関心層へのアプローチ」等があげられており、実務的で実効性のある情報を求めている。無関心層への働きかけについては、他分野および一部の歯科口腔保健領域において実践例が報告されており、今後の展開可能性が期待される。

相談体制については、社内の産業保健職が中心的役割を担っているが、歯科専門職の関与は限定的であった。これは、産業保健体制の中で歯科専門職の関与が十分でない現状を反映しており、医科歯科連携の強化が求められる。

THP指針の認知と活用は一定程度進んでいるものの、歯科口腔保健に特化した事例集や評価指標の認知度と活用度は低いことが明らかとなった。既存資源のさらなる周知を図るとともに、現場で活用しやすい形で提供するための見直しの必要性が示唆された。

E. 結論

本調査により、先進的な事業場においては歯科口腔保健事業が一定程度実施されているものの、その多くは健康保険組合主体であり、事業場の健康経営戦略としての位置づけは必ずしも十分ではないことが示唆された。また、費用や人的資源、実施方法の不明確さといった課題が普及の障壁となってい

ることが明らかとなった。今後は、好事例の横展開、実施プログラムの標準化、実務的支援の充実、および歯科専門職による支援強化を通じて、事業場における歯科口腔保健のさらなる普及が求められる。

【参考文献】

1) 厚生労働省. 今後の労働安全衛生対策について (建議). 令和7年1月.

<https://www.mhlw.go.jp/content/001377880.pdf>

2) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・歯科口腔保健の推進に関する専門委員会. 事業場における労働者の健康保持増進のための指針. 令和8年2月

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080091.pdf>

3) 令和5年度厚生労働科学研究 職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究. 職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標. 2024年3月.

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202322003A-sonota1.pdf

F. 研究発表

1. 論文発表

特になし。

2. 学会発表

特になし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし。

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書(令和7年度)

「THP指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びに
リスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」
職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】の作成

分担研究者	大山 篤	東京科学大学 非常勤講師 (株)神戸製鋼所東京本社 健康管理センター
分担研究者	江口 貴子	東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科
分担研究者	後藤 理絵	公益財団法人 ライオン歯科衛生研究所 研究部
分担研究者	小林 宏明	東京科学大学 非常勤講師 住友商事 HR ソリューションズ部診療所
分担研究者	澁谷 智明	東京歯科大学 非常勤講師 (株)日立製作所 京浜地区産業医療統括センタ
分担研究者	石塚 洋一	東京歯科大学 衛生学講座
研究協力者	西埜植 規秀	にしのうち産業医事務所
研究協力者	安田 恵理子	大阪歯科大学 非常勤講師
研究協力者	久篠 奈苗	東京家政大学 健康科学部リハビリテーション学科
研究協力者	猪股 久美	帝京平成大学 ヒューマンケア学部看護学科

研究要旨

THP 指針（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化など、日本の社会経済情勢が大きく変化していく中で、事業場における健康保持増進対策に関する見直しが行われている（改正 THP 指針）。改正 THP 指針では具体的な措置として、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導のほか、口腔保健指導も明記されており、各事業場の実態に即して、口腔保健指導を実施するための情報も必要であると考えられる。

本研究では2022年度厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」における分担報告書「産業歯科保健に関するリンク集原案の作成」をもとに、「職域における口腔保健指導のためのリンク集」を作成・普及させることを目的とした。なお、本リンク集は職域で活用できそうなリーフレット、マニュアル、動画、PPTなどの媒体が公開されているサイトを中心に収集している点に特長があり、現在、広く活用されるように関係先を中心に普及活動を行っているところである。

A. 研究目的

THP 指針（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化など、日本の社会経済情勢が大きく変化していく中で、事業場における健康の保持増進対策に関する見直しが行われている（改正 THP 指針）^{1,2)}。

従来、労働者の健康の保持増進のための具体的措置としては、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導が 4 本柱として示されていたが、改正 THP 指針では口腔保健指導も追記され、各事業場の実態に即して健康の保持増進措置を実施していくことの重要性が述べられている³⁾。

しかし、職域で口腔保健指導を実施している事業場は必ずしも多いとは言えない。2022 年 3～5 月に日本産業衛生学会 産業看護部会（現 産業保健看護部会）の会員を対象に実施した「事業所での歯科口腔保健事例集作成のための調査」では、産業看護職が職域における歯科口腔保健活動を実施するうえで必要であると考えている情報について、多様な意見が挙げられていた³⁾。

そこで上記の意見も踏まえ、職域における歯科口腔保健指導を円滑に行うための情報を整理する目的で、2022 年度厚生労働科学研究の分担研究報告書において、「産業歯科保健に関するリンク集原案」を作成した⁴⁾。リンク集を作成する際には便宜的にいくつかのテーマに分け、そのテーマに関する豊富な知識を持った担当者が分担してリンクを収集した。この「産業歯科保健に関するリンク集原案」については、厚生労働科学研究成果データベースに収載されている。

本研究の目的は 2022 年度の「産業歯科保健に関するリンク集原案」の改訂を行い、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」として内容を充実させるとともに、広く普及させることである。そのため、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」では、掲載するリンク先から必要に応じて掲載許可を得ることとし、冊子版も作成して関係機関に配付する等、広く活用されるための普及活動も行うこととした。

なお、本リンク集は 2022 年度の「産業歯科保健に関するリンク集原案」と同様に、網羅的なリンク集を目指すのではなく、職域で活用できそうなリーフレット、マニュアル、動画、PPT などの媒体が公開されているサイトを中心に収集している点を特長としている。

B. 研究方法

1) リンク集におけるテーマの確定

本研究では「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」に掲載するテーマを確定するため、2022 年度のリンク集原案で使用したテーマをオンライン会議において再検討し、「ナッジ」を追加するなど、テーマの一部改訂を行った。

2) リンクの改訂作業

分担研究者および研究協力者（以下、リンク集分担者）にリンク集のテーマを分担してもらい、職域における口腔保健指導に活用できそうなリンクの改訂作業を行った。2022 年度のリンク集原案から継続して掲載を予定するリンクについてはリンク先の

変更の有無を確認し、新たに活用できそうなリンクが見つかった場合には追加掲載することとした。なお、今回作成した「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」では、公的機関から発信されている情報を中心に掲載した。

3) リンク先からの掲載許可の必要性の確認
リンクの改訂作業がある程度進んだ段階で、各リンク集分担者に対して、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」に掲載予定のリンク先から必要に応じて掲載許可を得てもらうように依頼した。

リンク先に掲載許可を依頼する場合の具体的な対応は、別紙 1 表 1 の通りである。原則として、リンク先にリンクポリシーがある場合にはそれに従い、リンクポリシーがない場合にはサイトに記載されている問い合わせ先を通じて掲載許可を依頼した。

なお、掲載許可の依頼方法には Web 上の問い合わせフォーム、依頼状の送付、メールによる問い合わせなどが考えられたため、各リンク集分担者が対応しやすいように、それぞれの依頼方法に合わせたフォーマットを準備した（別紙 2-1～別紙 2-3）。

4) リンクの集約、リンク集の作成

各リンク集分担者から、リンク先の掲載可否や問い合わせ先からの返信待ちなどの状況を報告してもらい、2026 年 2 月初旬の時点でリンク集に掲載可能と判断したリンクを集約し、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の冊子版と PDF 版の作成を行った。

「職域における口腔保健指導のためのリ

ンク集【2025 年度版】」の冊子版はリンク集の印刷物として作成したものであり、厚生労働省や日本歯科医師会、日本産業衛生学会等の関係先に送付し、広報媒体としての役割を期待するものである。また、PDF 版は掲載された URL をクリックすれば、目的のサイトに移動する実用的なリンク集である。厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから入手できるように準備しており、産業保健の現場で広く活用されるために普及活動を行っているところである。

C. 研究結果

「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の冊子版の原稿を別紙 3 に示す。

テーマごとに収集したリンクは表にまとめ、個別のリンクの概要や特長がわかるように、リンク集担当者が中心となって簡潔なコメントをつけた。また、個別のリンクごとに、利用できる媒体の種類がわかるようにした。

なお、別紙 3 の「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の冊子版はリンク集を印刷物で作成し、関係機関への広報媒体として作成したものである。リンク集に掲載された個別のリンクからリンク先に直接アクセスしたい場合には、厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから公表される予定の PDF 版を活用していただきたい。

D. 考察

リンク集は時間が経つとリンク先の変更

や消失によるリンク切れが起きたり、最新の情報が掲載された有益なサイトが新たに公開されるなど、定期的なメンテナンス作業が必要であると考えられている。そのため、本研究では2022年度厚生労働科学研究の分担研究報告書で作成した「産業歯科保健に関するリンク集原案」に掲載されているリンク集のメンテナンス作業を行いつつ、内容を充実させた「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」をまとめ、冊子版とPDF版を作成した。

冊子版は関係機関向けの広報媒体としての役割を担い、PDF版は職域において口腔保健指導に係る情報提供を行う実用的な役割を持たせるようにしたことで、産業保健の現場で広く活用されることが期待できると考えている。今後は関係機関とも連携しつつ、学会等の機会も利用して「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」を広く活用してもらうための普及活動を行う予定である。

また、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」は網羅的なリンク集を目指すのではなく、職域で活用できそうなリーフレット、マニュアル、動画、PPTなどの媒体が公開されているサイトを中心に収集している点を特長としている。そのため、事業場の産業保健関係者（産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務管理担当者など、産業保健関係者）が職域における歯科保健活動を行う際に活用しやすい情報が集積されていると考えられる。

さらに今回作成した「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」では、必要に応じてリンク先に掲載許可を依頼したが、掲載後の情報提供を希望する

リンク先も多かった。厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」のPDF版が活用できるようになった段階で情報共有をおこない、リンク先にもこのリンク集を活用してもらえるように周知したいと考えている。

今後も「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」は常に新しい情報にアクセスできるように、定期的にメンテナンス作業を行っていく予定である。

E. 結論

本研究では、職域における歯科保健活動を円滑に行うために、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版とPDF版を作成した。冊子版は関係機関向けの広報媒体としての役割を担い、PDF版は職域において口腔保健指導に係る情報提供を行う実用的な役割を持たせるようにしたことで、産業保健の現場で広く活用されることが期待できると考えている。

今後は関係機関とも連携しつつ、学会の機会等も利用して「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」を広く活用してもらうための普及活動を行う予定である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

特になし

2. 学会発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

関するリンク集原案の作成. 厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」分担研究報告書(令和4年度) .

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202223010A-buntan10.pdf

(2026年3月10日最終アクセス)

I. 引用文献

- 1) 厚生労働省. 職場における心とからだの健康づくりのための手引き ～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～. 2021年3月公開
<https://www.mhlw.go.jp/content/000747964.pdf> (2026年3月10日最終アクセス)
- 2) 独立行政法人労働者健康安全機構. 改正 THP 指針について.
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2023/Default.aspx>
(2026年3月10日最終アクセス)
- 3) 大山 篤. 職域での歯科口腔保健を推進するために 一産業保健看護部会会員の調査結果の概要から一. 第 299 回日本産業衛生学会関東地方会例会資料. 2023年2月4日.
- 4) 大山 篤, 品田 佳世子, 澁谷 智明, 石塚 洋一, 江口 貴子, 西埜植 規秀, 安田 恵理子, 久篠 奈苗, 加藤 元, 白田 千佳子, 猪股 久美. 産業歯科保健に

【別紙 1】

表1. リンク先に掲載許可を依頼する場合の具体的な対応	
①リンクポリシーあり、連絡不要、トップページへリンク	リンク先にはリンクポリシーがあり、リンク集掲載時の連絡は不要であるが、個別のページへのリンクではなく、トップページへのリンクを求めている場合。このような場合は、トップページから個別のページへのアクセス方法を示すこととする。
②リンクポリシーあり、連絡不要、個別ページへリンク	リンク先にはリンクポリシーがあり、リンク集掲載時の連絡は不要で、個別のページへリンクしても良い場合。このような場合は、そのまま個別のページへのリンクを示すこととする。
③リンクポリシーあり、要連絡	リンク先にはリンクポリシーがあり、リンクポリシーの指示に従って、リンク集への掲載許可の確認が必要な場合。リンク先への掲載許可の確認用に準備したフォーマットで問い合わせる。
④リンクポリシーなし、要連絡	リンク先はリンクポリシーがなく、リンク集への掲載許可の確認が必要な場合。リンク先への掲載許可の確認用に準備したフォーマットで問い合わせる。
⑤その他	上記のいずれにも該当しない場合には、研究代表者と相談のうえ対応する。

ご利用に関するお問い合わせ

利用申請については下記にご記入ください。

ご回答までに、お時間を頂く場合があります。ご了承ください。

※必須項目は必ずご記入ください。

入力フォーム

お名前 **必須**

姓

名

フリガナ **必須**

セイ (全角)

メイ (全角)

所屬

所属先の名称等をご入力ください

TEL **必須**

電話番号 (半角英数)

【注】実際には分担研究者の連絡先が例示されていましたが、ここでは省略します。

⚠ お名前、所屬、メールアドレス、電話番号は、申請者自身のものを記入

資料名 **必須**

資料名をご入力ください

産業保健における歯科口腔保健活動の推進に関するリンク集(仮称)

利用目的 **必須**

利用される目的をご入力ください

申請者は、厚生労働省科学研究費補助金による研究課題「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」(研究代表者 東京歯科大学歯科社会保障学 上條英之)の一環として、現在、事業所における歯科口腔保健活動の推進に関する事例を収集・整理し、産業保健の現場で活用する資料作成の参考となるリンク集を作成しております。貴組織のホームページに掲載されている以下の内容(文章・図表・写真等)へのリンクを本研究で作成する予定のリンク集に掲載させていただきたく、ご了承をお願い申し上げます。

利用ページ

利用されるページと該当箇所をご入力ください

利用箇所 **必須**

①各種資料・刊行物ダウンロード「お薬とお口の関係 ドライマウス」

https://www.jdha.or.jp/pdf/contents/info/20220121_leaflet.pdf

②各種資料・刊行物ダウンロード

「毎日のお口のケアと歯科での専門的なケアが糖尿病の悪化を予防します！」

https://www.jdha.or.jp/pdf/contents/info/20200401_leaflet_03.pdf

利用詳細 **必須**

印刷・配布等の利用方法についてご入力ください。

紙媒体および研究成果としてのウェブ掲載
(関係省庁・研究関係者等への限定配布を含む)

別紙 2-2 依頼状の作成例

リンク転載許諾申請書（指定フォーマットありの例）

2025 年〇月〇日

御中

以下のとおり転載許諾を申請いたします。

記

1. 申請者（分担研究者名を記載）

厚生労働省科学研究費補助金による研究課題

「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」研究班 分担研究者

メールアドレス：

研究代表者：

所

属：住所：

電話番号：

メールアドレス：

【注】

実際には研究代表者の連絡先が記載されていましたが、ここでは省略します。

2. 転載元（使用資料、使用ページ等具体的に）

Let's 8020 8020 達成のために

<https://8020zaidan.or.jp/achieve/>

<https://8020zaidan.or.jp/achieve/selfcare.html>

https://8020zaidan.or.jp/achieve/howto_choose.html”

3. 使用目的（どのような制作物に使用し、どのような内容か具体的に）

厚生労働省科学研究費補助金による研究課題「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」の一環として、現在、事業所における歯科口腔保健活動の推進に関する事例を収集・整理し、産業保健の現場で活用する資料作成の参考となるリンク集を作成しております。貴組織のホームページに掲載されている内容を本リンク集において紹介することで、わが国の職域における歯科口腔保健の普及向上を図ることを目的とします。

4. 転載先情報制

作 物 名：

産業保健における歯科口腔保健活動の推進に関するリンク集(仮称) 対

象 者：産業保健にかかわる職種や産業保健ご担当者

資料の書き換え： 有 ☒ 無 (有の場合、どこを書き換えたか記載)

営利目的利用： 有 ☒ 無

発行予定部数：未定発

行 予 定 日：未定

※追加でグラや概要等の提出をお願いする場合がございます。

別紙 2-3 メールによる問い合わせの文例

リンク転載許可についてのお願い(案)

先方の担当者部署や担当者のお名前を記入

機関名

部署名 ご担当者様

私どもは、厚生労働省科学研究費補助金による研究課題「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」の一環として、現在、事業所における歯科口腔保健活動の推進に関する事例の収集・整理し、産業保健の現場で活用する資料作成の参考となるリンク集を作成しております。

貴組織のホームページに掲載されている以下の内容（文章・図表・写真等）へのリンクを本研究で作成する予定のリンク集に掲載させていただきたく、ご了承をお願い申し上げます。

1.引用対象内容

記

引用対象について、URL やページタイトル等

①引用元URL：https://youtu.be/CNiJgXZdRSY

について記載する。

ページタイトル：

「子供の口の機能を育むために知っておきたいこと②～口腔機能発達不全症とは～」

本研究において紹介したい内容（概要）：ユーチューブ動画

② 引用元URL：・・・

ページタイトル：

複数ある場合は①、②のように順番に記載する。

本研究において紹介したい内容（概要）：

2.使用目的

使用媒体：厚生労働省科学研究費補助金による研究課題「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」における成果物（リンク集）を製作するため

3.公開方法

紙媒体および研究成果としてのウェブ掲載（関係省庁・関係機関、研究関係者等への限定配布を含む）

4.著作権・出典の明記について

引用に際しては、出典元として貴組織名および出典ページURL 等を明記し、著作権を損なわない形で利用いたします。その他ご指定の記載方法がございましたらご指示下さい。

【ご回答のお願い】

下記の【回答欄】にご記入いただき、PDF でご返信いただけますと幸いです。メール本文での同意等でも構いません。

【回答欄】

- ☐ 上記の内容について、転用記載を許可します。
- ☐ 上記の内容について、条件付きで転用記載を許可します。
()
- ☐ 上記内容について、転用記載を許可できません。
- ☐ その他 ()

組織名：

ご担当者名：

役職：

署名・捺印：



日付： 年 月 日

【送付・問い合わせ先】

研究担当：分担研究者名 メール：

【発信者】

研究代表者 所属

住所：

電話番号：

メールアドレス：

【注】

実際には研究代表者の連絡先が記載されていましたが、ここでは省略します。

⚠ 担当者名とメールアドレスは問い合わせをする担当者のもので変えてください。

※ご不明点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

職域における口腔保健指導のためのリンク集
【2025 年度版】

2026 年 3 月

令和 7 年度 厚生労働科学研究(労働安全衛生総合研究事業)
「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスク
アセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関
する研究」

研究協力

公社)日本歯科医師会

公社)日本産業衛生学会 産業歯科保健部会

目 次

1. はじめに
2. 産業保健で活用可能な口腔保健指導関係リンクのテーマと収集方法
3. テーマ別のリンク集
4. 職域における口腔保健指導のためのリンク集 作成者一覧

1. はじめに

(1) 本リンク集作成の背景・目的

事業場における労働者の健康保持増進のための指針(以下、THP 指針)策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化など、日本の社会経済情勢が大きく変化していく中で、事業場における健康保持増進対策に関する見直しが行われました。従来、労働者の健康の保持増進のための具体的措置としては、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導が行われてきましたが、令和2年3月の改正 THP 指針では口腔保健指導も明示され、各事業場の実態に即して措置を実施していくことの重要性が述べられています。

しかしながら、職域で歯科保健指導を行っている事業場は必ずしも多いとは言えないのが実情です。2022 年 3～5 月に日本産業衛生学会 産業看護部会(当時)の会員に実施した「事業所での歯科口腔保健事例集作成のための調査」において、産業看護職が職域における歯科保健指導を行う上で、さまざまな情報を必要としていることがわかりました。

そこで本研究では上記の調査結果も踏まえ、職域における歯科保健指導を円滑に行うための情報を整理する目的で、職域における歯科口腔保健指導のためのリンク集を作成することにしました。リンク集は便宜的にいくつかのテーマに分けて構成し、そのテーマに関する知識を持った担当者が分担してリンクを収集しています。また、単に網羅的なリンク集の作成を目指すのではなく、職域で活用できそうなリーフレット、マニュアル、動画、PPT などの媒体が公開されているサイトを中心に選定している点を特長としています。

ぜひ、このリンク集をご活用いただき、それぞれの事業場に即した歯科保健指導を実施するのに役立てていただければ幸いです。

(2) 本リンク集が想定している利用者

働いている方の健康の保持増進に取り組んでいる事業場の担当者(産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務管理担当者など、産業保健関係者)に活用していただくことを想定して作成しています。

(3) 厚生労働科学研究成果データベースへの掲載

今回作成したリンク集については、今後、厚生労働科学研究成果データベース

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/> への掲載を予定しています。

令和 7 年度 厚生労働科学研究(労働安全衛生総合研究事業)「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」報告書(研究代表者 上條英之)に PDF 版を掲載する予定ですので、ご活用ください。

2. 産業保健で活用可能な口腔保健指導関係リンクのテーマと収集方法

番号	収集したテーマ	テーマの概要	リンクの収集方法
1	職域における 歯科保健の必要性	事業者や現場の担当者へ歯科保健の重要性を理解してもらい、歯科保健活動を行うための説明に使える内容である。	この内容のリンクは、日本歯科医師会や 8020 推進財団で公開されている産業歯科保健に関する情報の中から抽出した。
2	職域における 歯 科 保健事業の新規立 ち上げ	職域で歯科保健を始める際に参考になりそうな内容を集積したものである。	過去に行われた厚生労働省の事業「保険者に対する歯科口腔保健 の取組における普及啓発事業 実行委員会」で使用されたPPT 資料の PDF 版、歯科保健事業の新規立ち上げ時に、よく使用されている検査に関する情報を掲載した。
3	オーラルフレイル (口腔機能低下症)	高齢の労働者の増加が見込まれる昨今において、重要な概念である。厚生労働省から2021 年 3 月に公表された「職場における心とからだの 健康づくりのための手引き ～事業場における労働者の 健康保持増進のための指針～」では、全身のフレイルや身体能力の低下に先だってオーラルフレイルが生じることや、中年期から噛みしめる行為が難しくなる人が増加するため、若年期から歯・口腔の健康を維持することが重要であること、などが示されている。	このリンクについては、口腔機能低下症を中心に専門家からサイトを紹介してもらった。
4	禁煙	歯科では「歯へのヤニの沈着」や「歯周病の悪化」など、喫煙の影響を口腔領域で直接観察することが可能であるため、職域における喫 煙対策に歯科と連携することが有益である。	研究分担者からの推薦や担当者が講演で活用したことのあるサイトを示した。
5	生活習慣病と歯科 疾患の関連性	特定健診関連、特に健康教育や健診時に使える内容を中心に収集した。	日本歯科医師会や 8020 推進財団で公開されている歯科疾患と生活習慣病、特定健診・特定保健指導における歯科に関する情報の中から抽出した。
6	口臭	口臭の原因、対策、予防に参考になりそうな内容を集積したものである。	日本歯科医師会や 8020 推進財団で公開されているビデオ(動画)によりわかりやすく解説している。
7	ホワイトニング	一般に周知度が低い歯科審美の範疇である。自費診療で、専門の診療所や料金などに関する公的な情報が求められる。職域での対人関係等でホワイトニングを希望する者もいる。	日本審美歯科学会や日本審美歯科協会を中心に、解説と全国の専門の歯科診療所を紹介している。

8	歯列矯正	「矯正歯科」に関しても主として自費診療(医療保険対応場合もあり)で、専門の歯科診療所にて行われている。矯正歯科は職域では審美的な面のみならず、噛み合わせの改善など口腔の機能改善において必要になる。	日本矯正歯科学会や日本臨床矯正歯科医会のリンクは、解説と全国の専門の歯科診療所を紹介している。
9	健康経営	事業者や現場の担当者が関心を寄せるテーマとなっている。 令和3年度健康経営調査では「ヘルスケアリテラシーの向上」の一環として、「歯と口の健康」に関する従業員教育に関する項目が追加され、「骨太の方針2022」でも「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が記載されるなど、オーラルケアを通じた健康づくりの注目度がさらに高まってきている。	健康経営や生産性に関する情報や研究を積極的に発信している公的機関や大学などで公開されている産業保健に関する情報の中から抽出した。
10	仕事の生産性の向上		
11	歯科医療費の削減	健康保険組合の重要課題として取り上げられることが多い。歯科医療費は2019年が3.0兆円、国民医療費に占める割合が6.8%で、傷病分類別にみた場合、循環器系疾患(約6.1兆円)と新生物(約4.7兆円)に次ぐ医療費の高さとなっている。年齢別にみると65歳未満では、これらの疾患を抑え歯科医療費が最も高くなっており、職域の対象世代での歯科医療費の抑制に注視する必要がある。	8020 推進財団で公開されている「職域等で活用するための歯科口腔保健 エビデンス集 2021 年度版」や歯科医師会などで参考になる情報を発信しているサイトを掲載した。
12	職域におけるストレス・メンタルヘルスと歯科疾患	事業者や現場の担当者および個々の従業員へ、ストレスを中心としてメンタルヘルスと歯科疾患、その中でも主に慢性疼痛などの管理の重要性を理解してもらい、職域において歯科保健活動を行うための説明に、産業保健職(医療職)が使える内容である。	日本口腔顔面痛学会や日本いたみ財団で公開されている歯科疾患で慢性疼痛とメンタルヘルスに関する情報の中から抽出した。
13	顎関節症	一般と比較して職域に多いと報告され、情報機器作業などもその原因の1つと考えられている顎関節症(作業関連疾患)に関するリンクは、職域で歯科保健から情報機器作業の管理の際にも参考となりそうな内容を集積したものである。ここでは日本顎関節学会ホームページに掲載されている情報を掲載した。	研究分担者からの推薦や筆者が講演で利用したことのあるサイトを示した。

14	THP 改正と歯科の位置づけ(THP 自体も)	労働安全衛生法第 69 条に基づき、事業者は、労働者に対する健康保持増進措置を継続的かつ計画的に努めることとされ、昭和 63 年に「事業場における労働者に健康保持増進のために指針」(THP:トータル・ヘルスプロモーション)が策定された。昨今の産業構造の変化 や、高齢者化、働き方の変化等から、令和 2 年、3 年とTHP が改正され、口腔保健指導や歯科健診、そして事業場外資源として歯科医師会が明記された。それにより、産業保健職が健康づくりに取り組む上で、歯科口腔保健を取り入れることの関心が高まってきている。まずは現段階でのリンク集を作成することで 現状を把握し、THP の中でどのように歯科を位置づけていくべきかを考えることを目的とした。	歯科に馴染みのなかった産業保健職が情報や知識を得る入口となること、また歯科関係職にとっても、産業保健についての情報や知識を得ることを念頭にリンクを収集した。
15	職域における口腔保健推進事業の好事例	THP 改正により新たな口腔保健推進に取り組んでいる、または既に歯科口腔保健に取り組んでいる事業場が存在することを好事例として挙げることで、歯科を取り組みたくてもどうしたら良いかわからないという事業場にとって、心強い参考になる。好事例を挙げることで、躊躇していた事業場が取り組みを始める機会となる参考例を提示することを目的としている。	今から取り組もうとしている事業場や歯科専門職にとって参考になり、実践へと繋げることができるような内容を収集した。
16	歯科特殊健診	労働安全衛生法第 66 条第 3 項に定められた有害業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断(特殊健康診断)の実施率は、全事業場において 31.5%と低い状況であることから、令和 4 年 10 月より安衛法が一部改正された。50 人未満の事業場にも報告義務が課されるようになり、全ての事業場において行われることになった。コンプライアンス遵守の観点からも、取り組んでいけるよう、その進め方の資料や取り組み例を提示することを目的としている。	産業保健において歯科が関わる唯一の法定健診をしっかり理解する情報を得られるようにした。
17	都道府県歯科医師会関係	各都道府県の歯科保健関係、各都道府県歯科医師会のホームページでは、産業保健でも利用できる歯科保健情報を提供していることが多い。	各都道府県歯科医師会関係のホームページで公開されているものの、各都道府県のホームページで公開されているものに分けて、産業歯科保健に関する内容を収集した。
18	都道府県の歯科口腔保健関係		
19	職域における多職種連携	事業者や現場の担当者と歯科や多職種との連携の重要性を理解してもらい、実践の際に参考になりそうな内容を集積したものである。	過去に行われた厚生労働省のワーキンググループで使用された PPT 資料の PDF 版、および、厚生労働省や 8020 推進財団で公開されている地域・職域連携や口腔保健の推進に関する情報を掲載した。

20	職域で知って欲しい歯科疾患情報	現場の担当者自身の歯科疾患の理解や、対象者への説明や指導に利用できる内容である。う蝕、歯周病、親知らず、インプラント、不正咬合、顎関節症など多岐にわたる疾患の解説のほか、治療や予防法などが紹介されている。	厚生労働省、日本歯科医師会、8020財団、オーラルケアを取り扱う企業が公開している歯・口腔の健康や疾患に関する情報を掲載するサイトを示した。
21	歯科衛生士会関係	産業歯科保健を担う方々が、対象者へ歯科保健の重要性を理解してもらい、歯科疾患の予防と口腔衛生の向上をサポートするための説明に使える内容である。	比較的幅広いライフステージ(ライフコース)を対象とした歯科保健指導の内容を掲載している歯科衛生士会を選定した。
22	母子歯科保健(妊産婦期・乳幼児期～ 青年期、口腔機能発達不全症を含む)	ライフステージの中でも妊産婦期や乳幼児期から青年期に注目し資料収集を行った。また近年は、オーラルフレイル(口腔機能低下症)以外にも、口腔機能発達不全症に注目が集まっており、それに関する資料収集も行った。	妊産婦期や乳幼児期(口腔機能発達不全症を含む)に関する情報を中心に収集した。令和4年度の報告書では企業のWebサイトも参照していたが、製品のPRが含まれるケースが多かったため、今回は企業のWebサイトは除外し、公的機関が発信するデータのみを対象とした。
23	セルフケア	平滑面を清掃する歯ブラシと隣接面を清掃するデンタルフロス、歯間ブラシを中心とした。	令和4年度の報告書では企業のWebサイトも参照していたが、製品のPRが含まれるケースが多かったため、今回は企業のWebサイトは除外し、公的機関が発信するデータのみを対象とした。
24	ナッジ	職域における歯科口腔保健活動を円滑に進めるために、ナッジの応用は意義があると考えられる。	産業歯科保健におけるナッジ活用の経験がある担当者が有用なリンクを選定・紹介した。ナッジの保健指導活用や情報など掲載のある公的機関が発信するデータのみを対象とした。
25	産業看護職向け口腔保健指導	産業保健現場の産業看護職がよく利用していると思われるサイトの中から、口腔保健指導に関するテーマを抽出した。職域における歯科保健指導で、比較的使いやすいテーマである可能性がある。	産業保健現場の産業看護職がよく利用していると思われるサイトを中心に、口腔保健指導に関する内容を抽出した。

3. テーマ別のリンク集

*トップページからのリンクを依頼されているサイトについては、トップページからのアクセス方法を示しています。

【分類:職域における歯科保健の必要性】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	日本歯科医師会 産業保健	日本歯科医師会の産業保健のページ。パワーポイントで作成されているハンドブック、リーフレット、各都道府県での相談窓口等が公開されている。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「産業保健」を検索 (https://www.jda.or.jp/occupational_health/)	リーフレット・マニュアル・動画・PPT・解説
2	8020 推進財団「職域等で活用するための歯科口腔保健の手引き 2022 年度版」	職域における歯科口腔保健に関する政策的な変化や厚生労働科学研究で実施された事業の報告、様々な研究成果とともに歯科関連企業における取組、健康保険連合会で実施されたアンケート結果の抜粋、NDB 研究の抜粋等がまとめられている。	8020 推進財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/index.html ⇒検索ボックスで「職域」を検索 (https://www.8020zaidan.or.jp/databank/syokuiki_tebiki_2022.html)	マニュアル・解説・PDF
3	8020 推進財団「職域等で活用するための歯科口腔保健 エビデンス集 2021 年度版」	職域等における歯科口腔保健に関する国内外のエビデンスの概要が簡単にまとめられている。	8020 推進財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/index.html ⇒検索ボックスで「職域」を検索 (https://www.8020zaidan.or.jp/databank/doc/syokuiki_evidence_2021.pdf)	解説・その他 (PDF)

【分類:職域における歯科保健事業の新規立ち上げ】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	厚生労働省「保険者に対する歯科口腔保健の取組における普及啓発事業 実行委員会」 口からはじめる生活習慣病予防	平成27年度 厚生労働省委託事業保険者における歯や口の健康づくりセミナーのPPT資料がPDF化されて掲載されている。	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000124753.pdf	PPT の PDF 版

2	厚生労働省「保険者に対する歯科口腔保健の取組における普及啓発事業実行委員会」 保険者における歯科口腔保健の取組事例	平成27年度 厚生労働省委託事業保険者における歯や口の健康づくりセミナーのPPT資料がPDF化されて掲載されている。	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000125364.pdf	PPT の PDF 版
3	8020 推進財団 噛むカムチェックガム	赤と青のガムを噛んで、きちんと自分が噛めているのか(そしゃく力)を確認するガムの利用ガイド	8020 推進財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/index.html ⇒検索ボックスで「ガム」を検索 (https://www.8020zaidan.or.jp/pr/)	マニュアル・動画

【分類:オーラルフレイル】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	Web サイト名	Web サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	神奈川県 オーラルフレイル対策	オーラルフレイル対策の解説や動画、一般向け・専門職向けのハンドブックなど、内容が充実している。	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/s001/oralfrail.html	マニュアル・動画・解説・その他(ポスター、研究報告書)
2	東京都健康長寿医療センター 研究所	オーラルフレイルに関するリーフレット。コンパクトにまとめられている。	https://www.tmghig.jp/research/cms_upload/201903_1.pdf	リーフレット
3	日本歯科医師会 オーラルフレイル	啓発用リーフレットや歯科診療所・介護予防におけるマニュアル、オーラルフレイル対策のための動画や PDF が公開されている。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「オーラルフレイル」を検索 (https://www.jda.or.jp/oral_flail/)	リーフレット・マニュアル・動画・解説
4	日本老年歯科医学会 「口腔機能低下症」を診断しましょう	口腔機能低下症の説明用資料、リーフレットなどが公開されている。診断用ツールや学会見解の論文などもある。一部有料。	https://www.gerodontology.jp/committee/001190.shtml	リーフレット・マニュアル・動画・解説

【分類:禁煙】

2025 年 11 月 3 日 現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	日本歯科医師会 禁煙支援教材	日本歯科医師会の禁煙支援教材のページ。歯科における禁煙指導の進め方や禁煙支援取組の流れ図が公開されている。	https://www.jda.or.jp/dentist/program/index_2.html	マニュアル・解説・PDF
2	禁煙推進学術ネットワーク	禁煙ガイドラインをまとめた 9 学会を母体とした、禁煙を推進する学会のネットワーク。各学会の禁煙推進活動の資料などが公開されている。	https://tobacco-control-research-net.jp/index.html	マニュアル・解説・PDF
3	日本歯周病学会 禁煙推進資料	喫煙が歯周病に及ぼす影響や禁煙支援の資料が公開されている。	https://www.perio.jp/publication/pamphlet.shtml	リーフレット・マニュアル・解説・PDF
4	日本口腔衛生学会 日常の歯科臨床における簡易禁煙支援のための手引書	WHO が推奨する簡易禁煙指導をベースとしており、日本の日常歯科臨床で実施可能な禁煙支援を示した手引書である。	https://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/publication/guideline/file/guideline_202408.pdf	マニュアル・解説・PDF

【分類:歯科疾患と生活習慣病】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	日本歯科医師会 「歯科」からのメタボ対策	特定健康診査の質問票における歯科関連項目の考え方、保健指導の仕方などがリーフレットや解説資料にまとめられている。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「メタボ対策」を検索 (https://www.jda.or.jp/metabolic/)	リーフレット・解説・PPT
2	特定健診、特定保健指導に、歯科関連プログラムの導入を考えているみなさまへ	特定健診・特定保健指導に歯科関連プログラムを導入するためのマニュアルが公開されている。	https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/kks/main/manual.html	マニュアル
3	8020 推進財団 8020 ブックレット	お口のケア・歯周病・口腔と全身の関係等、日々の生活や様々な年代に役立つ歯とお口・からだの健康に関する小冊子が紹介されている。	8020 推進財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/index.html ⇒検索ボックスで「8020 ブックレット」を検索 (https://8020zaidan.or.jp/info/booklet.html)	リーフレット

4	日本歯周病学会 歯周病と全身の健康 2025	歯周病と全身の健康について、臨床質問と一般的質問を設定し、エビデンスの強さと現状を解説している。	https://www.perio.jp/publication/upload_file/guideline_perio_body_2025.pdf	リーフレット
5	健康日本 21 アクション 支援システム ～健康 づくりサポートネット～ 「歯・口腔の健康」	口腔の疾患と全身疾患との関連について解説している。	https://kenet.mhlw.go.jp/information/information/teeth/h-01-006	解説

【分類:口臭】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	日本歯科医師会 お口のなんでも相談「口臭」	お口のなんでも相談「口臭」のページに動画や情報が掲載されている。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「口臭」を検索 (https://www.jda.or.jp/consultation/vol-19.html)	解説
2	日本臨床歯周病学会 口臭について	歯周病の観点から口臭について解説している。	https://www.jacp.net/perio/halitosis/	解説
3	厚生労働省 健康日本 21 アクション支援システム ～健康づくりサポートネット～「口臭」	口臭の原因・実態、治療・予防について解説している。	https://kenet.mhlw.go.jp/information/information/teeth-summaries/h-07	解説

【分類:ホワイトニング】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	日本歯科医師会 テーマパーク 8020	ホワイトニングの解説を見ることができる。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「ホワイトニング」を検索 (https://www.jda.or.jp/park/trouble/white.html)	解説

2	日本審美歯科学会 歯のホワイトニングについて	歯のホワイトニングについて解説している	https://www.jdshinbi.net/information/whitening.php	解説
---	---------------------------	---------------------	---	----

【分類: 歯列矯正】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	公益社団法人 日本臨床矯正歯科医会 矯正歯科治療とは	治療の流れや装置の種類、治療例などを分かりやすく解説している。	https://www.jpao.jp/10orthodontic-dentistry	解説

【分類: 健康経営・仕事の生産性の向上】

2025 年 11 月 18 日現在

1	経済産業省 健康経営優良法人認定制度	健康経営優良法人認定制度の概要のPDFや、規約、取り組み事例、ガイドブックなどがまとめられている。	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html	マニュアル・解説・その他(規約、取り組み事例集、認定法人一覧など)
2	ACTION! 健康経営ポータルサイト	健康経営優良法人認定制度の申請受付、取り組み事例、データ等。	https://www.kenko-keiei.jp/	リーフレット・動画・解説
3	産業医科大学産業生態科学研究所 産業保健経営学	健康経営・健康投資研究、生産性の向上を意識した産業保健のガイド、効果ツール等の研究成果物が公開されている。	https://www.ohpm.jp/artifacts/	マニュアル・解説・その他(論文)
4	慶応大学島津明人研究室	労働生産性の向上に寄与する健康増進手法の開発に関する研究について公開されている。	https://hp3.jp/project/php	マニュアル・動画・解説
5	厚生労働省のHP	疾患(歯科含む)と労働生産性(プレゼンティーズム、アブセンティーズム)の関連性をデータで紹介。	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/houkoku12.pdf	解説
6	経済産業省	健康経営における女性の健康課題に対する取り組み事例集。	https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/health_management/pdf/002_03_00.pdf	解説・その他(取り組み事例)

7	スポーツ庁	スポーツに関する効果的な指導を推進するためのツール等の作成・提供。職場におけるライフパフォーマンスの向上を目指す目的を持った運動・スポーツに関する指導のすすめ。	https://www.mext.go.jp/sports/content/240527-spt_kensport02-000013744_01.pdf	リーフレット・解説・その他(取り組み事例)
---	-------	--	---	-----------------------

【分類: 歯科医療費の削減】

2025 年 10 月 10 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	8020 財団	医療費・歯科医療費に関するエビデンスが公開されている(職域等で活用するための歯科口腔保健 エビデンス集 2021 年度版)	8020 推進財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/index.html ⇒検索ボックスで「職域等で活用するための歯科口腔保健エビデンス集 2021 年度版」と検索 (https://www.8020zaidan.or.jp/databank/syokuiki_evidence2021.html)	解説
2	北海道歯科医師会	歯の健康と医療費との関連について解説、データ	北海道歯科医師会のトップページ https://www.hokkaido-shikaishikai.com/ ⇒サイドメニュー「医療費の抑制を示すデータ」にあり (https://www.hokkaido-shikaishikai.com/doumin/evidence/)	解説
3	日本歯科医師会	第 3 章「歯科医療経済の分析」に各種統計からみた歯科医療費の分析が掲載。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「現在を読む」と検索 (https://www.jda.or.jp/dental_data/pdf/chapter_03.pdf)	解説
4	歯科保健医療情報サイト	自治体取り組み事例にて、歯科医療費削減に向けた取り組み事例が掲載。	https://dental-care-info.mhlw.go.jp/efforts/effortlist.php	その他(取り組み事例)
5	全国健康保険協会 船員保険	歯科に係る医療費等分析結果報告書	全国健康保険協会船員保険トップページ https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/ ⇒検索ボックスで「歯科に係る医療費分析」と検索 (https://www.kyoukaikenpo.or.jp/media/files/senpo/shiryo_u7-1-20240308.pdf)	解説

【分類：職域におけるストレス・メンタルヘルスと歯科疾患】

2025 年 9 月 5 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	日本口腔顔面痛学会 HP	口腔内の痛みと心理的、精神医学的問題が You tube でまとめられている。約 15 分	https://www.youtube.com/watch?v=xh6P1rYgwoY	動画
2	日本口腔顔面痛学会 HP	口腔内の痛みの心理的背景が You tube でまとめられている。約 20 分	https://www.youtube.com/watch?v=NaH_N5ZyMxU&feature=youtu.be	動画
3	日本口腔顔面痛学会 HP	歯には問題がないのに生じる歯の痛みが You tube でまとめられている。約 30 分	https://www.youtube.com/watch?v=IDHwVwuR-9M	動画
4	慢性の痛み情報センター	各種痛みの情報をダウンロードできる。	https://itami-net.or.jp/professionaltop/study	マニュアル・動画・PPT・解説

【分類：顎関節症】

2025 年 9 月 5 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	顎関節症治療の指針 2020	顎関節学会が作成した顎関節症とストレスとの関係が掲載されている。	https://kokuhoken.net/jstmj/publication/file/guideline/guideline_treatment_tmj_2020.pdf	マニュアル
2	日本顎関節学会HP 一般の方へ	顎関節症に関する様々な疑問への回答および専門医の紹介	https://kokuhoken.net/jstmj/general/	リーフレット・解説

【分類：THP 改正と歯科】

2025 年 12 月 15 日現在

1	労働者健康安全機構 (JOHAS) 改正THP指針について	令和3年2月に行われた指針改正の概要及び好事例の動画および資料が公開されている。	https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2023/Default.aspx	動画・解説
2	中央労働災害防止協会 働く人の健康づくり	THPについての解説、関連図書の紹介、協会内のTHP推進協議会の紹介、THP指導者登録等、情報が公開されている。	中央労働災害防止協会のトップページ https://www.jisha.or.jp ⇒検索ボックスで「情報提供」と検索 (https://www.jisha.or.jp/health/thp/index.html)	解説・その他 (URL紹介)

3	厚生労働省労働局 THP 改正のポイント	THP改正のポイントの一つとして、歯科口腔保健をあげて提案している	https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000765918.pdf	PDF
4	日本歯科医師会	「8020達成型社会の産業歯科保健」の項目に、全身の健康との関連、労働者の健康の2つのテーマでPPTにまとめている。用途別に、歯科健診、健康経営についてまとめたPPTも掲載。保険者別のリーフレットも掲載されている。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒国民の皆様⇒その他のコンテンツの「産業保健」検索 ⇒産業保健各種資料 (https://www.jda.or.jp/occupational_health/)	リーフレット・PPT・解説
5	厚生労働省 職場における心とからだの健康づくりのための手引き～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～	令和3年にまとめられた THP 改正の全体像が閲覧できる。指針の解説、事業場の取り組み事例もあり、「定期的な歯科健診を通じた歯と口の健康づくり」も掲載されている。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html	リーフレット・PDF・解説
6	愛知労働局『事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）』が改正されました	THP が昭和 63 年に策定されて以降、数回の改正を経て、令和 2年3 月 31 日に改正されてから令和 5 年 3 月 31 日まで 5 回改正されたTHP の情報が一覧できる。	愛知労働局のトップページ https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/ ⇒各種法令・制度・手続き⇒安全衛生関係 (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/thp.html)	リーフレット・PDF・解説

【分類：職域における口腔保健推進事業の好事例】

2025 年 12 月 18 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	厚生労働省 職場における心とからだの健康づくりのための手引き	手引きの中で、THP 指針に沿った事業場の取り組み事例のひとつとして歯科健診を通じた実践例を挙げている	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html	解説・その他 (PDF)
2	(公財)ライオン歯科衛生研究所	企業向け歯科保健活動の実績、特定健診・特定保健指導での歯科保健の活かし方等、掲載されている	https://www.lion-dent-health.or.jp/business/	解説
3	(一財)サンスター財団 歯科保健通信講座「お口ケア 30days トライアル」	働く世代への歯科健診通信講座について掲載されている。	https://www.sunstar-foundation.org/oral-care/guidance/care30days	解説
4	(一財)サンスター財団 オーラルケアから「健康経営」を実現する	職域向け歯科保健サービスの紹介が掲載されている。	https://jp.sunstar.com/smile-scan/	解説
5	(一財)日本予防医学協会	全身健診と共に歯科健診の案内が掲載されている。	https://www.jpm1960.org/tob/kenshin.html	解説
6	公益財団法人 8020 推進財団	職域等で活用するための歯科口腔保健エビデンス集 2021	https://www.8020zaidan.or.jp/databank/doc/syokuiki_evidence_2021.pdf	解説
7	厚生労働省委託事業＜ 歯科保健医療情報サイト ＞	「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および 歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」や大学・企業/産業歯科保健事例が掲載されている。	歯科保健医療情報サイト https://dental-care-info.mhlw.go.jp/ ⇒上部の「大学・企業/産業歯科保健事例」タブを選択 ⇒左側の「企業関連/産業歯科保健」を選択 (https://dental-care-info.mhlw.go.jp/acad-co-casestudy/co-casestudies/index.php)	PDF・解説

【分類: 歯科特殊健診】

2025 年12 月18日 現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	厚生労働省	労働安全衛生規則一部改正の内容	https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000917590.pdf	解 説 (PDF)
2	日本歯科医師会	産業歯科保健各種資料の中に「歯科の特殊健診のリーフレット」があり、「産業歯科保健ハンドブック」の中にも特殊健診について掲載されている	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒国民の皆様⇒その他のコンテンツの「産業保健」検索⇒産業保健各種資料 (https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/poster-02.pdf)	リーフレット(PDF)・PPT・解説
3	日本歯科医師会	産業保健各種資料の中の「8020 達成型社会の産業歯科保健」の中に、用途別として歯科の特殊健診の PPT や、リーフレットを掲載している。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒ 国民の皆様 ⇒ その他のコンテンツの「産業保健」検索 ⇒ 産業保健各種資料 (https://www.jda.or.jp/occupational_health/)	リーフレット ・ PPT ・解説
4	茨城県歯科医師会	歯科の特殊健診の案内をリーフレットとともに提示し、申し込みシステムも案内している。	https://www.ibasikai.or.jp/?page_id=14256	リーフレット ・PDF・解説
5	広島県歯科医師会	歯科の特殊健診の案内をリーフレットとともに提示し、申し込みシステムも案内している。	広島県歯科医師会トップページ https://www.hpda.or.jp/ ⇒「企業歯科健診のすすめ」を検索 (https://www.hpda.or.jp/residents/news/info_20200205110000.html)	リーフレット ・PDF・解説
6	奈良県歯科医師会	歯科の特殊健診の案内をリーフレットとともに提示し、申し込みシステムも案内している。	奈良県歯科医師会トップページ https://www.nashikai.or.jp/ ⇒「県民の皆様へ」⇒ 歯科特殊健診を検索 (https://www.nashikai.or.jp/residents/special)	リーフレット ・PDF・解説
7	公益財団法人 8020推進財団	職域等で活用するための歯科口腔保健エビデンス集 2021	https://www.8020zaidan.or.jp/databank/doc/syokuiki_evidence_2021.pdf	解説

【分類:都道府県歯科医師会関係】

2025 年 11 月 3 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	大阪府歯科医師会	医療関係者向けガイドブック (口腔保健指導など)	https://www.oda.or.jp/publish/	PDF
2	日本歯科医師会	情報サイト 8020 テーマパーク	https://www.jda.or.jp/park/	情報

【分類:職域における多職種連携】

2025 年 12 月 13 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	厚生労働省第 3 回歯科 口腔保健の推進に係る歯 周病対策ワーキンググル ープ資料「自治体におけ る歯周病対策等につい て」	自治体、けんぽ、事業所と連携した歯科疾 患予防事業の取組み事例が図示されてい る。	https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/000856875.pdf	PPT
2	厚生労働省 地域・職域連携ガイドラ イン	地域・職域での連携の在り方などの概要が 解説されている(歯科に限定されない)。	https://www.mhlw.go.jp/content/000962558.pdf	マニュアル
3	8020 推進財団 職域等で活用するための 歯科口腔保健推進の手 引き(2022 年度版)	職域における歯科健診のデータや職域での 健診の実践例や保健師等の協力のもと実施 された研究などが紹介されている。	8020 財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/ ⇒バナー「データバンク」内の「8020 調査・研究事業」内の 「職域等で活用するための歯科口腔保健推進の手引き 2022 年度版」 (https://www.8020zaidan.or.jp/databank/doc/syokuiki_tebiki_2022.pdf)	マニュアル・解説
4	令和3年度厚生労働科学 研究費補助金(循環器疾 患・糖尿病等生活習慣病 対策総合研究事業)「地 域特性に応じた地域・職 域連携推進事業の効果 的な展開のための研究」 地域・職域連携推進事業 の進め方	地域・職域での連携の在り方などの概要が 解説されている(歯科に限定されない)。事例 も扱っているが内容は少ない(歯科事例では ない)。	https://ktsushita.com/wp-content/uploads/2022/03/color_howto.pdf	解説

5	厚生労働省 健康日本 21 アクション 支援システム ～健康 づくりサポートネット～	情報検索で「歯・口腔」を検索すると、専門家による歯や口腔の健康に関連した情報、解説、歯の健康教室の実践例などが掲載されている。 (歯科以外の実践報告等も含まれる)	https://kennet.mhlw.go.jp/search/?type=tag&text=%E6%AD%AF%E3%83%BB%E5%8F%A3%E8%85%94	解説
---	---	--	---	----

【分類：職域で知って欲しい歯科疾患情報】

2025 年 12 月 17 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	いーでんたるへるす(日本アイ・ビー・エム健康保険組合)	歯ブラシの選び方の解説や、基本的な歯磨き(歯ブラシ、電動歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど)がコンパクトな動画で紹介されている。	https://www.ibmjapankenpo.jp/edental/	動画・解説
2	日本歯科医師会 日歯 8020 テレビ 歯とお口の情報番組！	歯科疾患や口腔ケアに関する情報の動画が一覧で紹介され、必要な情報(テーマ)を選択して閲覧できる。動画はダウンロードも可能。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒バナー「国民のみなさま」内の「日歯 8020(ハチマルニイマル)テレビ」を選択 (https://www.jda.or.jp/tv/index.html)	動画
3	日本歯科医師会 歯とお口のことなら何でもわかるテーマパーク 8020	歯・口腔の疾患や予防法、治療法などをテーマ別に解説されている。情報の種類が豊富。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒バナー「国民のみなさま」内の「テーマパーク 8020」を選択 (https://www.jda.or.jp/park/)	解説
4	日本歯科医師会 朝昼晩(デンタル WEB マガジン)	知覚過敏・歯周病や歯みがき、口腔に関連した情報をQ&A 形式やマンガ等で解説している。バックナンバーの閲覧もできる。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「朝昼晩」と検索 (https://www.jda.or.jp/asahiruban/)	解説・その他(WEB 情報誌)
5	日本歯科医師会歯の学校	むし歯・歯周病の原因・予防法、歯みがきなどの解説が掲載されている。バックナンバーの閲覧も可能。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒検索ボックスで「歯の学校」と検索 (https://www.jda.or.jp/hanogakko/)	解説
6	日本歯科医師会 生活歯援プログラム	パンフレット、成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル等が掲載されている。パンフレットは一般への啓発向け、マニュアルは歯科医療者向けの実施・実践方法マニュアル。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒バナー「歯科医師のみなさま」内の「各種プログラム等」内の「生活歯援プログラム」を選択 (https://www.jda.or.jp/dentist/program/)	リーフレット・マニュアル・解説

7	日本歯科医師会 8020 達成型社会 イメージ図	ライフステージ、年代別の注意すべき歯科疾患・対策が一覧になっている。	日本歯科医師会のトップページ https://www.jda.or.jp/ ⇒バナー「歯科医師のみなさま」内の「各種プログラム等」内の「ポスター」を選択 (https://www.jda.or.jp/pr/pdf/poster/8020image.pdf)	リーフレット
8	8020 推進財団 職域等で活用するための 歯科口腔保健推進の手 引き(2022 年度版)	職域における歯科健診のデータや職域での 健診の実践例や保健師等の協力のもと実施 された研究などが紹介されている。	8020 財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/ ⇒バナー「データバンク」内の「8020 調査・研究事業」内の 「職域等で活用するための 歯科口腔保健推進の手引き 2022 年度版」 (https://www.8020zaidan.or.jp/databank/doc/syokuiki_tebiki_2022.pdf)	マニュアル・解説
9	へるすあっぷ 21 (2022.6) 最前線レポート「働く世代 への歯科健診の普及に向 けて」	職域における歯科健診の必要性、意義、健診事 業の概要などが解説されている。	https://www.hugp.com/huwellness/wp-content/uploads/2022/04/20220420_mierukara_news.pdf	解説
10	厚生労働省 第 1 回歯科口腔保健の 推進に係る歯周病対策ワ ーキンググループ資料委 員会提出資料「歯周病の 特性」	日本大学松戸歯学部歯周治療学の小方先 生作成の PPT「歯周病の特性」が閲覧でき る。歯周病について、病態、検査、全身との 関わりが解説されている。	https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/000779305.pdf	PPT
11	昭和薬品化工株式会社 (現:株式会社ジーシー 昭和薬品)「歯周病から 歯を守ろう」	歯周病の解説や全身との関連などが説明さ れている。	https://www.gc-showayakuhin.com/medical/periodontal_disease.pdf	リーフレット
12	厚生労働省 広報誌「厚生労働」案内 年代別にやるべき予防と お口のケアを紹介 歯と 口の健康が生活の質を 爆上げする(2022 年 6 月号)	歯・口腔の疾患、問題点、ライフステージごとの 健診やかかりつけ歯科医の重要性などを簡潔 に説明している。(掲載の図表「現行の歯科健診 (検診)の体制」が 2022 年時点のものであるた め、歯周疾患検診の対象者が更新されていな い)	https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202206_00001.html	解説

13	厚生労働省 平成 27 年度 厚生労働 省委託事業 保険者にお ける歯や口の健康づ くりセミナー資料	歯科口腔保健に取り組む意義(歯・口腔と全身 の健康の関連の解説などを含む)、取組みの実 践例などが掲載されている。	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000124752.pdf	PPT
14	8020 推進財団 職域等で活用するための 歯科口腔保健エビデンス 集 2021 年度版	職域と歯科疾患・保健行動との関連に関するデ ータや職域における歯科保健活動などが紹介さ れている。	8020 財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/ ⇒バナー「データバンク」内の「8020 調査・研究事業」内の 「職域等で活用するための 歯科口腔保健エビデンス集 2021 年度版」 (https://www.8020zaidan.or.jp/databank/doc/syokuiki_evidenc e_2021.pdf#page=113)	解説
15	サンスター財団 様々な世代へ、お口と体の 健康情報を発信	ブラッシング等口腔清掃方法、口腔の健康と全 身との関連の解説動画が閲覧できる。	https://www.sunstar-foundation.org/oral-care/general	動画
16	ライオン歯科衛生研究 所 歯と口の健康研究 室	歯・口腔の基礎知識、疾患、口腔ケアの方法な どがテーマ別に解説されている。	https://www.lion-dent-health.or.jp/labo/	解説、一部動画あり
17	花王 歯の健康 基本のき	歯や口腔の健康について、むし歯や歯周 病、歯の機能、歯みがきなどの解説が掲載され ている。	https://www.kao.co.jp/clearclean/oralcare/basic/	解説
18	サンスター 覚えてください 防災にオーラルケア	防災でのオーラルケアの必要性について解説さ れている。	https://jp.sunstar.com/bousai/	解説
19	クラブサンスター こちら歯みがき情報局	歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスの使用方法の動画 が閲覧できる。	https://www.club-sunstar.jp/howtomov	動画
20	クラブサンスター お口とカラダ百科事典	口腔の構造などの基本知識、歯周病、咀 嚼・嚥下、唾液について、それぞれの詳細を解 説している。	https://www.club-sunstar.jp/styletips	解説

【分類:都道府県歯科衛生士会関係】

2025 年 10 月 30 日現在

番号	サイト名	サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	公益社団法人 日本歯科衛生士会	各種資料・刊行物ダウンロード 「お薬とお口の関係 ドライマウス」	https://www.jdha.or.jp/pdf/contents/info/20220121_leaflet.pdf	リーフレット
		各種資料・刊行物ダウンロード 「毎日のお口のケアと歯科での専門的なケアが糖尿病の悪化を予防します！」	https://www.jdha.or.jp/pdf/contents/info/20200401_leaflet_03.pdf	リーフレット
2	山形県ホームページ	「歯科保健指導用リーフレット」山形県 ライフステージ別に保健指導で活用できるリーフレットがダウンロードできる	https://yamagata.jdha.or.jp/info/5484/	リーフレット
		「通いの場プログラム集」 このプログラム集は通いの場で活用できる、栄養、口腔などさまざまなテーマでシリーズ化されている情報がダウンロードできる	https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/kayoinobapuroguramu.html	リーフレット
3	一般社団法人 和歌山県歯科衛生士会	ダウンロード 糖尿病とお口の健康 リーフレット	https://wakayama.jdha.or.jp/download/	リーフレット
		ダウンロード 糖尿病とお口の健康ポスター		その他(ポスター)
4	一般社団法人 福岡県歯科衛生士会	歯とお口の健康づくり オーラルフレイル予防のテキスト「歯ミニング教室」(最新版)	https://fukuoka.jdha.or.jp/info/helth/	リーフレット
5	一般社団法人東京都 歯科衛生士会	ダウンロード 健口体操、あいうべ体操、ぶくぶくうがい、口腔がん早期発見	https://tokyo.jdha.or.jp/download/	リーフレット
6	特定非営利活動法人長 野県歯科衛生士会	啓発リーフレット かむこと、歯周病予防、唾液、オーラルフレイル、口腔ケア	https://nagano.jdha.or.jp/others/leaflet/	リーフレット

【分類:妊産婦期、乳幼児期～青年期(口腔機能発達不全症を含む)】 2025 年 10 月 30 日現在

番号	Web サイト名	Web サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	子供の口の機能を育むために知っておきたいこと②～口腔機能発達不全症とは～	東京都保健医療局医療政策部によって作成されたYouTube 動画	https://youtu.be/CNiJgXZdRSY	動画
2	全国健康保険協会 協会けんぽ	令和 3 年 2 月 10 日徳島県歯科医師会提供 歯科健康コラム 第 10 回「小児における口腔機能発達不全症」とは	全国健康保険協会のトップページ https://www.kyoukaikenpo.or.jp/ ⇒検索ボックスで「第 10 回「小児における口腔機能発達不全症」とは」を検索 「小児における口腔機能発達不全症とは」 (https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokushima/cat070/2019022101/20210210001/)	解説
3	公益社団法人 日本小児歯科学会	子どもたちの口と歯の質問箱 妊産婦期から中学生高校生までの成長段階に合わせて、歯と口の健康と治療に関する質問とその回答が掲載されている。	https://www.jspd.or.jp/question/	解説
4	公益財団法人ライオン 歯科衛生研究所	妊婦から乳幼児向けのトータルサイト(情報掲載)	https://www.lion-dent-health.or.jp/mama-anone/	解説
5	公益財団法人ライオン 歯科衛生研究所	成人期向け情報サイト	https://www.lion-dent-health.or.jp/labo/	解説

【分類:セルフケア用品】

2025 年 10 月 30 日現在

番号	Web サイト名	Web サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	Let's 8020 8020 達成のために	「セルフケア」「ケア用品の選び方」について一般的な方法を解説している。	8020 推進財団のトップページ https://www.8020zaidan.or.jp/ ⇒検索ボックスで「Let's 8020 8020 達成のために」を検索 https://8020zaidan.or.jp/achieve/ https://8020zaidan.or.jp/achieve/selfcare.html https://8020zaidan.or.jp/achieve/howto_choose.html	解説

【分類:ナッジの活用】

2025 年 10 月 30 日現在

番号	Web サイト名	Web サイトの内容	URL	利用できる媒体の種類
1	厚生労働省	ナッジの活用解説と受診率向上	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001266942.pdf	解説・リーフレット
2	帝京大学大学院公衆衛生学	ナッジを応用した健康づくりガイドブック	http://tcoeh.org/post-925/	リーフレット
3	厚生労働省	健康日本21アクション支援システム健康政策とナッジ	https://kenet.mhlw.go.jp/information/information/policy-summaries/nudge	解説

【分類:産業看護職向け口腔保健指導】

2025 年 12 月 15 日現在

番号	サイト名	サイトの内容		URL	利用できる媒体の種類
1	保健指導リソースガイド 「ニュース」	多くのテーマについての情報が掲載されている。 これらは有料コンテンツであり、 下記より二次利用の申し込みが必要である。 https://business.form-mailer.jp/lp/7cb8ab10165699	歯の本数が働き世代の栄養摂取に影響	https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2025/014010.php	解説
2			ストレスが口腔健康にも悪影響	https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2023/012099.php	解説
3			8020 達成率は 5 割以上 若い世代の歯周病増	https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2023/012427.php	解説
4			奥歯の噛み合わせが悪い高齢者は、高血圧リスクが 1.7 倍に上昇	https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2022/010965.php	解説
5	こころの耳	メンタルヘルスについての多くの情報が掲載されている	ストレスと口の健康	こころの耳のトップページ https://kokoro.mhlw.go.jp/ ⇒検索ボックスで「ストレスと口の健康」を検索 (https://kokoro.mhlw.go.jp/column/body002/)	解説
6			ストレスと歯・口腔の健康	こころの耳のトップページ https://kokoro.mhlw.go.jp/ ⇒検索ボックスで「ストレスと歯・口腔の健康」を検索 (https://kokoro.mhlw.go.jp/mental-health-pro-topics/mh-pro-topics004/)	解説

7	国立保健医療科学院 「保健指導における学 習教材集」 【歯周病・噛む・歯の健 康】	生活習慣病関連の多くの テーマの教材がある	「歯周病」は糖 尿病の第 6 番目の 合併症と言われて います	https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/koroshoshiryo/kyozai/data/d_34.ppt	リーフレット
8			あなたは何回噛ん でいますかーしっか り噛んで食べるこ と（一口 30 回）は今 すぐできる「肥満予 防法」ですー	https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/koroshoshiryo/kyozai/data/d_35.ppt	リーフレット
9			歯の健康とメタボリ ックシンドローム	https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/koroshoshiryo/kyozai/data/d_36_01.ppt	リーフレット
10			あなたの歯の健 康を保つための セルフケアとプロフ ェSSIONナルケア	https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/koroshoshiryo/kyozai/data/d_36_02.ppt	リーフレット
11			歯周病予防のため のセルフチェックリス ト	https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/koroshoshiryo/kyozai/data/d_36_03.ppt	リーフレット
12			喫煙と歯周病	https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/koroshoshiryo/kyozai/data/d_36_04.ppt	リーフレット

4. 職域における口腔保健指導のためのリンク集 作成者一覧

令和 7 年度 厚生労働科学研究(労働安全衛生総合研究事業)「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」

職域における口腔保健指導のためのリンク集 作成者一覧

研究協力者	山本 秀樹	公社)日本歯科医師会 常務理事
	高野 直久	日本労働衛生研究協議会長
	安田 恵理子	公社)日本産業衛生学会 産業歯科保健部会長 大阪歯科大学 非常勤講師
	西埜植 規秀	にしのうえ産業医事務所長 産業医
	久篠 奈苗	東京家政大学健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 准教授
		日本労働衛生研究協議会 専務理事
	猪股 久美	帝京平成大学 ヒューマンケア学部 看護学科 准教授
分担研究者	大山 篤	神戸製鋼所 東京本社 健康管理センター 歯科医師
	澁谷 智明	日立製作所 京浜地区産業医療統括センタ 歯科医師
	小林 宏明	住友商事 HR ソリューションズ部 診療所 歯科所長 歯科医師
	石塚 洋一	東京歯科大学 衛生学講座 准教授
	江口 貴子	東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科 講師
	後藤 理絵	公益財団法人ライオン歯科衛生研究所 研究部
研究代表者	上條 英之	東京歯科大学 歯科社会保障学 客員教授、 8020推進財団嘱託

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）
分担研究報告書

「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」
～事業場および事業場外資源での推進事例を把握するための現地調査～
YKK 株式会社 黒部事業所の事例

小林宏明	東京科学大学 非常勤講師 住友商事株式会社 HR ソリューションズ部 診療所
上條英之	東京歯科大学 歯科社会保障学
大山 篤	東京科学大学 非常勤講師 神戸製鋼所東京本社 健康管理センター
後藤 理絵	ライオン歯科衛生研究所

研究要旨

令和 2 年 3 月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（いわゆる T H P 指針）」が約 30 年ぶりに大幅な改正が行われ、職場における歯科口腔保健指導についても、明確に位置付けがされるようになったが、職場における歯科口腔保健サービスについては、まだ手付かずの場合も多い。そのため、普及定着に向けての取り組みを進めるためには、今まで先駆的に進められた取り組みを事例集としてまとめるための調査研究が必要となっている。そこで、本研究は、事業所における歯科口腔保健サービスの普及定着を図るための事例集を作成するため、YKK 株式会社（黒部事業所）に対するヒアリング調査を行った。YKK 株式会社では、昭和 59 年という早期から歯科健診を開始し、事業所内の健康管理センターに常勤・非常勤の歯科医師および歯科衛生士を多数配置している。最大の特徴は、全従業員に対して「2 年に 1 回の定期歯科健診」を実施していること、そして長期にわたって歯科健診を含むデータ蓄積を行っていることである。単なる健診にとどまらず、蓄積された長年のデータを用いた PDCA サイクルの構築や、HbA1c 高値者に対する医科・歯科連携（コモンリスクアプローチ）、定年廃止を見据えたオーラルフレイル対策、さらには海外赴任者向けの渡航前歯科検診など、極めて高度かつ包括的な取り組みを実施している。また、蓄積されたデータを活用してコホート研究を行い、学会や学術誌で広く社会に還元している点も大きな特徴である。

A. 研究目的

労働力人口に占める高齢労働者の割合の増加が予測されるなかで、退職前後の年齢で悪化しやすいとされる「口腔の健康」の保持増進対策を職域で行うことには大きな意義がある。しかし、従来の職域における口腔保健活動の実施は限定的であり、産業保健の現場からは、具体的な展開方法や取り組みやすい事例などの情報が不足しているとの声が多く聞かれる。そこで本研究では、職域における歯科保健活動の参考となる優れた事例を収集し、報告書や事例集としてまとめることを計画している。本稿では、YKK 株式会社（黒部事業所）における先進的な歯科口腔保健事業の事例を紹介することを目的とする。

B. 研究方法

1. ヒアリング対象事業場の選定方針 過去に事業所で歯科口腔保健に関するサービスを継続的に行っており、今後も THP 指針に基づく事業の実施予定がある、またはそれ以上の高度な対応がなされている事業場を対象とした。
2. ヒアリング内容 各事業場で共通の質問項目である「ヒアリング 事前調査票」を準備し、ヒアリング対象事業場に記入を依頼した。
3. ヒアリングの実施 ヒアリング実施に先立ち、事前調査票への回答を得たうえで、令和 8（2026）年 2 月 4 日に YKK 株式会社 健康推進室ミーティングルーム（黒部事業所）を訪問し、記載内容をもとにヒアリ

ングを実施した。

＜倫理面への配慮＞ 本研究は東京歯科大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

1. 事業場の基本情報

YKK 株式会社（黒部事業所）は富山県黒部市に所在する製造業である。黒部事業所は「技術の総本山」と位置付けられており、従業員数は約 5,018 名（平均年齢 41.8 歳）である。事業場内の産業保健スタッフとして、産業医 7 名、産業看護職（常勤）9 名のほか、歯科医師 5 名、歯科衛生士 2 名が配置されている。活用している事業場外資源として、YKK 健康保険組合、新潟大学歯学部（口腔再建外科・予防歯科）などと連携している。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

以前は歯科疾患が非常に多く、その需要が健康管理センターでは対応しきれない状況にあった。そのため、2 次・3 次予防の必要性から昭和 59 年に歯科健診を開始し、事後措置のための健康管理センター内に歯科を開設した。その後、時代の変化とともに口腔保健を含む 1 次予防・2 次予防へとシフトしてきている。

3. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）

第 7 次安全衛生方針において「一人ひとりが安全衛生への強い自覚を持ち、全員参加で安全衛生活動に取り組む」という社長メッセージを全社員に周知している。また、

2018年3月に代表取締役社長による「YKK健康宣言」を制定し、リーフレットを全従業員に配布、周知HPにて対外的にも公表。従業員と家族の心身の健康保持・増進が企業の発展に繋がる考えのもと、会社・健保・従業員が一体となった健康づくりを推進している。

「YKK健康宣言：YKK株式会社は、従業員が誇りと喜びを持って働ける会社でありたいと考えています。その前提には、従業員と家族の心と身体の健康保持・増進があり、そのことで従業員一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮され、企業の発展や社会への貢献に繋がると考えています。この考えの下、会社・健康保険組合・従業員・家族が一体となって、健康づくりを推進していきます。」

また、「YKKグループ安全衛生宣言」

「YKKAP安全衛生基本方針」「安全衛生・健康推進委員会活動基本方針及び行動指針」を定めている。

4. 体制構築の方法

a. 事業場内の体制

YKKグループ健康推進協議会や産業医会、YKK健康保険組合、健康推進室（事務局）などが連携し、全国9つの健康管理センターを中心とした体制を構築している。

b. 事業場外資源の活用

新潟大学歯学部口腔再建外科・予防歯科などと連携し、歯科健診や専門的な対応を行っている。

5. 取り組みの実施計画

a. 計画の概要（目的）

全従業員の歯と口の健康保持・増進。

b. スケジュール

4～5月の定期健康診断に合わせて全従業員対象（人間ドック対象者含む）に2年に1度、歯科健康診査（原則として隔年）を実施。職長クラス対象のメンタルヘルスや生活習慣病健診にあわせた歯科健診やプレオーラルフレイル対策のための歯科口腔健康測定を実施。HbA1c高値者への継続的な栄養指導と運動指導、歯科口腔衛生指導（ハイリスクアプローチ）の実施。有害業務従事者への歯科特殊健康診断、海外派遣従業員への渡航前歯科健診や一時帰国者へのメンテナンスなどを実施している。

c. 実施目標

「健康推進基本方針／行動目標」に、歯と歯茎の健康を推進するため全従業員に対して歯科検診を実施することを明記している。

6. 取り組みの具体的な内容

- ・歯科健康診断結果をデータベース化し、安全衛生委員会への解析結果の報告および各事業所への通達と水平展開。

- ・生活習慣病健診対象者に対する歯科健診および「歯と口の健康測定」（歯垢染め出し口腔内写真、唾液検査、口腔乾燥症検査、位相差顕微鏡による口腔細菌の描出等）の実施。

- ・歯科健診結果を受けて要指導者をクリニックに呼び出し、歯科衛生士による口腔衛生指導（歯石除去、フッ化物塗布等）の実施。

- ・健康保険組合の糖尿病重症化予防の一環としてHbA1c高値者を健康管理センターの医科・歯科でコラボレーションし、栄

養指導・運動指導等とあわせた口腔保健指導の実施（コモンリスクアプローチ）。

- ・口腔再建外科専門歯科医による海外渡航前智歯（親知らず）の抜歯。

7. 取り組みの効果（結果・評価など）

- ・歯科健康診断結果をデータベース化し(昭和 58 年からデータベース化)解析

安全衛生委員会への解析結果を報告→事業部ごとの解析結果を元に各事業部への通達(PDCA)

- ・生活習慣病健診対象者：歯科健康診断と歯と口の健康測定の実施

（歯垢染め出し口腔内写真にて指導・唾液検査・口腔乾燥症検査・口臭測定・位相差顕微鏡にて口腔細菌の描出・動揺度試験など）

- ・歯科健診結果を受けて要指導者をクリニックに呼出し指導(歯周ポケット測定・歯科衛生士による染出し指導・歯石除去・フッ化物塗布・半年後の評価)

- ・HbA1c 高値者を健康管理センターとコラボレーションして、栄養指導(速食いの問診を含む)・運動指導とあわせて口腔保健指導(コモンリスクアプローチ)

- ・高齢労働者を見越して咀嚼機能検査・咬合力測定・舌圧測定・オーラルディアドキネシス・唾液腺マッサージ

- ・コロナ禍から回復できていないが、各工場への集団歯科口腔保健指導(講演とブラッシングや歯間ブラシの実演)

- ・半埋伏知歯の抜歯 口腔再建外科専門歯科医による渡航前抜歯など

昭和 58 年から蓄積されたデータベースに基づく解析を行い、安全衛生委員会への報

告を通じた PDCA サイクルを回している。

また、高齢労働者を見越した咀嚼機能検査などや、コロナ禍前は各工場への集団歯科口腔保健指導（講演や実演）を行い、従業員の行動変容に繋げている。

8. 取り組みを成功させるためのポイント
一過性に終わらず、長期に継続することで従業員の口腔機能の向上を図っている。
若年期からの歯科口腔保健の継続により、定年廃止に伴う高齢従業員のう蝕や歯周病対応だけでなく、オーラルフレイルや口腔機能低下症にも対応した保健指導が可能となっている。

9. 取り組みを実施する際に苦労した点

地域歯科保健と職域歯科保健との融合、または「住み分け」に関して苦労があった。

10. 同様な取り組みを検討している事業所（産業保健職）へのアドバイス

歯科保健は他の生活習慣病と異なり、う蝕有病率や喪失歯数など「実施した分が数字で表れやすい」のが特徴である。デンタルスタッフがいない事業所は外部資源を利用する方法もあるが、長期的・継続的視点にたった取り組みを行い、なるべく同一の資源を利用した方が効果を確認しやすい。

11. 取り組みに係った費用と内訳

人件費や材料費など。詳細な費用内訳は社外秘となっている。

12. 取り組みの実施に関して参考になった資料や URL があれば紹介してください。

- ・日本歯科医師会 HP

https://www.jda.or.jp/occupational_health/introduction.html

13. 改正 THP 指針に係る事業で、口腔保健以外に実施していること

YKK では現在、第 7 次中期計画を実施中(2025~2028)であり、敷地内禁煙の達成や、独自の高ストレス面談などメンタルヘルス対策を含め、多角的な THP 関連事業を実施している

YKK 健康推進協議会の元、生活習慣病予防等部会・メンタルヘルス部会・海外健康管理部会・感染症予防部会の 4 専門部会があり、それぞれに目標と達成値を設定して、第 7 次中期活動方針へと活動サイクルを展開している。

D. 考察

YKK 株式会社（黒部事業所）の取り組みは、職域歯科保健のモデルケースとも言える質と量を有している。昭和 59 年という早期に健康管理センター内に歯科を開設し、現在に至るまで歯科医師と歯科衛生士を事業所内に抱えて活動を継続している。特筆すべきは、1980 年代から蓄積された膨大な従業員の健康情報を活用している点である。産業医と歯科医療職が連携し、HbA1c 高値者への「コモンリスクアプローチ」として医科歯科連携指導を実践していることは、全身疾患と歯科疾患の関連性を現場の指導に直接落とし込んだ極めて先進的な事例である。また、これらの蓄積データを基に、「交代勤務と口腔状態の関連」などのコホート研究を実施し、学会発表や論文として社会に還元している点も評価が高い。さらに特筆すべきは、同社の「Little Parts. Big Difference.」という精神が、産業保健活動に

も見事に体现されている点である。また、「善の巡環」という企業精神が、従業員の健康を企業の発展に結びつける健康経営の強力な推進力となっている。こうした独自の企業文化と科学的アプローチの融合が、同社の健康経営を支える強固な基盤となっていると考えられる。さらに、グローバル企業ならではの「渡航前の親知らず抜歯」や、定年廃止に伴う「オーラルフレイルへの対応」など、企業が直面する経営課題やライフステージの変化に対し、歯科が先回りして健康支援を提供できている。他企業へのアドバイスとして「数字で表れやすい」「長期的視点で同一の資源を利用する」といった視点は、これから歯科保健を導入する事業所にとって非常に示唆に富むものである。

E. 結論

YKK 株式会社（黒部事業所）における歯科口腔保健事業は、長年にわたるトップの理解と豊富な社内資源（歯科医師・歯科衛生士の配置等）を最大限に活用した先進事例である。特に、「2 年に 1 回の定期歯科健診」を全従業員に対して着実に実施し、その結果を他の医療情報と関連づけて長期にわたりデータ蓄積している点は、本事業所の最大の強みである。蓄積されたデータを用いた PDCA の実施、医科・歯科が連携した生活習慣病の重症化予防（コモンリスクアプローチ）、高齢化を見据えたオーラルフレイル対策などは、労働者の生涯を通じた QOL 向上に直結している。「善の巡環」の理念に裏打ちされた継続的な取り組みは、

今後の職域歯科保健のあり方を示す大きな
道標となる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

論文発表 なし

学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特許取得 なし

実用新案登録 なし

その他 なし

参考文献

1. 厚生労働省. 職場における心とからだの健康づくりのための手引き～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html
2. YKK 株式会社. 健康推進 (YKK 健康宣言、健康推進基本方針／行動目標など) .
<https://www.ykk.com/csr/responsibility/laborpractices/health.html>
3. YKK AP 株式会社. サステナビリティ 社会からの要請に応える (YKK グループ安全衛生宣言、YKK AP 安全衛生基本方針など) .
<https://www.ykkapglobal.com/ja/sustainability/society/safety/>
4. YKK 株式会社 経営理念、YKK 精神 (Little Parts, Big Difference, 善の循環) .
<https://www.ykk.com/philosophy/>
5. 令和 5 (2023) 年度 厚生労働科学研究 「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」 研究報告書 (「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集 および 歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」) . https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202322003A-sonota1.pdf

<表1>

ヒアリング日程および参加者

日時：令和8（2026）年2月4日 12：30～15：30

場所：YKK 株式会社 健康推進室ミーティングルーム（黒部事業所）

YKK 株式会社 健康推進室 1名

YKK 株式会社 健康管理センター 3名

YKK デンタルクリニック 2名

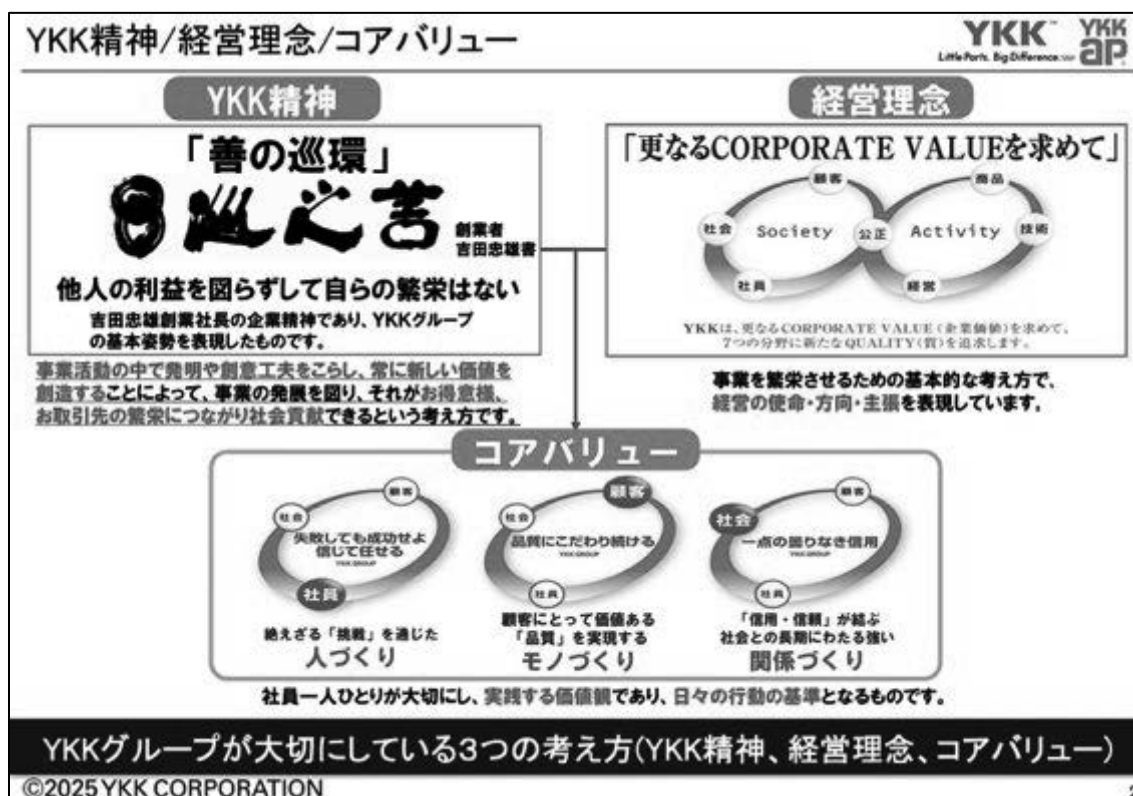
本研究班参加者：

上條 英之（東京歯科大学 歯科社会保障学 教授）

大山 篤（神戸製鋼所東京本社 健康管理センター）

小林 宏明（住友商事株式会社 HR ソリューションズ部 診療所）

後藤 理絵（ライオン歯科衛生研究所）



第7次中期(2025～2028年度)活動方針

YKKグループ産業医会

活動方針

あるべき姿

グループ健康推進体制の更なる向上

自分の健康について、自ら考え行動する

推進体制

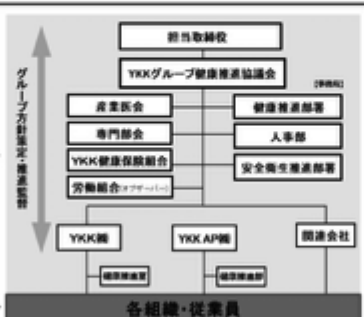
キーワード

①YKKグループ健康推進協議会

②4専門部会

- ・生活習慣病予防等部会
- ・メンタルヘルス部会
- ・海外健康管理部会
- ・感染症予防部会

③全国9健康管理センター



⇒大切な資産として第7次中期に継承

生涯現役 ← 定年廃止

専門部会間連携

感染症⇔海外健康
メンタルヘルス⇔海外健康など

部署間連携

人事部、安全衛生、
リスクマネジメントなど

YKKグループ独自の推進体制=YKKグループ健康推進協議会

12

第6次中期(2021～2024年度)活動実績

YKKグループ産業医会

主なテーマ	主な達成・進捗状況
感染症予防	新型コロナの大規模感染防止
生活習慣病の減少	特定保健指導 47.5%(20年)→56.3%(23年) 屋内禁煙(22年度末) 敷地内禁煙(YKK24年度末)
メンタル疾患抑制	ストレスチェック受検率 98.3%(24年)
海外健康管理	4年ぶり海外巡回健康相談再開
健康推進体制強化	健康経営優良法人 ホワイト500取得(YKK、BSI)
プロジェクト業務	新型コロナ職域接種 (21～22年) 2021年度 12,970回(5会場) 2022年度 3,712回(3会場) 合計 16,682回
	健康管理支援 システムの刷新 2025年4月運用開始 ベンダー選定、要件定義、システム構築・ データ移行をほぼ予定通り実施

学会でYKK事例発表

日本産業衛生学会全国協議会(2024年10月)

小林事業所長が講演

「YKKにおけるストレスチェック制度を活用した快適な職場環境づくり」



BSI 3年ぶり4回目
YKK 5年ぶり4回目

2025年3月11日配信
News Release

「健康経営優良法人 2025 ホワイト500」に認定

YKK 株式会社(本社・東京)と国内17、代表取締役社長(代表取締役)は、健康経営優良法人に認定される「健康経営優良法人 2025」に「大規模感染防止」において2021～2023年に認定された。なお、ホワイト500の認定を受けたのは3年ぶり、4回目となります。

YKKは、従業員の健康と生産性を高め、社会貢献を目的として、2019年に「健康経営」を推進し、人事部、健康経営推進部、安全衛生部、海外健康推進部などで構成する「YKKグループ健康推進協議会」を設立し、生活習慣病予防、メンタルヘルス対策、運動習慣の向上と関係強化に取り組んでいます。

これまでの中核として2023年度健康経営を推進し、総合健康経営 This is YKK 2024で新たな健康経営を推進するとともに、健康経営推進部をホームページに掲載。さらに、新たに安全衛生と健康経営に連携する部署として「健康経営推進部」を新設しました。これにより健康経営に推進する部署の強化を図るとともに、安全経営推進部も改めて健康経営推進部と統合して新たな体制を構築し、今年よりさらにホワイト500の認定を目指すこととなりました。

- ① 健康経営の推進を促す
- ② 生活習慣病予防として健康経営の推進を促す
- ③ 健康経営の推進を促す
- ④ 健康経営の推進を促す
- ⑤ 健康経営の推進を促す
- ⑥ 健康経営の推進を促す
- ⑦ 健康経営の推進を促す
- ⑧ 健康経営の推進を促す
- ⑨ 健康経営の推進を促す
- ⑩ 健康経営の推進を促す



速報：2026年度もYKK(301～350位)、BSI(51～100位)はW500取得予定

新型コロナの猛威の中始まった第6次中期。前半は事業継続上重大な問題は防げた。後半は健康施策の再開や継続拡大に注力し、YKKとBSIは「ホワイト500」取得

15

1. 「2年に一度の歯科検診」をすでに長期にわたり実施できていること。
2. そのうえで、90年代から蓄積した膨大で貴重な従業員の健康情報と仕事や業務に関わる関連情報(職種やシフト体制、有害業務記録)などと、上記歯科検診情報を保有していること。
3. 非常に長期で安定した産業医の先生方との関係性(リレーションシップ)
4. 2と3を活用し、産業医の先生方がコホート研究(口腔内状態と全身健康状態(糖尿病)の関係性やさらに勤務体制との関係性など)を行い、YKKの施策に利用するのは勿論、YKK以外の社会への貢献として活動。
5. 口腔衛生施策とその結果、会社資産(健康推進体制、保健スタッフ、健康情報)と産業医資産(研究意欲、実行力、発信力)を活用し、各施策を計画→実施→分析評価→次の行動といったPDCAをまわしていること。
6. 上記を下支えする、グループ健康推進協議会体制と全国9つの健康管理センター制度

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）
（総括（分担）研究報告書）
職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究 ～事例集作成にあたってのヒアリング～

分担研究報告書(令和 7 年度)

分担研究者	澁谷智明	東京歯科大学 非常勤講師 (株)日立製作所 京浜地区産業医療統括センタ
	大山 篤	東京科学大学 非常勤講師 (株)神戸製鋼所 東京本社健康管理センター
	小椋正之	日本大学松戸歯学部 教授
	小林宏之	東京科学大学非常勤講師 住友商事(株)HRソリューションズ部診療所
	上條英之	東京歯科大学歯科社会保障学 客員教授

研究要旨

令和 2 年 3 月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（いわゆる THP 指針）」が約 30 年ぶりに大幅な改正が行われ、職場における歯科口腔保健指導についても、明確に位置付けがされるようになったが、職場における歯科口腔保健サービスについては、まだ手付かずの場合も多い。そのため普及定着に向けての取組を進めるためには、いままで先駆的に進められた取り組みを事例集としてまとめるための調査研究が必要となっている。そのため令和 6 年 3 月に複数事業場における好事例集を作成した。今回は事業所での歯科口腔保健を円滑に進めるための既存の事例集に対する見直し・改定を目的として、富士通株式会社の歯科口腔保健事業のヒアリング調査を行った。社長直轄の健康推進本部が中心となり、予防に特化した歯科口腔保健事業を個別アプローチとポピュレーションアプローチの両面から積極的に行っていた。また、長年の各施策の効果でセミナー等の受講率等から従業員の歯科口腔への関心の高さや組織風土が伺えた。

A. 研究目的

労働安全衛生法に基づき策定される THP 指針により、事業場等で行われている口腔保健指導の円滑な普及を図るために令和 6 年 3 月に策定されて「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」について、改訂・増補を行う

ため事例の追加を行い、内容の充実を図るよう、ヒアリング対象となる事業場等を選定し、新たな推進事例に関する情報を得ることを目的とした。

B. 研究方法

1. 研究対象者の選定方針

＜選定基準＞

歯科口腔保健に関する指導を含め事業所

での歯科口腔保健に関するサービスを継続的に行っており、今後 THP 指針に基づく事業の実施予定のある事業場、またはこれと同等と認められる対応がなされている場合をヒアリング調査の実施対象となる事業場とした。その中で今回、富士通株式会社をその 1 つに選び、こちらで作成したフォーマットで事前に情報を収集した後、2026 年 2 月 26 日に現地にてヒアリング調査を実施した。なお当事業所は健康経営ホワイト 500 を取得している。

2. ヒアリングの主な内容（ヒアリング前の情報収集を含む）

（主な事前収集資料）

1) 企業の基本情報（業種、従業員数、平均年齢、事業所内の産業保健スタッフ、活用している事業場外資源）

2) 歯科口腔保健指導や健康相談、歯科健診に関する事業の内容等がわかる資料

（ヒアリングの主な内容）

1) 歯科口腔保健に関する事業の詳細と取り組むことになった背景や課題

2) 実施している歯科口腔保健に関する事業や取り組みの概要

3) 社内、社外での体制の構築

4) 取り組みの計画作成、実施内容、結果の評価

5) 実施している事業の費用等

6) その他（取組で苦労した点、取組を成功させるためのポイント等）、とした。

C. 研究結果

1. 事業所の基本情報

事業としては電気機器製造業、従業員は約 37,893 名（平均年齢 44.1 歳）であった。会社全体としての産業保健スタッフは産業

医 102 名、産業看護職（常勤）109 名、（非常勤）58 名、人事労務管理部門スタッフ 50 名であった。また、歯科においては歯科医師 1 名（常勤）と歯科衛生士 4 名（常勤）が診療担当で、歯科医師 4 名（非常勤）と歯科衛生士 2 名（非常勤 1 名と業務委託 1 名）が健診担当となっていた。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

以前より歯科特殊健診が多くの上場企業で行われていたため、同時に歯科の取り組みも行われていた。1990 年代に健康保険組合で歯科健診の費用補助を始め、各事業所において定期健康診断に合わせて一般歯科健診が実施されるようになった。2015 年に富士通ヘルスケア部門では幹部向けに日吉歯科の熊谷先生を招聘し、予防歯科ソリューションの概念実証（POC）を開始した。2019 年からは地域限定で予防歯科セミナーを展開し、2021 年からは全社展開となり 3,000 人以上がリアルタイムで聴講し社員の口腔領域への関心の高さが明らかとなり、その後より予防を重視した取り組みがなされるようになった。また歯科と全身疾患の関係から口腔の健康を維持することが、健康的な人生を送る上で極めて重要であると認識から、2022 年 1 月より富士通グループ健康経営事務局（健康推進本部、ER 統括部、健康保険組合）と富士通 Japan 株式会社ヘルスケア事業本部（予防歯科チーム）が「One Team」として連携して社員の口腔・歯の健康対策活動を強力に推進している。目下の課題としては健康管理・行動へ繋がるための施策の効果検証と考える。

3. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）や社内の通知方法

富士通グループ健康宣言を 2017 年に制定、2022 年に改訂して、重点施策の 1 つに「口腔・歯の健康対策」を取り入れた。社員一人ひとりが心身共に健康で生き生きと働くことが出来る環境作りを目指すことを宣言している。社内への周知は社内 SNS やイントラサイトを、また社外には広報 IR 室と連携してプレリリースや広報媒体に記事を連載している。連携している歯科医院経営コンサルタントの運営するウェブサイトにも取り組み記事を掲載している。

4. 体制構築の方法

事業場内：富士通クリニック歯科部、富士通グループ健康経営事務局（健康推進本部・ER 統括部・健康保険組合）富士通 Japan 株式会社ヘルスケア事業本部。

事業場外資源：ライオン歯科衛生研究所、日本予防医学協会、クレセル株式会社（歯科医院経営コンサルタント）

5. 取り組みの実施計画

a.計画の概要（目的）：むし歯や歯周病の原因・リスクに関する知識を最新の情報で提供し、口腔と歯の健康を自律的に管理する「予防歯科」への深い理解を促進し、それを社員一人ひとりの具体的な行動変容に繋げていく。

b.計画の年間スケジュール：全社オンラインセミナー、全社 e-Learning、定期健診時の健保補助費による歯科健診（25、30、35、40、45、50、55、60 歳）の計画。

c.事業の実施目標：歯科健診実施率、セミナー満足度、有益度の向上を目指す。また口腔・歯のデータベースを構築してそのデータ分析を施策の実行に繋げる。

6.取り組みの具体的な内容

社員一人ひとりが、自律的に自らの健康状

態を維持し、生き生きと働く企業を目指すため、また社員と家族の健康保持増進の観点から、口腔の健康を実現し、全身の健康にも影響を与える歯科疾患を予防するために、富士通クリニックでの予防歯科型医療サービスで情報提供などを行っている。またヘルスリテラシーの向上と行動変容の促進、予防歯科の研修、啓発の充実・拡大（e-Learning の周知促進、全社オンラインセミナーの継続開催）、歯科健診への健保補助対象年齢を（25、30、35、40、45、50 歳）から 55 歳、60 歳まで拡大した。さらに社員啓発 ICT ツールの検討、構築を行っている。

7. 取り組みの効果（結果・評価など）

予防歯科セミナーの満足度：2023 年度 98.8%、2024 年度 99.0%。健康教育の実施率：93.4%（63,587 名受講）。健康教育の有益性：93.2%。健康教育の内容理解度：97.8%。社内 SNS 口腔・歯の健康コミュニティ登録人数：3,264 名。

8. 取り組みを成功させるためのポイント

専門職だけでなく、事業部門、健保組合などと各部門でチームを組んで行うことや外部有識者の支援を得て行うことが大切である。また社内 SNS やウェブサイトなどを積極的に活用することもヘルスリテラシー向上には重要で、さらに社外メディアも活用することで、社外から社内の取り組みを周知できる。

9. 取り組みを実施する際に苦労した点

予防歯科に取り組む医院や企業が少なかったため、外部からの情報収集に苦労した。また、歯科健診から歯科診療に繋げるための工夫は今後も検討しなければならない。

10. 同様な取り組みを検討している事業所（産業保健職）へのアドバイス

他社との積極的な情報交換が役に立つ。

11. 取り組みに係った費用と内訳

口腔・歯の健康教育 e-Learning の制作と運営費用：700 万円。歯科健診：一人あたり 3,500 円。

12. 取り組みの実施に関して参考になった資料や URL があれば紹介してください。

1)健康日本 21 アクション支援システム～健康づくりサポートネット～

<https://kenet.mhlw.go.jp/home/>

2)日本歯科医師会

<https://jda.or.jp/>

3)糖尿病情報センター関連する病気

<https://dmic.jhs.go.jp/general/about-dm/070/index.html>Communication

4)Communication gear 探してみようあなたの近くの予防歯科医

<https://c-gear.net/>

5)一般社団法人 JOF KEEP28

<https://www.keep28-jof.jp/>

13. 改正 THP 指針に係る事業で、口腔保健以外に実施していることがあれば、記載してください。

THP 指針のプロセス（健康測定→指導→実践→評価→改善）を実践、健診結果、ストレスチェック結果を統合し、組織長へフィードバックを実践し、職場で活用している。

D. 考察

今回、富士通株式会社のヒアリング調査を行った。以前より工場や研究所で歯科特殊健診が多く行われていたため、同時に歯科の取り組みも実施されていたことが歯科口腔保健事業を積極的に行っている背景にあると考えられた。

現在は歯科専門職だけでなく、事業部門、

健保組合などとチームを組んで行う健康経営事務局（健康経営推進本部、ER 統括部、健康保険組合）と富士通 Japan ヘルスケア事業本部（予防歯科チーム）が「One Team」で連携してコラボヘルスとして社員や家族の口腔・歯の健康保持増進のための活動を強力に推進していた。その中心となっている健康推進本部が社長直轄の組織となっていることから、富士通が企業として従業員の健康に対して口腔保健事業も含めて積極的に取り組んでいることがうかがえた。同時に外部有識者の支援を受けたり、他企業とも情報交換を行っていることも重要な点である。

口腔保健のヘルスリテラシーの向上と行動変容の促進、予防歯科の研修、啓発のために e-Learning の周知促進、全社オンラインセミナーの継続開催、社内 SNS やウェブサイトなどを積極的に活用するといった施策も有用と思われた。またその対策がマンネリ化しないようにしつつ、対象者に対して必要な情報が伝わるように工夫されていた。それが健康教育の実施率：93.4%（63,587 名受講）、健康教育の有益性：93.2%。健康教育の内容理解度：97.8%、社内 SNS 口腔・歯の健康コミュニティ登録人数：3,264 名といった結果に繋がり、従業員の口腔と歯への関心の高さが伺えた。さらに熊谷先生の予防歯科セミナーを開催するなど、歯科口腔保健への関心が高い組織風土が作られていた。

目下の課題として健康管理・行動へ繋がるための施策の効果検証と考えるそうだが、その結果も見てみたい。

E. 結論

今回富士通株式会社の歯科口腔保健事業

のヒアリング調査を行った。長期にわたり社長直轄の健康推進本部が中心となり、予防に特化した歯科口腔保健事業を個別アプローチとポピュレーションアプローチの両面から積極的に行っており、各施策はこれから歯科口腔保健事業を開始する企業にとって非常に参考となる活動を実践していると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

予定あり

2. 学会発表

予定あり

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

予防歯科プロジェクトチーム

FUJITSU



令和 7 年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書

事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックの作成

分担研究者 佐藤 涼一 東京歯科大学衛生学講座 講師

研究要旨

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん等、歯またはその支持組織に有害な物質のガス・蒸気・粉じんを発散する作業に常時従事する労働者には、歯科医師による特殊健康診断の実施が義務付けられている（労働安全衛生法施行令第 22 条、労働安全衛生法第 66 条第 3 項）。平成 28 年（2016 年）以降、特別規則の対象外であっても一定の危険性・有害性が確認された化学物質については、事業者リスクアセスメントの実施が義務化された。しかし、義務化後も化学物質による休業 4 日以上労働災害が継続して発生したことから、令和 4 年（2022 年）に労働安全衛生法関係法令が改正された。本改正では、法令遵守を中心とした「法令準拠型管理」から、事業者が自ら危険性・有害性を評価し適切な管理措置を講じる「自律的管理」へと化学物質管理の枠組みが転換された。

これに伴い、従来の特殊健康診断に加え、リスクアセスメント結果に基づき必要と認められる場合に実施する「リスクアセスメント対象物健康診断」が創設され、令和 6 年（2024 年）4 月より施行された。歯科領域では、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素、発煙硫酸の 5 物質が対象とされている。一方で、歯科領域におけるリスク評価手法は現時点で確立されておらず、対象 5 物質についても、歯科領域への健康影響が他臓器より低濃度で発生する明確な科学的根拠は十分ではない。このため、歯科領域の検査実施の要否は、他臓器への健康影響リスク評価を基に判断されているのが現状である。さらに、候補物質の濃度基準値設定は継続的に見直されており、令和 8 年（2026 年）3 月までに臭化水素の短時間濃度基準値が新設されるなど、制度運用は変動的である。

本ガイドラインは、リスクアセスメント対象物健康診断に関する制度の概要、対象物質、診査方法および関連用語の理解を整理し、化学物質管理の新たな枠組みに対応する歯科医師の実務支援を目的として作成した。また、近年（2024-2026 年度）の候補物質の年次推移や臭化水素の基準値設定の根拠・調査結果も集約し要点を示した。

A. 研究背景・目的

塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者を対象に歯科医師による特殊健康診断が義務付けられている（労働安全衛生法施行令第22条および労働安全衛生法第66条第3項）。平成28年（2016年）6月以降、化学物質関係の特別規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則）の対象外であっても、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質については、これを製造し、又は取り扱う全ての事業者に対し、リスクアセスメントの実施が義務付けられた。

しかしながら、このリスクアセスメント実施の義務化以降も、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く）は一定数発生していたことから、令和4年（2022年）に労働安全衛生法関係法令が改正された。この改正により、法律で定められた規制を守ることを中心とした「法令準拠型」の化学物質管理から、事業者自らが化学物質の危険性・有害性を評価し、職場の実態に応じて適切な管理措置を講じる「自律的管理」へと転換が図られた。従来の特殊健康診断に加えて、リスクアセスメント結果に基づき関係労働者の意見を聴き必要ありと認める場合は、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、「リスクアセスメント対象物健康診断」の実施が定められ、令和6年（2024年）4月1日より施行されている。歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は「クロルスルホン酸、三

臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸」の5物質が対象とされた。リスクアセスメント対象物健康診断のうち、歯科領域に係るものについては、1) 歯科領域への影響について確立されたリスク評価手法が現時点ではないこと、2) 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断の対象5物質については、歯科領域への影響がそれ以外の臓器等への健康影響よりも低い濃度で発生するエビデンスが明確ではないことから、歯科領域以外の健康障害発生リスクの評価を基に行われるリスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の判断に準じて、歯科領域に関する検査の実施の要否を判断されている。

リスクアセスメント健診制度の施行以降も候補物質の濃度基準値設定は継続して行われており、令和8年（2026年）3月までに歯科領域のリスクアセスメント対象物5物質のうち、「臭化水素」については短時間濃度基準値が新設され、頻繁に情報更新されている。本ガイドラインは、リスクアセスメント対象物健康診断の対象物質や制度、診査方法、用語などについて理解を深め、従事する歯科医師の一助となることを期待して作成した。

B. 研究方法

令和7年度 厚生労働科学研究「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」媒体の改定または策定（事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブック）小委員会を構成し、労働衛生を専門

とする有識者および労働衛生コンサルタントを含む研究分担者6名と研究協力者5名による年3回(第1回:2025年6月10日、第2回:11月6日、第3回:2026年1月8日)の小委員会会議の議論を経てガイドブックを分担執筆した。

ガイドブックの目次項目として、「1.はじめに、2.事業所における化学物質の自律的管理とは、3.リスクアセスメント対象物健康診断について(令和6年4月1日施行)、① リスクアセスメント対象物健康診断とは、② 歯科領域での対象物質、4.従来の歯科特殊健康診断とその対象物質について、5.歯科医師による健診の実施方法(歯科領域5物質の検査項目、頻度および時期)、6.おわりに、7.リスクアセスメント健診に関わる用語集、(参考) リスクアセスメント健診施行(2024年)以降の変移・基準値の新設」を設定した。

C. 研究結果および考察

法改正によって、事業所における化学物質の自律的管理として国のGHS分類により危険性・有害性が確認された「全て」の物質に対して、危険性・有害性の情報の伝達(譲渡・提供時のラベル表示・SDS(安全データシート)交付)、SDSの情報等に基づくリスクアセスメントの実施(製造・使用時)、ばく露濃度を国が告示する基準(濃度基準値)以下とする、あるいはばく露濃度をなるべく低くする措置、皮膚等への刺激性・腐食性、皮膚吸収による健康影響を防ぐための保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用が義務付けられることになった。リスクアセスメント対象物健康診断とは、リスクアセスメ

ント結果に基づき関係労働者の意見を聴き必要ありと認める場合は、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、「リスクアセスメント対象物健康診断」の実施が定められ、労働安全衛生規則第577条に基づく「第3項健診」と「第4項健診」がある。第3項健診とは、リスクアセスメントにおいて健康障害発生リスクを評価した結果、その健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施する。第4項健診とは、濃度基準値があるリスクアセスメント対象物について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがある労働者に対し当該リスクアセスメント対象物による健康影響を速やかに確認するために実施するものである。歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は「クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸」の5物質を対象が設定されており、臭化水素を除く4物質は濃度基準値がまだ未設定であり、令和7年度までに濃度基準値を検討する予定の化学物質に入っていない。これらの物質の要点をまとめると、5物質中4物質は歯への影響であり(歯牙酸蝕症、特定標的臓器(反復ばく露)区分1)、リスクアセスメント支援ツール(CREATE-SIMPLE等の数理モデル、他測定法など)で濃度基準値の1/2を超える場合は一定以上のリスクがあると判定し、必要に応じて確認測定を行い、リスクの低減措置をはかる(曝露の最小限化を目指す。健康診断の依頼は事業者の判断による)とされている。5物質のう

ち「臭化水素」については、厚生労働省 HP 令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（2025.03.18 公表）より短時間濃度基準値が新設された。濃度基準値の提案の理由としては、「ヒトの知見から、鼻の刺激性を臨界影響として、NOAEL を 2ppm と判断し、不確実係数等を考慮した 1ppm を短時間濃度基準値として提案する。なお、長期ばく露による知見が無いこと等から八時間濃度基準値は設定できないと判断する。」とされている。

D. 結論

リスクアセスメント対象物健康診断に関する制度の概要、対象物質、診査方法および関連用語の理解を整理し、化学物質管理の新たな枠組みに対応する歯科医師の実務支援を目的として、事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックの原案を作成した。本ガイドブックが労働衛生に従事する歯科医師の一助となることを期待する。

E. 研究発表

1. 論文発表（0 編）

2. 学会発表（5 回）

1) 上條英之, 大山篤, 澁谷智明, 小林宏明, 佐藤涼一, 安田恵理子, 城徳昭宏, 戒田敏之, 木下隆二, 「歯科医師による法定健康診断のより適切な実施に資する研究」の結果概要報告, 第 48 回日本労働衛生研究協議会学術大会, 2025 年 6 月 28-29 日, 宮城県, 日本労働衛生研究協議会雑誌, 32-1:10, 2025

2) 佐藤涼一, 上條英之, 杉原直樹, 浮遊酸性物質への口腔内フッ化物徐放装置による歯質強化法の開発, 第 48 回日本労働衛生研究協議会学術大会, 2025 年 6 月 28-29 日, 宮城県, 日本労働衛生研究協議会雑誌, 32-1:13, 2025

3) 佐藤涼一, 杉原直樹, カチオン化ヒドロキシセルロースゲル内蔵口腔内フッ化物徐放装置によるエナメル質耐酸性強化法, 第 67 回歯科基礎医学会学術大会, 2025 年 9 月 5-7 日, 福岡県, プログラム集, 77, 2025

4) 黄地健仁, 佐藤涼一, 倉島竜哉, 木村麻記, 山口耕司, 澁川義幸, 宇宙月面重力環境下でのマウス顎下腺における免疫グロブリン A 関連遺伝子の下方抑制, 第 39 回日本宇宙生物科学会, 2025 年 9 月 12-14 日, 東京都, JSBSS39 Abstract, 51, 2025

5) 黄地健仁, 河野恭佑, 佐藤涼一, 倉島竜哉, 山口耕司, 木村麻記, 澁川義幸, Upregulation of Amy1 in the salivary glands of mice exposed to a lunar gravity environment using the multiple artificial gravity research system., 第 71 回日本宇宙航空環境医学会大会, 2025 年 11 月 20 日, 大津市, 第 71 回日本宇宙航空環境医学会大会プログラム・抄録集, 13, 2025

3. プロシーディングス・図書（4 件）

1) 佐藤涼一, 上條英之, 杉原直樹 浮遊酸性物質への口腔内フッ化物徐放

装置による歯質強化法の開発, 日本労働衛生研究協議会雑誌, 32-1:13, 2025

2) 佐藤涼一, 東京歯科大学研究プロジェクト (ウェルビーイングプロジェクト) /東京歯科大学同窓会 共催シンポジウム「かかりつけ歯科医と大学研究者のクロストークー口腔機能低下症とカリエスマネージメントー」シンポジウムⅡの概要, 歯科学報 125-4,51-52,2025

3) 佐藤涼一, 東京歯科大学研究プロジェクト (ウェルビーイングプロジェクト) /東京歯科大学同窓会 共催シンポジウム「かかりつけ歯科医と大学研究者のクロストークー口腔機能低下症とカリエスマネージメントー」臨床研究報告から診るフッ化物応用の問題点と開発課題, 歯科学報 125-4,53,2025

4) 松久保隆, 佐藤涼一, 竹之内茜, 大谷悦世, パッと見ておぼえられるまとめテーブル 2026: 歯科医師・歯科衛生士国試対策ブック 衛生・公衆衛生・口腔衛生・社会福祉・関係法規, 一世出版, 東京, 2025

F. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

特記事項なし

2. 実用新案登録

特記事項なし

3. その他

特記事項なし

事業所におけるリスクアセスメント
対象物歯科健康診断ガイドブック
(2026 年版)

2026 年 3 月

令和 7 年度 厚生労働科学研究「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の
推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施
に関する研究」

目 次

1. はじめに
2. 事業所における化学物質の自律的管理とは
3. リスクアセスメント対象物健康診断について（令和 6 年 4 月 1 日施行）
 - ① リスクアセスメント対象物健康診断とは
 - ② 歯科領域での対象物質
4. 従来の歯科特殊健康診断とその対象物質について
5. 歯科医師による健診の実施方法
（歯科領域 5 物質の検査項目、頻度および時期）
6. おわりに
7. リスクアセスメント健診に関わる用語集
（参考）リスクアセスメント健診施行(2024 年)以降の変移・基準値の新設

令和 7 年度 厚生労働科学研究「THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究」媒体の改定または策定（事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブック）小委員会

1. 小委員会の構成

<研究協力者>

木下 隆二 日本労働衛生研究協議会長、木下労働衛生コンサルタント事務所
上野 晋 産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
戒田 敏之 労働衛生コンサルタント、茨城県歯科医師会産業口腔保健統括 MG
安田 恵理子 労働衛生コンサルタント、日本労働衛生研究協議会理事
小椋 正之 日本大学松戸歯学部 歯科医療管理学教授

<研究分担者>

福田 英輝 国立保健医療科学院 統括研究官（歯科口腔保健研究分野）
大山 篤 神戸製鋼所健康管理センター 歯科医師
澁谷 智明 日立製作所京浜地区産業医療統括センター、労働衛生コンサルタント
小林 宏明 住友商事歯科診療所 歯科医師、労働衛生コンサルタント
佐藤 涼一 東京歯科大学 衛生学講座 講師、労働衛生コンサルタント
後藤 理絵 ライオン歯科衛生研究所研究部口腔衛生室 室長

<研究代表者>

上條 英之 東京歯科大学歯科社会保障学 客員教授

2. 会議の開催状況

第 1 回小委員会会議（ハイブリッド開催）	2025 年 6 月 10 日（火）
第 2 回小委員会会議（Zoom 開催）	2025 年 11 月 6 日（木）
第 3 回小委員会会議（Zoom 開催）	2026 年 1 月 8 日（火）

3. 主な内容の執筆者

1. はじめに	上野 晋
2. 事業所における化学物質の自律的管理とは	上野 晋、佐藤 涼一
3. リスクアセスメント対象物健康診断について	上野 晋、佐藤 涼一
①リスクアセスメント対象物健康診断とは	
②歯科領域での対象物質	
4. 従来の歯科特殊健康診断とその対象物質について	佐藤 涼一
5. 歯科医師による健診の実施方法	大山 篤、安田 恵理子、戒田 敏之
6. おわりに	上條 英之
7. リスクアセスメント健診に関わる用語集	澁谷 智明、小林 宏明
（参考）リスクアセスメント健診施行(2024 年)以降の変移	佐藤 涼一
・基準値の新設	

1. はじめに

平成 28 年（2016 年）6 月以降、化学物質関係の特別規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則）の対象外であっても、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質については、これを製造し、又は取り扱う全ての事業者に対し、リスクアセスメントの実施が義務付けられました。しかしながら、このリスクアセスメント実施の義務化以降も、化学物質による休業 4 日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は一定数発生していたことから、令和 4 年（2022 年）に労働安全衛生法関係法令が改正されました。この改正により、法律で定められた規制を守ることを中心とした「法令準拠型」の化学物質管理から、事業者自らが化学物質の危険性・有害性を評価し、職場の実態に応じて適切な管理措置を講じる「自律的管理」へと転換が図られました。

2. 事業所における化学物質の自律的管理とは

今回の法改正によって、国の GHS 分類により危険性・有害性が確認された「全て」の物質に対して、

- ・危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS（安全データシート）交付）
- ・SDS の情報等に基づくリスクアセスメントの実施（製造・使用時）
- ・ばく露濃度を国が告示する基準（濃度基準値）以下とする、あるいはばく露濃度をなるべく低くする措置
- ・皮膚等への刺激性・腐食性、皮膚吸収による健康影響を防ぐための保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用

が義務付けられることになりました。

有害性に関する情報量

約2,900物質 (国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)		数万物質 国によるGHS 未分類物質
国のGHS分類により危険性・ 有害性が確認された全ての物質		
ラベル・SDSによる伝達義務		ラベル・SDSによる伝達努力義務
リスクアセスメント実施義務		リスクアセスメント実施努力義務
ばく露を基準以下とする 義務	ばく露を最小限度にする 義務	ばく露を最小限度にする努力義務
適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用 義務・努力義務		

事業者には措置義務がかかる範囲

3. リスクアセスメント対象物健康診断について（令和6年4月1日施行）

① リスクアセスメント対象物健康診断とは

リスクアセスメント結果に基づき関係労働者の意見を聴き必要ありと認める場合は、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、「リスクアセスメント対象物健康診断」の実施が定められ、令和6年4月1日より施行されました。この健康診断には「第3項健診」と「第4項健診」があります。

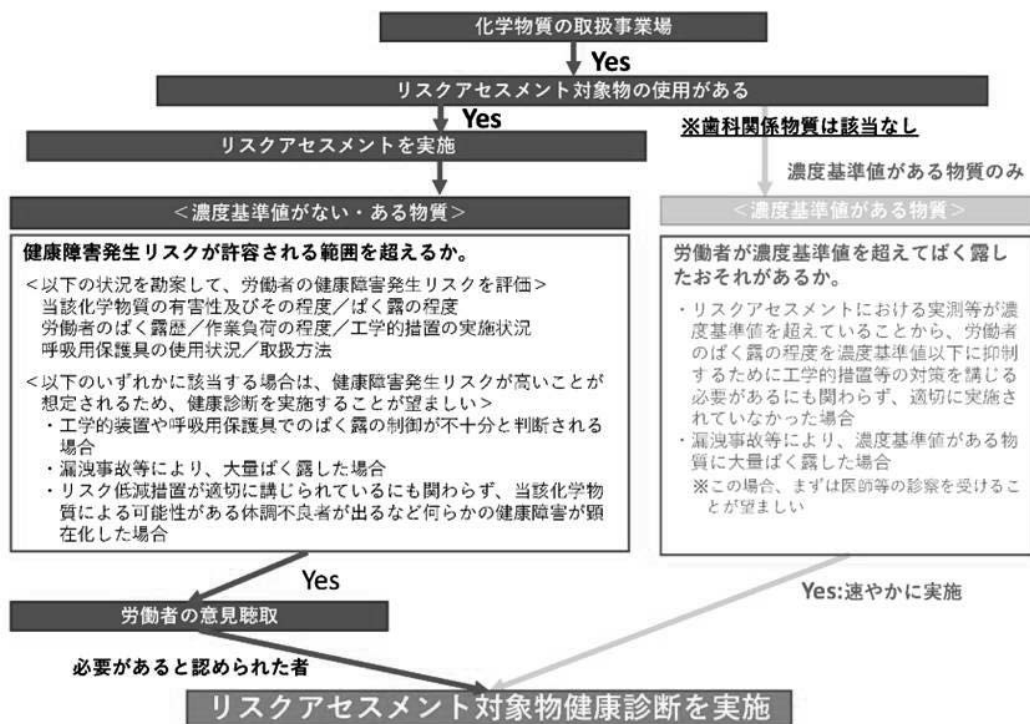
第3項健診：当該化学物質へのばく露が少なければ不要、ばく露が多ければ必要な健康診断

- ・根拠：労働安全衛生規則第577条の2第3項。
- ・リスクアセスメントにおいて健康障害発生リスクを評価した結果、その健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施する。

第4項健診：一定以上（濃度基準値を超える）ばく露させていれば必須の健康診断

- ・根拠：労働安全衛生規則第577条の2第4項。
- ・濃度基準値*があるリスクアセスメント対象物について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがある労働者に対し当該リスクアセスメント対象物による健康影響を速やかに確認するために実施する。

*濃度基準値とは：1日の労働時間のばく露の目安となる「八時間濃度基準値」と、ピーク時の15分間のばく露の目安となる「短時間濃度基準値」とがあり、これら濃度の基準をどのように遵守するかは各事業者の対応に委ねられています。



※リスクアセスメント対象物以外の化学物質の取扱等をされる労働者や、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと判断された労働者については、一般定期健康診断で実施されている業務歴の調査や自覚症状の有無の検査において、化学物質を取り扱う業務による所見等の有無について留意することが望ましい。

② 歯科領域での対象物質

＜歯科領域でのリスクアセスメント対象5物質について＞

歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は「クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸」の5物質を対象とする。

(厚生労働省 リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインより抜粋)

- 歯科領域の検査項目：歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診

	化学名		クロルスルホン酸	三臭化ほう素	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン	臭化水素	発煙硫酸
	性状		発煙性液体	発煙性液体	粉末	ガス	液体又は固体
	CAS NO		7790-94-5	10294-33-4	57-41-0	10035-10-6	8014-95-7
A	皮膚刺激性	区分2					
	眼刺激性	区分2					
	誤えん有害性	区分1					
	特定標的臓器(単回ばく露)	区分3					
B	急性毒性	区分4			区分4(経口)		
	特定標的臓器(単回ばく露)	区分2					区分2(吸入:呼吸器系 経口:消化器)
C	急性毒性	区分3		区分3(吸入:蒸気)		区分3(吸入:ガス)	区分3(粉じん、ミスト)
	皮膚腐食性	区分1	区分1	区分1		区分1	区分1A
	眼に対する重篤な損傷性	区分1	区分1	区分1		区分1	区分1
	皮膚感作性	区分1					
	特定標的臓器(単回ばく露)	区分1	区分1(呼吸器)	区分1(呼吸器)	区分1(神経系)	区分1(呼吸器)	
	特定標的臓器(反復ばく露)	区分2					区分2(歯、肺)
D	急性毒性	区分1, 2	区分2(経口、吸入:蒸気)				
	発がん性	区分2					
	特定標的臓器(反復ばく露)	区分1	区分1(呼吸器、歯)	区分1(呼吸器、歯)	区分1(神経系、歯肉、肝臓、リンパ節)	区分1(呼吸器、歯)	
	生殖毒性	区分1, 2			区分1A		
E	生殖細胞変異原性	区分1, 2			区分1B		
	発がん性	区分1			区分2		区分1A
	呼吸器感作性	区分1					

(劇物)

(劇物)

リスクアセスメント対象物(該当)		該当	該当	該当	該当	該当
------------------	--	----	----	----	----	----

ばく露限界値

濃度基準値	八時間	未設定	未設定	未設定	-	未設定
	短時間	未設定	未設定	未設定	1 ppm (*)	未設定

《参考》

日本産業衛生学会許容濃度		未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
ACGIH TLVs		未設定	TLV-C:0.7ppm	未設定	TLV-C:2ppm	未設定

*：令和8年10月1日から適用（令和7年 厚生労働省告示第269号により）

(南方英則ら, 2025 より一部改変)

(5物質の要点)

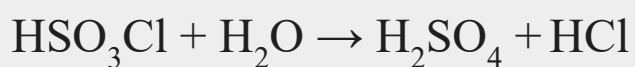
- ・臭化水素以外の4物質はリスクアセスメント対象物に該当しているが濃度基準値が未設定であり、令和7年度までに濃度基準値を検討する予定の化学物質に入っていない。
- ・5物質中4物質は歯への影響である（歯牙酸蝕症、特定標的臓器（反復ばく露）区分1）。
- ・リスクアセスメント支援ツール（CREATE-SIMPLE等の数理モデル、他測定法など）で濃度基準値の1/2を超える場合は一定以上のリスクがあると判定し、必要に応じて確認測定を行い、リスクの低減措置をはかる。（曝露の最小限化を目指す。健康診断の依頼は事業者の判断による。）

1. クロルスルホン酸 (Sulfuric chlorohydrin)

- ・ 別名：クロロ硫酸 (Chlorosulfuric acid)
- ・ CAS 番号：7790-94-5
- ・ リスクアセスメント対象物：該当 (令和 07 年度より)
- ・ 濃度基準値：未設定
(許容濃度：未設定、TLVs：未設定)

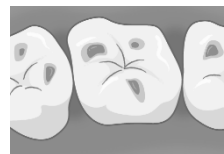


- ・ 適用法令：毒物及び劇物取締法の劇物
- ・ 形状・特徴：発煙性液体、刺激臭がある。



クロルスルホン酸は水と反応すると硫酸と塩酸に分解される

- ・ 根拠データ：
ヒトにおいて、本物質の影響は硫酸及び塩酸のエアロゾルの影響と同様であり、低濃度でも 2 つの酸と同様、歯に影響（侵食、脱色）を及ぼす。また、粘膜、主に眼と上気道への刺激性も同様であるとの記述がある (GESTIS (Accessed Sept. 2018))。
- ・ 応急処置：(接触時) 汚染された衣服を脱がせる。多量の水かシャワーで、皮膚を洗い流す。
(吸入時) 新鮮な空気、安静、半座位、人工呼吸。

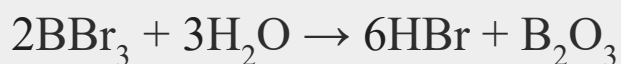


2. 三臭化ほう素 (Boron tribromide)

- ・ 別名：トリブロモボラン (Tribromoborane, Boron(III) bromide)
- ・ CAS 番号：10294-33-4
- ・ リスクアセスメント対象物：該当
- ・ 濃度基準値：未設定
(許容濃度：なし、TLV-C：0.7 ppm)

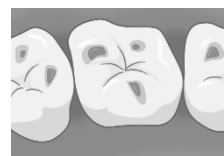


- ・ 適用法令：PRTR 法の第 1 種指定化学物質
- ・ 形状・特徴：発煙性液体、刺激臭がある。



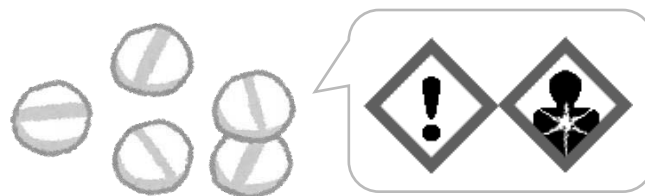
三臭化ほう素は水と反応すると臭化水素と酸化ほう素を生じる

- ・ 根拠データ：
本物質が加水分解して生成する臭化水素は、歯の脱灰および歯茎の変化 (DFGOT vol. 13 (1999))、および、咳、息切れ、進行性閉塞性細気管支炎がみられたとの報告から (PATY (5th, 2001)) から区分 1 (呼吸器系、歯) に分類されている。
- ・ 応急処置：(接触時) 15 分間以上多量の水で洗い流し汚染された衣服を脱がせ、再度洗い流す。
(吸入時) 新鮮な空気、安静、半座位、人工呼吸。



3. 5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン (5,5-Diphenyl-2,4-imidazolidinedione)

- ・ 別名：フェニトイン (Phenytoin)
- ・ CAS 番号：57-41-0
- ・ リスクアセスメント対象物：該当
- ・ 濃度基準値：未設定
(許容濃度：未設定、TLVs：未設定)

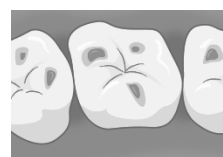


- ・ 適用法令：PRTR 法の第 2 種指定化学物質
- ・ 形状・特徴：結晶状粉末、白色、無臭。医薬品原薬（抗てんかん剤）
- ・ 根拠データ：

ヒト(長期投与された患者)は、「フェニトインによる主な傷害は歯肉の過形成である。さらに肝臓の壊死、末梢血リンパ球減少が報告されている；異型リンパ節過形成もある」(IARC 13 (1973))。神経系、歯肉、肝臓、リンパ節が標的臓器と考えられる。分類は区分 1(神経系、歯肉、肝臓、リンパ節)。
- ・ 応急処置：(接触時) 化学物質が除去されるまで、多量の水と石鹸で洗う、汚染された衣服を脱ぐ。
(吸入時) 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

4. 臭化水素 (Hydrogen Bromide)

- ・ 別名：ブロモ水素、臭化水素酸 (Hydrogen Bromide)
- ・ CAS 番号：10035-10-6
- ・ リスクアセスメント対象物：該当
- ・ 濃度基準値：1 ppm (短時間濃度基準値として)
(許容濃度：未設定、TLV-C：2 ppm)

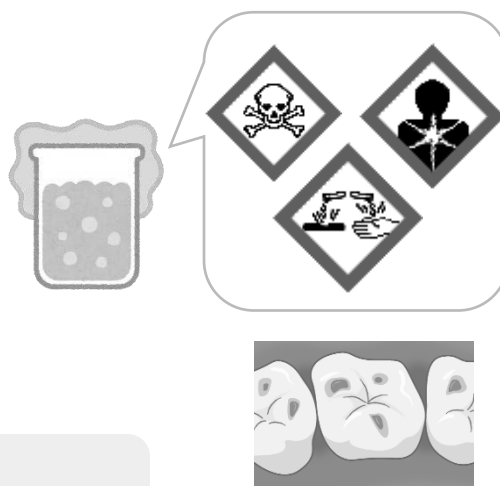


- ・ 適用法令：毒物及び劇物取締法の劇物
- ・ 形状・特徴：ガス (20°C、1 気圧)、刺激臭。
- ・ 根拠データ：

本物質の蒸気への長期ばく露後、歯の脱灰及び歯肉の変化が報告 (DFGOT vol.13 (1999))。
- ・ 応急処置：(接触時) 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗う。
(吸入時) 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

5. 発煙硫酸 (Fuming sulfuric acid)

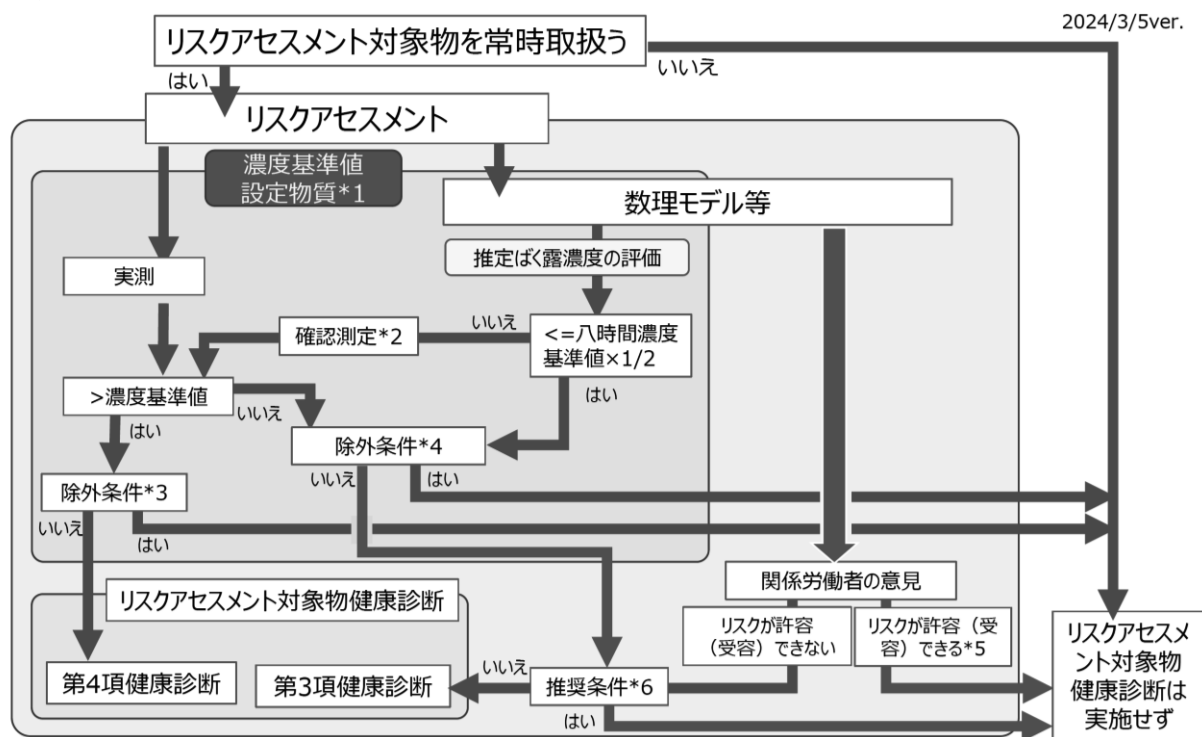
- ・ 別名：オレウム (Oleum)
- ・ CAS 番号：8014-95-7
- ・ リスクアセスメント対象物：該当
- ・ 濃度基準値：未設定
(許容濃度：未設定、TLVs：未設定)
- 適用法令：毒物及び劇物取締法の劇物
- ・ 形状・特徴：液体又は固体、特異臭。



発煙硫酸から揮発した無水硫酸は水と反応すると硫酸を生じる

- ・ 根拠データ：
本物質の反復または長期のエアロゾルへのばく露によりヒトの肺ならびに歯が冒されることがあるとの記述 (ICSC(J)(2002)から、区分 2 (肺、歯) と分類。
- ・ 応急処置：(接触時) 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
(吸入時) 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

(参考) リスクアセスメント対象物健康診断の対象者選定フローチャート



*1:「濃度基準値が設定されていない場合」で「職業性ばく露限界値」がある場合は準用

*2:最大ばく露労働者 (ばく露の程度が最も高いと想定される均等ばく露作業における、最も高いばく露を受ける労働者) に実施 (当該作業ごとに実施することが望ましい)

*3:「工学的措置又は保護具を適正に使用 (吸入濃度は基準値以下)」

*4:「呼吸域の濃度が短時間ばく露での技術指針の基準に関する努力義務の濃度基準 (または職業性ばく露限界値) を満たしている」

*5:「工学的措置又は保護具によるばく露低減措置は不要」と判断される場合

*6:「工学的措置又は保護具を適正に使用 (吸入濃度は基準値以下等)」

※本チャートは概要であり、詳細はガイドライン等を参照のこと

23

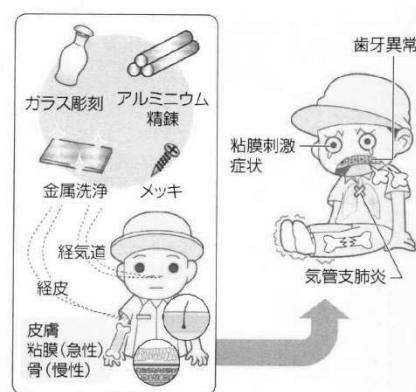
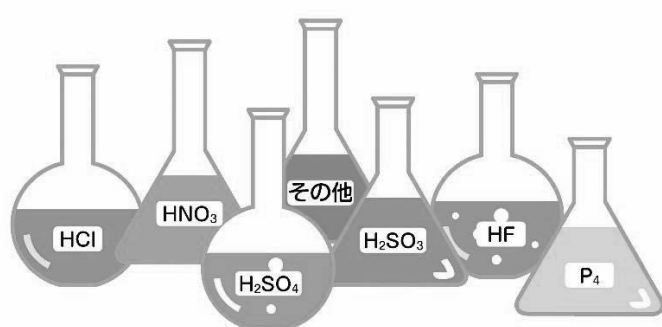
4. 従来の歯科特殊健康診断とその対象物質について

< 歯科特殊健康診断 >

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し厚生労働省令で定めるところにより歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければならない。
(労働安全衛生法第 66 条第 3 項、令和 4 年 10 月 1 日より報告義務あり)

● 対象者について

塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者。(労働安全衛生法施行令第 22 条)



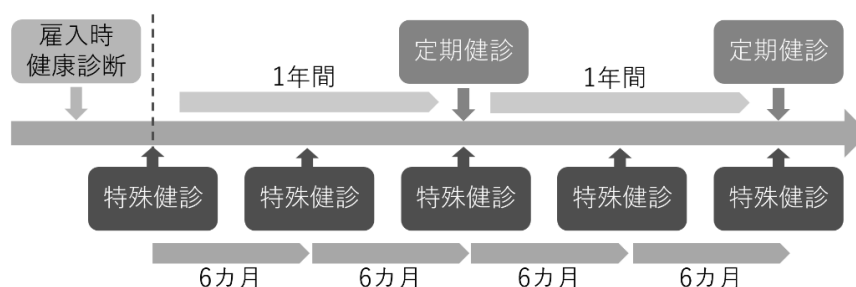
MedicMedia 社 公衆衛生が見える 2022-2023, P.405 より抜粋

(参考) 有害物質の形態

状態	分類	形状	大きさ
気体	ガス (Gas)	常温(25℃)常圧(1 気圧)で気体のもの。	-
	蒸気 (Vapor)	液体または固体の物質が、蒸発・昇華によって気体として存在するもの。	-
液体	ミスト (Mist)	微細な液体粒子が浮遊・拡散しているもの。	5-100 μm
個体	粉塵 (Dust)	固体の粒子・線維が浮遊・拡散しているもの。	1-150 μm
	ヒューム (Fume)	溶解した金属が蒸発する際に生じる。ガス状物質が空气中で凝固・酸化したもの。	0.01-1 μm

● 実施時期について

事業者は、有害な業務に従事する労働者に対し、雇入れの際、有害業務への配置替えの際、および当該業務についた後 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に歯科医師による健康診断を行わなければならない。(労働安全衛生規則第 48 条)



＜歯科特殊健康診断〔安全衛生規則（安衛則）48 条〕で扱う物質と歯科・全身症状＞

化学物質	歯科症状	全身症状
塩酸	歯の酸蝕症、口内炎	眼・喉の刺激、痛み、咳
硝酸	歯の酸蝕症、口内炎、やけど	眼・喉の刺激、痛み、接触した皮膚の黄色着色
硫酸	歯の酸蝕症、口内炎	皮膚・粘膜の化学やけど、咳
亜硫酸	歯の酸蝕症、味覚・嗅覚障害	眼・鼻・喉の刺激、痛み、咳
フッ化水素	歯痛、歯の腐蝕（変色）口内炎、歯肉炎	眼・喉の痛み、化学やけど
黄りん	顎骨壊死、顎の痛み、歯の動揺、呼気ニラ臭	食欲不振

日本歯科医師会 産業歯科保健ハンドブック パート 2 より抜粋

＜原因物質と口腔内に現れる症状＞

原因	原因物質	疾病名および口腔症状
酸類	硫酸、硝酸、塩酸、酢酸、ギ酸など	歯の酸蝕症（歯牙酸蝕症）
アルカリ類	苛性ソーダ、苛性カリ、炭酸ソーダなど	口腔粘膜の剥離
金属	鉛 水銀 クロム 蒼鉛 銅 カドミウム	鉛中毒、顔面蒼白、鉛緑、歯肉炎、味覚の異常 水銀中毒、歯肉炎、口内炎、唾液分泌（流涎）、金属味 粘膜のクロム潰瘍、口蓋および扁桃に潰瘍性口内炎 歯肉に青紫の色素沈着（蒼鉛緑）、流涎 緑色の歯石沈着 歯頸部に黄色のカドミウム環（カドミウムリング）
ハロゲン	フッ素 塩素 臭素 ヨウ素	カタル性・潰瘍性口内炎、歯の腐食 カタル性・潰瘍性口内炎 カタル性・潰瘍性口内炎、歯肉の着色 カタル性・潰瘍性口内炎、歯肉の着色
有機化合物	アニリン タール ベンゾール	口唇チアノーゼ、歯肉に青紫の色素沈着 口内炎、歯肉炎、歯肉がん 口内炎、チアノーゼ、唾液分泌異常
ニトロ化合物	ニトロベンゼンなど PCB	粘膜とくに口唇のチアノーゼ、歯肉の色素沈着 歯肉の色素沈着（青紫色）
ガス	亜硫酸ガス	歯の酸蝕症（歯牙酸蝕症）
粉塵	鉱物および金属	じん肺症、歯の摩耗症、歯肉炎、歯石沈着
作業と習慣	ガラス吹きなど	歯の摩耗症、前歯部の半月状欠損、歯の転移、歯肉肥大
その他の無機物	ヒ素 リン（黄リン）	歯肉炎、口内炎、骨疽 潰瘍性口内炎、骨疽（腐骨の形成）

日本歯科医師会編、産業歯科衛生、1982 を一部改変

5. 歯科医師による健診の実施方法（歯科領域5物質の検査項目、頻度および時期）

① まずはリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最低限に

- ・化学物質による健康障害を防止するためには、工学的対策、管理的対策、保護具の使用等により、ばく露そのものをなくす又は低減する措置を講じる必要があります。
- ・ばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えなければ、基本的にリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はありません。

② リスクアセスメント対象物健康診断の種類と目的

・安衛則 577 条の 2 第 3 項に基づく健康診断（第 3 項健診）

リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施する。

・安衛則 577 条の 2 第 4 項に基づく健康診断（第 4 項健診）

ばく露の程度を抑制するための局所排気装置が正常に稼働していない又は使用されているはずの呼吸用保護具が使用されていないなど、何らかの異常事態が判明し、労働者が濃度基準値を超えて当該リスクアセスメント対象物にばく露したおそれが生じた場合に実施する。

③ リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の判断（第 3 項健診）

事業者は以下のような状況を勘案してリスクアセスメントを実施し、ばく露による健康障害発生リスクを評価し、リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断します。

リスクアセスメントで勘案すべき状況

- 当該化学物質の有害性及びその程度
- ばく露の程度や取扱量
 - 呼吸用保護具を使用していない場合：
 - 労働者が呼吸する空気中の化学物質の濃度（呼吸域の濃度）
 - 呼吸用保護具を使用している場合：
 - 呼吸用保護具の内側の濃度（呼吸域の濃度を呼吸用保護具の指定防護係数で除したもの）
- 労働者のばく露履歴
 - 作業期間、作業頻度、作業（ばく露）時間
- 作業の負荷の程度
- 工学的措置（局所排気装置等）の実施状況
 - 正常に稼働しているか等
- 呼吸用保護具の使用状況
 - 要求防護係数による選択状況、定期的なフィットテストの実施状況
- 取扱方法

* リスクアセスメント対象物健康診断のうち、歯科領域に係るものについては、1) 歯科領域への影響について確立されたリスク評価手法が現時点ではないこと、2) 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断の対象 5 物質については、歯科領域への影響がそれ以外の臓器等への健康影響よりも低い濃度

で発生するエビデンスが明確ではないことから、歯科領域以外の健康障害発生リスクの評価を基に行われるリスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の判断に準じて、歯科領域に関する検査の実施の要否を判断されます。

④ リスクアセスメント対象物健康診断の実施頻度及び実施時期

- ・第3項健診：健康障害発生リスクの程度に応じて、産業医又は医師等の意見に基づき事業者が判断。
- ・第4項健診：濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、速やかに実施。

⑤ リスクアセスメント対象物健康診断の検査項目

- ・第3項健診では業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施します。歯科領域項目には歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診があります。

歯科領域でのリスクアセスメント対象5物質の特徴・用途・症状

物質名	クロルスルホン酸		三臭化ほう素	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン (フェニトイン)
CAS番号	7790-94-5		10294-33-4	57-41-0
におい	刺激臭		刺すようなにおい	無臭
性状・色	発煙性液体・無色		発煙性液体・無色	結晶状粉末・白色
推奨用途及び 使用上の制限	有機合成（サッカリン・染料等）原料、医薬（スルファミン剤）原料、合成洗剤原料		電子工業用	医薬品原薬
濃度基準値	八時間	未設定	未設定	未設定
	短時間	未設定	未設定	未設定
毒性	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)		特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)
歯科に関する症状	歯の侵食、脱色 (硫酸及び塩酸のエアロゾルの影響と同様)		歯の脱灰および歯茎の変化 (本物質が加水分解して生成する臭化水素による)	歯肉の過形成、臨床上有意な歯肉の増生 (長期投与された患者)
物質名	臭化水素		発煙硫酸	
CAS番号	10035-10-6		8014-95-7	
におい	刺激臭		特異臭	
性状・色	ガス・無色		液体または固体・無色～茶色	
推奨用途及び 使用上の制限	各種プロム塩類・臭化アルキル原料、医薬原料		合成中間体、染料、火薬、爆弾、医薬、医薬中間体	
濃度基準値	八時間	—	未設定	
	短時間	1 ppm	未設定	
毒性	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)		特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	
歯科に関する症状	歯の脱灰、歯肉の変化 (本物質の蒸気への長期ばく露)		歯の酸蝕 (本物質の反復または長期のエアロゾルへのばく露)	

⑥ 既存の特殊健康診断との関係について

特殊健康診断の実施が義務づけられている物質や、歯科特殊健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断と重複して実施する必要はありません。

6. おわりに

リスクアセスメント歯科健診ガイドブックは、リスクアセスメント健診制度が2024年度からの開始を踏まえ関係者の方へ制度の周知を図るため、2024年3月に策定をしましたが、その後、歯科が対象となりえる5物質のうち、臭化水素について濃度基準値が設定されるようになったこと等を踏まえ、さらに、読みやすい内容となるよう巻末に用語集を追加し、制度推進に伴う再度の見直しがありえることを想定し、2026年版としてお示しすることとしました。

事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断に今後、関係する歯科医師の先生方が従事される場合にご活用いただければ幸いです。

7. リスクアセスメント健診に関わる用語集

リスクアセスメント

職場に存在する危険性や有害性を特定し、それによって起こりうる労働災害や健康障害の程度を見積もること。そしてリスクを低減するための対策を計画・実施する。

リスクアセスメント対象物健康診断

リスクアセスメントの結果、特にリスクが高いと判断された化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、リスクの程度に応じて実施する健康管理のための健康診断。

業務起因性

労働者の病気や障害が、従事していた業務と相当な因果関係をもって発生した、と認められること。労災の認定において極めて重要となる考え方。

歯科特殊健康診断

特定の有害な化学物質を取り扱う業務に常時従事する労働者の方々に対し、歯やその周囲の組織の異常の有無を確認するために行う、法令で定められた健康診断。

化学物質の自律的管理

化学物質による健康障害を未然に防ぐため、国が示す指針に基づき、事業場がリスクアセスメントから対策の実施・評価までを自主的かつ計画的に行う管理体制のこと。

作業環境管理・作業管理

【作業環境管理】換気設備改善などにより、作業場の有害物質の発生源対策や、作業環境そのものを良好に保つようにする管理のこと。

【作業管理】保護具の適切な着用や作業方法の改善など、労働者の暴露を防ぐための管理のこと。

GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）分類

化学品の危険性や有害性を、世界共通の統一された基準で分類し、その情報をラベルや SDS を通じて適切に伝達するための、国際的なシステム。9 種類のピクトグラムから成る。

SDS（安全データシート）

GHS 分類などの情報に基づき、化学物質の危険性・有害性や安全な取扱い方法、緊急時の措置などを、事業者が取引先に提供することが義務付けられている文書のこと。

職場巡視

安全管理者や衛生管理者などの担当者が、労働災害や健康障害の兆候がないかを確認するため、定期的に職場を巡回し、問題点の発見と改善を行う活動のこと。

濃度基準値

労働安全衛生法の改正により導入された、労働者が化学物質にばく露される空气中濃度についての基準値。厚生労働大臣が告示により定める。濃度基準値には、ばく露の評価時間に応じて、八時間濃度基準値および短時間濃度基準値の 2 種類がある。

八時間濃度基準値

通常の作業時間を想定し、8 時間のばく露における空气中濃度の平均値（八時間時間加重平均値）が超えないよう管理すべき値として定められたもの。

短時間濃度基準値

作業中に想定される短時間（15 分間）のばく露における空气中濃度の平均値（15 分間時間加重平均値）が超えないよう管理すべき値として定められたもの。

< (参考) リスクアセスメント健診施行(2024 年)以降の変移・基準値の新設 >

リスクアセスメント健診制度の施行以降も候補物質の濃度基準値設定は継続して行われており、2026 年 3 月までに歯科領域のリスクアセスメント対象物 5 物質のうち、「臭化水素」については短時間濃度基準値が新設されました（別添 1 および 2）。本稿では厚生労働省ホームページより 2024-2026 年度の候補物質の年次推移と臭化水素の基準値設定の根拠・調査結果を抜粋し示します。

（2024.01.31 公表）厚生労働省 HP_令和 5 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書より抜粋

（2025.03.18 公表）厚生労働省 HP_令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書より抜粋

1) 濃度基準値設定の年次推移と概要

・ 令和 5 年(2023)度「濃度基準値設定候補 154 物質+前年の積み残し 33 物質」

濃度基準値の案と測定方法を設定した物質が 119 物質。安全な閾値としての濃度基準値が設定できない物質は 4 物質。濃度基準値を設定しなかった物質は 6 物質。令和 6 年度以降に再度検討する物質は 57 物質であった。

・ 令和 6 年(2024)度「濃度基準値設定候補 167 物質+前年までの積み残し 57 物質」

濃度基準値の案と測定方法を設定した物質が 87 物質。濃度基準値を設定しなかった物質が 9 物質。令和 7 年に再度検討することになった物質が 128 物質であった。

・ 令和 7 年(2025)度「リスクアセスメント対象物のうち、リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない約 350 物質」を対象とする。

2) 2022 年以降の歯科領域でのリスクアセスメント対象 5 物質の進展について

厚生労働省 HP_令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（2025.03.18 公表）の別紙 1 に 5 物質のうち「臭化水素」の基準値の提案があった。

対象物質別の調査結果「R6_149 CAS RN:10035-10-6 臭化水素」

- ・ 詳細調査結果評価にて根拠論文が追加された。（2025.01.10 更新）
- ・ 短時間濃度基準値を「1 ppm」とする提案が出されている。

（濃度基準値の提案の理由）

ヒトの知見から、鼻の刺激性を臨界影響として、NOAEL を 2ppm と判断し、不確実係数等を考慮した「1ppm」を短時間濃度基準値として提案する。なお、長期ばく露による知見が無いこと等から八時間濃度基準値は「設定できない」と判断する。

詳細調査結果評価

専門家会議付議日： 2024/5/28→2025/1/10

物質名		臭化水素	CASRN	10035-10-6
	濃度基準値の提案	八時間濃度基準値： (単位：) 短時間濃度基準値： 1 (単位： ppm) ☐ 天井値		
	追加で収集した根拠論文の有無	有 ・ 無		
	濃度基準値の設定として採用した根拠論文と、その理由	1) Connecticut State Department of Health. 1955. Unpublished data. Cited in Access Acute Exposure Guideline Levels (AEGs) Values Vol 17. 2) Stavert DM, Archuleta DC, Behr MJ, Lehnert BE. Relative acute toxicities of hydrogen fluoride, hydrogen chloride, and hydrogen bromide in nose- and pseudo-mouth-breathing rats. Fundam Appl Toxicol. 1991 May;16(4):636-55. <理由> 文献 1 は、ヒトを対象としている吸入ばく露試験であることから追加した。		
	濃度基準値の提案の理由	6名のヒトボランティアに 2-6 ppm の臭化水素を数分間ばく露した結果、鼻の刺激性が、2、3、4、5、6ppm でそれぞれ 0/6、1/6、3/6、6/6、6/6 名で報告された。喉の刺激は濃度に依存せず 3ppm 以上のすべての濃度で 1/6 名に認められ、眼の刺激は報告されなかった 1)。 雄 F344 ラット 70 匹を 2 つに分け、1 群には 1,300±23ppm の臭化水素を 30 分間鼻呼吸でばく露し、もう一群は 1,298±21ppm (約 3,328mg/m³) を 30 分間気管カニューレで鼻部をバイパスしてばく露したのち、24 時間後に組織学的分析したところ、鼻呼吸でばく露したラットは 8%が死亡し、体重減少が見られた。なお、組織損傷は鼻腔内に限定されており、鼻腔前部の 2 分の 1 または 3 分の 1 に鼻腔上皮・粘膜下層・腺の壊死、鼻腔のフィブリン・粘膜液の滲出、鼻腔粘膜下層の赤血球・好中球の炎症が認められた。鼻腔の後部半分および肺や気管に明らかな損傷は認められなかった。気管カニューレでばく露したラットでは 19%が死亡し、体重減少、気管上皮・粘膜下層の壊死、気管のフィブリン・粘膜液の滲出、気管粘膜下層の好中球の炎症が認められた 2)。 以上より、ヒトの知見から、鼻の刺激性を臨界影響として、NOAEL を 2ppm と判断し、不確実係数等を考慮した 1ppm を短時間濃度基準値として提案する。なお、長期ばく露による知見が無いこと等から八時間濃度基準値は「設定できない」と判断する。		
	その他のコメント			

(別添 2) 令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会 報告書別紙 (その 1) P.307 より抜粋

報告書様式 (初期調査)

1.	化学物質名	臭化水素				
2.	CAS番号	10035-10-6				
3.	政令番号	通し番号				
		化審法官報整理番号	1-105			
4.	GHS分類	有害性項目	2006年度 (平成18年度)	2019年度 (令和元年度)		
		急性毒性 (経口)	分類できない	区分に該当しない		
		急性毒性 (経皮)	分類できない	区分に該当しない		
		急性毒性 (吸入: ガス)	区分3	区分3		
		急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類対象外	区分に該当しない		
		急性毒性 (吸入: 粉塵、ミスト)	分類対象外	区分に該当しない		
		皮膚腐食性/刺激性	区分1A-1C	区分1		
		眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1	区分1		
		呼吸器感作性	分類できない	分類できない		
		皮膚感作性	分類できない	分類できない		
		生殖細胞変異原性	分類できない	分類できない		
		発がん性	分類できない	分類できない		
		生殖毒性	分類できない	分類できない		
		特定標的臓器毒性 (単回暴露)	区分1 (呼吸器)	区分1 (呼吸器)		
		特定標的臓器毒性 (反復暴露)	区分1 (呼吸器系、 歯)	区分1 (呼吸器、歯)		
		誤えん有害性	分類対象外	GHSの定義におけるガ スである		
5.	職業ばく露限界値の有 無(④～⑦は参考)	① ACGIH TLV-TWA TLV-STEL	- 2ppm(C)(2001)			
		② 日本産業 許容濃度 衛生学会 最大許容濃度	- -			
		③ DFG MAK Peak lim	2ppm(6.7mg/m ³)(1996) I(1)			
		④ OSHA TWA STEL	- 3ppm(C)			
		⑤ NIOSH TWA STEL	- 10mg/m ³ (C)			
		⑥ UK WEL TWA STEL	- 3ppm(10mg/m ³)			
		⑦ EU IOEL TWA STEL	- 2ppm(6.7mg/m ³)			
6.	原著論文等の収集に 用いた公的機関等の レビュー文献のリスト	① ACGIH TLV® and BEIs® Based on the Documentation of the threshold Limit Values & Biological Exposure Indices (2022) ACGIH TLV® and BEIs® with 9th edition documentation (2021) ② 産業衛生学雑誌 64 (5) 253-285 (2022) 許容濃度等の勧告 (2022年度) ③ List of MAK and BAT Values 2022 https://series.publisso.de/sites/default/files/documents/series/mak/lmbv/Vol2022/Iss2/Doc002/mbwl_2022_eng.pdf The MAK-Collection for Occupational Health and Safety https://onlinelibrary.wiley.com/doi/book/10.1002/3527600418 ④ OSHA Occupational Chemical Database https://www.osha.gov/chemicaldata ⑤ CDC - NIOSH Pocket Guide to Chemical Hazards: https://www.cdc.gov/niosh/npg/ ⑥ UK HSE (Health and Safety Executive) EH40/2005 Workplace exposure limits https://www.hse.gov.uk/pubns/priced/eh40.pdf ⑦ EU COMMISSION DIRECTIVE 2000/39/EC, establishing a first list of indicative occupational exposure limit values in implementation of Council Directive 98/24/EC on the protection of the health and safety of workers from the risks related to chemical agents at work https://osha.europa.eu/en/legislation/directives/directive-2000-39-ec-indicative-occupational-exposure-limit-values				

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）
（総括（分担））研究報告書
職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究
～事例集作成にあたってのヒアリング～

分担研究報告書(令和 7 年度)

分担研究者	後藤理絵	公益財団法人ライオン歯科衛生研究所
	上條英之	東京歯科大学
	大山 篤	神戸製鋼所
	小椋正之	日本大学松戸歯学部
	佐藤涼一	東京歯科大学

研究要旨

令和 2 年 3 月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（いわゆる THP 指針）」が約 30 年ぶりに大幅な改正が行われ、職場における歯科口腔保健指導についても、明確に位置付けがされるようになったが、職場における歯科口腔保健サービスについては、まだ手付かずの場合も多い。そのため普及定着に向けての取組を進めるためには、いままで先駆的に進められた取り組みを事例集としてまとめるための調査研究が必要となっている。そのため令和 6 年 3 月に複数事業場における好事例集を作成した。今回は事業所での歯科口腔保健を円滑に進めるための既存の事例集に対する見直し・改定を目的として、株式会社ナカニシの歯科口腔保健事業のヒアリング調査を行った。株式会社ナカニシでは、歯科医療機器を扱うメーカーという企業特性を背景として、従業員の口腔健康の保持増進を重要な健康施策の一つとして位置づけている。健康経営の枠組みの中に歯科口腔保健を位置づけている点が特徴で、健保の巡回歯科健診が実施可能な事業所では全従業員(※)を対象に歯科健診や口腔保健指導、受診勧奨などを通じて、従業員の口腔健康管理を体系的に行っている。さらに、健康づくりスローガン「7つの健康習慣」を策定し、習慣の1つに口腔健康習慣をいれることで従業員への啓発活動を行うなど、職域における歯科口腔保健の意識向上にも取り組んでいる。(※本社・東京・大阪地域の従業員が対象で全体の 97.7%)

A. 研究目的

労働安全衛生法に基づき策定される THP 指針により、事業場等で行われている口腔保健指導の円滑な普及を図るために令和 6 年 3 月に策定されて「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集

および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」について、改訂・増補を行うため事例の追加を行い、内容の充実を図るよう、ヒアリング対象となる事業場等を選定し、新たな推進事例に関する情報を得ることを目的とした。

B. 研究方法

1. 研究対象者の選定方針

<選定基準>

歯科口腔保健に関する指導を含め事業所での歯科口腔保健に関するサービスを継続的に行っており、今後 THP 指針に基づく事業の実施予定のある事業場、またはこれと同等と認められる対応がなされている場合をヒアリング調査の実施対象となる事業場とした。その中で今回、株式会社ナカニシをその 1 つに選び、こちらで作成したフォーマットで事前に情報を収集した後、2026 年 1 月 21 日に現地にてヒアリング調査を実施した。

2. ヒアリングの主な内容（ヒアリング前の情報収集を含む）

（主な事前収集資料）

- 1) 企業の基本情報（業種、従業員数、平均年齢、事業所内の産業保健スタッフ、活用している事業場外資源）
- 2) 歯科口腔保健指導や健康相談、歯科健診に関する事業の内容等がわかる資料

（ヒアリングの主な内容）

- 1) 歯科口腔保健に関する事業の詳細と取り組むことになった背景や課題
- 2) 実施している歯科口腔保健に関する事業や取り組みの概要
- 3) 社内、社外での体制の構築
- 4) 取り組みの計画作成、実施内容、結果の評価
- 5) 実施している事業の費用等
- 6) その他（取組で苦労した点、取組を成功させるためのポイント等）、とした。

C. 研究結果

1. 事業所の基本情報

株式会社ナカニシ本社は栃木県鹿沼市に所在する精密機器製造業である。従業員数は派遣含め約 1,581 名（平均年齢 40.8 歳）である。事業場内の産業保健スタッフとして、産業医（嘱託）1 名、産業看護職（常勤）3 名のほか、歯科技工士 1 名が配置されている。歯科技工士は以前、技術職だったが、現在は口腔健康の知識を活かし啓発等を担当する産業保健スタッフとして配置されている。活用している事業場外資源として、東京薬業健康保険組合などと連携している。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

企業トップである社長自らが予防歯科の大切さを知り、口腔衛生に携わっているという企業特性もあり、従業員自身が口腔健康の重要性を理解し実践することが全身健康にも良い影響があると認識し 2015 年から歯科口腔保健活動を推進している。

3. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）や社内の通知方法

健康経営宣言として社内外に「歯の健康」についての取り組み推進を発信。社長自ら朝礼等で「歯科健診受診率 100%」「むし歯ゼロ」などの口腔保健に関するメッセージを発信している。

4. 体制構築の方法

a. 事業場内の体制

人事部の健康増進課として産業保健スタッフを配置し、健康施策を実施、推進している。

b. 事業場外資源の活用

東京薬業健康保険組合が委託している巡回歯科健診業者が歯科健診や個別保健指導を実施している。

5. 取り組みの実施計画

a.計画の概要（目的）

全従業員の口腔健康の保持・増進

b.計画の年間スケジュール

9 月ごろ社内で巡回の歯科健診を実施。11 月から 2 月ごろまで歯科健診結果で要治療者へ向け受診推奨、受診確認を実施。

その他、入社時（中途も含め）に口腔健康に関する研修会を開催、健康づくりアンケートを実施し口腔保健習慣等の確認を行っている。

c. 実施目標

う歯精検受診率 100%（歯科健診で C2 以上のう歯がある人の歯科医院受診率 100%）。その他、う歯保有者率、メンテナンス継続率、歯科健診受診率、歯科研修参加率をモニタリングしている。

6.取り組みの具体的な内容

・巡回歯科健診実施

歯科健診業者が歯科健診と口腔保健指導を実施し、受診者にはデンタルミラーと歯ブラシを配布

・う歯保有者への歯科医院受診状況を確認
社内メール、手紙、対面などで受診状況を複数回確認

・「歯科クイズ」を実施

歯科健診の待ち時間を活用して実施し、参加した従業員全員へオーラルケア用品などを配布

・新卒入社、中途入社 of 従業員を対象とした受講必須の口腔健康の研修会を開催

・食堂の隣にブラッシングコーナーを設置し食後の歯みがき習慣を促進する環境整備

7. 取り組みの効果（結果・評価など）

2025 年結果

- ・巡回歯科健診受診率 98.9%
- ・う歯保有率 31.0%

・う歯保有者の歯科医院受診率 64.1%

・歯科研修参加率 92.8%

・メンテナンス継続率 63.3%

8. 取り組みを成功させるためのポイント

・歯科健診を受診しやすい環境づくり

歯科健診当日に急遽予約時間に受診できない場合には即時再予約を行い、受診率を高める工夫や同部署の人は別の時間帯に予約設定するなど、業務に負担をかけない工夫を行っている。

・楽しみながら学ぶ環境づくり

歯と口腔の衛生について関心を持ってもらうため、歯科健診の待ち時間を活用して歯科クイズを実施。毎年産業看護職が従業員に知ってもらいたいことをテーマにクイズを出題し正解に関わらず、参加賞がもらえるため楽しく学ぶことができる。また、食堂のテーブルに掲示している「7つの健康習慣」に関する POP は口腔健康テーマも含め毎月更新し飽きずに情報に触れる機会を作っている。

・活動の認識醸成

歯科医院受診状況の確認を毎年繰り返し続けることで、「歯科医院へ受診したら報告する」という認識の醸成ができてきている

9. 取り組みに係った費用と内訳

巡回歯科健診費用事業所負担 200 円/人×1,244 名分 248,800 円

歯科クイズ参加賞物品購入費 300 円/人×540 名分 162,000 円

10. 取り組みの実施に関して参考になった資料や URL

健康いきいき職場づくりフォーラム -

<https://www.ikiiki-wp.jp/>

その他、各社の健康経営に関するホームページ

11. 改正 THP 指針に係る事業で、口腔保健以外に実施していること

「体の健康」

- ・生活習慣病有所見率とがん精検受診率を目標値に設定
- ・特定保健指導就業時間内実施、栄養相談、禁煙治療費補助、運動教室を実施
- ・定期健診の要精検、がん検診の要精検者に対し、受診勧奨
- ・健康づくりアンケート
- ・ナカニシ「7つの健康習慣」として、健康づくりスローガンを策定、周知

「心の健康」

- ・ストレス&エンゲージメントサーベイの実施、組織分析結果を展開
- ・外部 EAP サービス導入、休職者対象の復職カウンセリングを実施

「その他」

- ・妊娠がわかった従業員、パートナーの妊娠がわかった従業員を対象に健康相談を実施

D. 考察

株式会社ナカニシの取り組みは、口腔衛生に携わる企業の特性を背景として、歯科口腔保健を健康経営の枠組みの中に位置づけて推進している点に特徴がある。社長自らが「歯科健診受診率 100%」や「むし歯ゼロ」といった具体的な目標を掲げてメッセージを発信していることは、従業員の健康意識の向上や活動の定着に大きく寄与していると考えられる。トップ自らが重要性を発信することは職域における健康づくり活動を継続的に推進する上で重要な要素であり、本事例はその好例といえる。

また、健康づくりスローガンである「7つの健康習慣」の中に口腔健康習慣を位置づけ

ることにより、歯科口腔保健を他の健康施策と統合した形で推進している点も特徴的である。巡回歯科健診の実施、要治療者への継続的な受診勧奨、入社時研修での口腔健康教育など、多様な取り組みを組み合わせることで、従業員の口腔健康管理を体系的に行っている。さらに、歯科健診の待ち時間を活用したクイズの実施やブラッシングコーナーの設置など、楽しみながら学び、日常生活の中で行動変容を促す工夫がなされている点も特徴的である。

歯科健診受診率は 98.9%と非常に高い水準であり、う歯保有者の歯科医院受診を社内メールや対面での確認を継続的に行うことで「歯科医院へ受診したら報告する」という認識が従業員の間で醸成されつつある。これは職域における歯科口腔保健活動の取り組み開始から産業保健スタッフが工夫を重ね着実に取り組みを続けてきた結果であり、産業保健スタッフが従業員にとって「すぐ相談に行ける」などの身近な存在であると伺える。

E. 結論

健康経営の一環として歯科口腔保健を推進するモデルとして位置づけることができる。企業トップの関与、産業保健スタッフを中心とした体制整備、従業員の行動変容を促す啓発活動などが相互に機能することで、職域における歯科口腔保健活動が継続的に推進されている点は、他の事業場にとっても参考になると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

予定なし

2. 学会発表

予定なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

参考文献

1. 厚生労働省. 職場における心とからだの健康づくりのための手引き～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html

2. 令和5（2023）年度 厚生労働科学研究 「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」 研究報告書（「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集 および 歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」）. https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202322003A-sonota1.pdf

3. 株式会社ナカニシホームページ サステナビリティ 健康経営
[健康経営 | サステナビリティ | 株式会社ナカニシ](#)

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
佐藤涼一， 竹之内茜， 大谷悦世	パッと見ておぼえられるまとめテ ブル2026	松久保隆	歯科医師・歯 科衛生士国試 対策ブック 衛生・公衆衛 生・口腔衛生・ 社会福祉・関 係法規	一世出版	東京	2025	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
上條英之，大山 篤，澁谷智明，小 林宏明，佐藤涼 一，安田恵理子， 城徳昭宏，戒田敏 之，木下隆二	歯科医師による法定健 康診断のより適切な実 施に資する研究」の結果 概要報告	日本労働衛生 研究協議会雑 誌	32-1	10	2025
佐藤涼一，上條英 之，杉原直樹	浮遊酸性物質への口腔 内フッ化物徐放装置に よる歯質強化法の開発	日本労働衛生 研究協議会雑 誌	32-1	13	2025
佐藤涼一，杉原直 樹	カチオン化ヒドロキシ セルロースゲル内蔵口 腔内フッ化物徐放装置 によるエナメル質耐酸 性強化法	第67回 歯 科 基礎医学会学 術大会プログ ラム集		77	2025
黄地健仁，佐藤涼 一，倉島竜哉，木 村麻記，山口耕 司，澁川義幸	宇宙月面重力環境下で のマウス顎下腺におけ る免疫グロブリンA 関 連遺伝子の下方抑制	第39回 日本 宇宙生物科学 会JSBSS39 Abstract		51	2025
黄地健仁，河野恭 佑，佐藤涼一，倉 島竜哉，山口耕 司，木村麻記，澁 川義幸	Upregulation of Amy 1 in the salivary gla nds of mice exposed to a lunar gravity en vironment using the multiple artificial gra vity research system.	第71回 日本 宇宙航空環境 医学会大会プ ログラム・抄 録集		13	2025
佐藤涼一	「かかりつけ歯科医と 大学研究者のクロス トーカー口腔機能低下症 とカリエスマネー ジメント」シンポジウムⅡ の概要	歯科学報	1254	51-52	2025

佐藤涼一	「かかりつけ歯科医と 大学研究者のクロス トーカー口腔機能低下 症とカリエスマネー ジメント」臨床研究報 告から診るフッ化物 応用の問題点と開発 課題	歯科学報	1254	53	2025
------	--	------	------	----	------

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 東京歯科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 片倉 朗

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 歯科社会保障学・客員教授
(氏名・フリガナ) 上條 英之・カミジョウ ヒデユキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	東京歯科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長） 殿~~
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名 国立保健医療科学院
所属研究機関長 職 名 院長
氏 名 浅沼 一成

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 （所属部署・職名） 統括研究官
（氏名・フリガナ） 福田 英輝・フクダ ヒデキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
		審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年2月26日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人東京科学大学

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 大竹 尚登

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業

2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科検診を含む法廷歯科検診の適切な実施に関する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 歯学部・非常勤講師

(氏名・フリガナ) 大山 篤・オオヤマ アツシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	東京歯科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年2月26日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人東京科学大学

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 大竹 尚登

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業

2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科検診を含む
むね法延歯科検診の適切な実施に関する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 歯学部・非常勤講師

(氏名・フリガナ) 小林 宏明・コバヤシ ヒロアキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	■ □	■	東京歯科大学	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□ ■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□ ■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	□ ■	□		□

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 東京歯科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 片倉 朗

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 衛生学講座・准教授
(氏名・フリガナ) 石塚 洋一・イシヅカ ヨウイチ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	東京歯科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 東京歯科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 片倉 朗

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 衛生学講座・講師
(氏名・フリガナ) 佐藤 涼一・サトウ リョウイチ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	東京歯科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 東京歯科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 片倉 朗

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 衛生学講座・非常勤講師
(氏名・フリガナ) 澁谷 智明・シブヤ トモアキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	東京歯科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 東京歯科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 片倉 朗

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 短期大学・歯科衛生学科・講師
(氏名・フリガナ) 江口 貴子・エグチ タカコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	東京歯科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 公益財団法人
ライオン歯科衛生研究所

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 濱 逸夫

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 労働安全衛生総合研究事業
2. 研究課題名 THP 指針に基づく職場での歯科口腔保健の推進並びにリスクアセスメント歯科健診を含む法定歯科健診の適切な実施に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 研究部口腔衛生研究室 室長
(氏名・フリガナ) 後藤 理絵 (ゴトウ アヤエ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	公益財団法人ライオン歯科衛生研究所	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。